

官報

号外 昭和四十八年四月二十五日

第七十一回 参議院會議録第十四号

昭和四十八年四月二十五日(水曜日)

午前十時十三分開議

議事日程 第十四号

昭和四十八年四月二十五日

午前十時開議

- 第一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び国民年金等の積立金の運用に関する法律案(趣旨説明)
- 第二 千九百七十二年の国際コヤ協定の締結について承認を求めるの件
- 第三 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、請暇の件
- 一、日程第一より第九まで
- 一、地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(河野三三) これより会議を開きます。この際、おはかりいたします。

重宗雄三君から海外旅行のため来たる五月八日から十一日間、松下正寿君から病氣のため十四日間、それぞれ請暇の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野三三) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(河野三三) 日程第一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び国民年金等の積立金の運用に関する法律案(趣旨説明)

三案について、提出者から順次趣旨説明を求めます。齋藤厚生大臣。

〔国務大臣齋藤邦吉君登壇、拍手〕

○国務大臣(齋藤邦吉君) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国は、急速なテンポで高齢化社会を迎えようとしているのでありますが、他面、核家族化の進行や扶養意識の変化などにより、わが国の老人を取り巻く環境は著しく変貌しつつあります。このため、老人問題をめぐる国民の関心はかつてない高まりを見せており、中でも老後保障の柱となる年金制度に寄せる国民各層の期待は、きわめて大きいものがあります。

さらに、経済社会の発展の成果を各世代を通じて均等にさせる上からも、老人が安心して老後を送ることができる年金制度の確立をはかることは、いまや内政上最優先の課題の一つと申すべきであります。

今回の改正法案は、このような趣旨にかんがみ、わが国年金制度の大宗をなす厚生年金及び国民年金を中心に、老後生活のささえとなる年金の実現を目ざして、年金給付の水準を大幅に引き上げるとともに、年金額のスライド制を導入する等、各年金制度の改善充実をはかりとするものであります。

まず、年金額の水準につきましては、厚生年金については、最近の被保険者の平均標準報酬の六〇〇程度を確保することを目的に、改正後新たに老齢年金を受ける場合の標準的な年金額をおおむね月額五万円に引き上げるものであります。国民年金につきましても、二十五年加入の場合の年金額を、附加年金を含めて夫婦月額五万円の水準に引き上げることとしております。

また、多年の懸案であったスライド制につきましては、年金額の価値維持のため、新たに物価変動に必ず自動的なスライド制を導入することとし、あわせて財政再計算期に、従来どおり国民の生活水準その他の諸事情を勘案して年金額の改定の措置を講ずることにより、将来にわたり適正な年金額の水準の確保をはかることとしております。

以下、改正案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

まず、厚生年金保険法の一部改正について申し上げます。

第一に、年金額の水準につきましては、定額部分を大幅に引き上げるとともに、報酬比例部分について、過去の期間の標準報酬を最近の標準報酬の水準をもとにして再評価することとして、その飛躍的な改善をはかることとしております。

その他、妻の加給年金の額並びに障害年金及び遺族年金の最低保障額の引き上げ、在職者に対する老齢年金の支給範囲の拡大等の改善を行なうこととしております。

第二に、年金額の自動的改定措置、いわゆるスライド制の導入についてであります。年度平均の消費者物価指数が五割をこえて変動した場合に、その変動した比率を基準として、政令で定めるところにより、年金額を改定することとしております。

第三に、標準報酬の改定についてであります。最近における賃金の実態に即して、二万円から二十万円までの三十五等級に改めることとしております。

第四に、保険料率の改定についてであります。給付水準の引き上げに伴ってその改定を行なうこととし、今後受給者が急激に増加することが見込まれているため、将来にわたる保険料負担のなだらかな増加を期するとともに、長期的な財政の健全性を確保するという見地に立って、保険料率を千分の十五引き上げることとし、以後、段階的に引き上げをはかっていくこととしております。

なお、以上の改正は昭和四十八年十一月から施行することとし、現に支給されている年金につきましても、同様に年金額の引き上げをはかることとしております。

次に、船員保険法の一部改正についてであります。厚生年金の改正に準じて、年金額的大幅な引き上げ、スライド制の導入その他所要の改正を行なうこととしております。

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び国民年金等の積立金の運用に関する法律案(趣旨説明)

三四四

次に、国民年金法の一部改正について申し上げます。

第一に、拠出年金の額についてであります。その水準の大幅な引き上げをはかることとし、現実に支給されております十年年金については、現行の月額五千円を月額一万二千五百円に引き上げ、また、五年年金については、現行の月額二千五百円を月額八千円に引き上げることとしております。

その他、附加年金の額を引き上げ、障害年金の最低保障額及び母子年金等の額の改善を行なうこととしております。

第二に、年金額の自動的改定措置についてであります。拠出年金について、厚生年金と同様のスライド制を導入することとしております。

第三に、保険料及び国庫負担についてであります。今回の給付水準の引き上げに伴う保険料の急激な増加を避け、さらに将来にわたる財政の健全性を確保する見地から、保険料は月額九百円とし、昭和五十年一月以後段階的に引き上げをはかつていくこととしております。同時に、十年年金、五年年金等の経過的な老齢年金について、国庫負担割合の引き上げをはかることとしております。

第四に、高齢者の任意加入の再開についてであります。任意加入の対象とされた年齢層で加入しなかった人を対象に、申し出により、再び五年年金に加入できる道を開くこととしております。なお、以上の改正による年金額の引き上げは、昭和四十九年一月から実施することとしております。

次に、福祉年金の改善について申し上げます。各福祉年金の額につきまして、昭和四十八年十月から、老齢福祉年金を月額五千円に、障害福祉年金を月額七千五百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金を月額六千五百円にそれぞれ引き上げることとしております。

最後に、年金福祉事業団法の一部改正について

申し上げます。

年金福祉事業団が設置運営する施設として、保養のための総合施設を明示いたしますとともに、新たに、被保険者のための住宅資金の貸し付けを行なわせることとしていたしております。

以上をもつて改正法律案の趣旨の説明を終わります。(拍手)

○議長(河野三三三) 衆議院議員八木一男君。

〔衆議院議員八木一男君登壇、拍手〕

○衆議院議員(八木一男君) 私は日本社会党、日本共産党革新共同、公明党及び民社党を代表して、ただいま議題に相なりました国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案並びに国民年金等の積立金運用に関する法律案について、提案の趣旨並びに内容の大綱について御説明申し上げます。

社会保障制度の確立は、声ある者、声なき者を問わず全国民の切実な願いであります。そしてまた、このことは、憲法がその第二十五条第二項において、国に対し明確に責務を課しているところでもあります。にもかかわらず政府がGNP世界第三位、成長率世界第一位と誇号するわが日本において、その社会保障制度が西諸国よりはるかに低位にあることは低賃金、高物価、公害と並んで、憲法を軽視し、大資本に奉仕する自民党政権の冷酷きわまりない政治の代表的なものと云うべきであります。

ことに、医療保障とともに社会保障制度の重要な柱である年金制度の劣悪な現状は、全く国民を無視したものといわなくてはなりません。ウナギ登りの物価上昇で大部分の国民の生活が異常に圧迫されておりますが、その中でも障害者や母子家庭等はいくつ生活にあえぎ、多くの老人はきわめて暗い生活を送っております。戦前からの老後のための貯蓄は、戦後のインフレで完全に消え去り、さらに、家族制度が音を立てて崩壊をしております。そうした現状の中で明治・大正・昭和と続いた圧政と苦難の中を生き抜いてきたわれわれ

の先輩に対するいまの政治は、きわめて冷酷であり怠慢であります。

住宅、医療等々老人等のために対処すべきことは多々ありますが、年金制度の確立こそがその中心であることは、何人も否定できないところであり、ます。しかしこの現状は、全く、お話しになりません。ちなみに昭和四十七年度の六十歳以上の人口約一千二百万人であります。そのうち、老齢年金の受給者はすべての制度を合わせて約六百五十三万、そのほぼ半数にすぎません。しかもその六割が年金という名に値しないあめ玉年金、すなわち月三千三百円の老齢福祉年金の受給者であります。厚生年金の受給者ですら平均月一万六千五百円、老人の暗い生活の嘆きがこの数字で裏書きをされているといえましよう。

われわれは、昭和三十三年政府が全く放置をしていた国民皆年金を実現するため、抜本的国民年金法案を国会に提出をしたことを初めとして年金制度確立の先駆的役割りを果たすため努力を続けてまいつたのであります。老人等の生活の現状と人口老齢化の進行を重視をし、昨年総選挙での公約を果たすべく四党一致して、ここに、本法案を提出した次第であります。

そのうち、まず、国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は国民年金法、厚生年金保険法、船員保険法並びに年金福祉事業団法の一部を改正し、うとするものであります。先ほど提案説明のありました政府提案の厚生年金保険法等の改正案と主要点において対比をしながら御説明を申し上げます。

本法案の目的とするものは、まず第一に、老人、障害者、遺族の生活を保障するに足る年金制度を、いわゆる月六万円年金として確立しようとするものであります。これは厚生年金では、被保険者期間二十年、国民年金では二十五年の人を計算の中心点として六万円年金と称するものであります。これに対して、政府案は、厚生年金では、

被保険者期間を二十七年に引き延ばして上げ底とし、五万円年金と称し、国民年金では付加部分を加えて夫婦月五万円年金と称するものであり、これを本案と正確に比較すれば、厚生年金において三万七千円、国民年金において、夫婦四万円としか称し得ない内容であります。

野党四党案が誇大宣伝の政府案とは違い、真に充実した内容であることを明確にいたしておきたいと存じます。(拍手)

第二に、年金の最低保障額の確立とそれに見合った福祉年金等の改善であります。

厚生年金、船員保険中老齢年金の最低保障額が妻の加給を入れて現行法月額一万二千二百円、政府案月二万四千四百円であるのに対し月四万三千円とし、それに見合い、老齢福祉年金について現行法月額三千三百円、政府案月五千円を一躍月二万円、すなわち夫婦月四万円とし、さらにこれを上回る二十五年年金に近い五年年金、夫婦四万六千円、十年年金夫婦五万一千円を実現しようとするものであります。

さらに、現行法では月八千八百円、政府案では一万八千四百円であるのに対し、月額三万三千円を最低保障額とする障害及び遺族関係の年金、並びにこれに準じた各種福祉年金額の飛躍的引き上げをはかるものであります。これこそ「今すぐ、生活できる年金を」と叫ぶ国民の要望にこたえる道であると確信をいたす次第であります。

第三に、年金の支給対象を大幅に拡大し、年金を必要とする全国民に制度を及ぼし、かつまた、全労働者に被用者年金を適用しようとするのであります。

すなわち、国民年金においては、六十五歳からの老齢福祉年金の適用、二級障害福祉年金制度の創設、福祉年金の扶養義務者並びに配偶者の所得制限の撤廃であり、国民年金保険料免除者に対する年金の大幅増額なども同じ趣旨の改正であります。厚生年金においては、五人未満雇用事業所の労働者への強制適用、日雇い労働者に対する厚生年

金適用促進、在職老齢年金制度の拡大及び改善、五十五歳以上退職者の繰り上げ減額年金制度の創設、船員保険も含めて、保険料掛け捨て及び脱退一時金受給者の年金受給権利の確立の推進であり、各制度を通ずるものとしては、遺族年金、障害年金の通算措置の促進であります。

これに対し政府案では、福祉年金の所得制限、在職老齢年金について、わずかな改善を行なうとするのみであり、その他の多くの事項については、一切取り上げられていない点を明かにいたしておきたいと存じます。

以上の第二、第三がいわゆる谷間問題の解決等、社会保障の理念に従い賦課方式の考え方に基つき、多くの国民のため、年金制度を質的に改革しようとする本法案の特徴であり、社会保障主義の弊を改めようとする日陰にいる人々にきわめて冷たい政府改正案とは、全く考え方を変えた抜本的改正案であることを明確にいたしておきたいと存じます。

第四に、貸金自動スライド制を実施することであり、本案は厚生年金、船員保険はもとより国民年金にも、ことに各福祉年金を含めて貸金自動スライド制をとることにいたしております。

自動スライド制が年金制度に欠くことのできないことはもはや申すまでもありません。しかし、政府案のように物価スライドでは、現在の苦しい国民大衆の生活水準、その中でもつましい年金生活者の生活水準を維持するだけにとどまるものでありまして、私たちは、活躍中の若年と同様に先輩の生活が豊かになるよう、貸金スライドが絶対に必要であると確信してこのことに踏み切ったのであります。ちなみに、昭和四十七年度に、政府の推計では、消費者物価上昇率は五・七％、賃金上昇率は一・五％と推定され、貸金自動スライドのほうに年金受給者の生活保障にきわめて有効であることをつけ加えておきたいと存じます。

年金制度の充実を推進するに際し、国民生活の現状から見て、保険料の値上げは断じて避けなくてはなりません。

わずかな年金の充実を計画する際に、これを国民の負担増でまかなおうとする政府案とは違い、本案は、保険料値上げなしに年金の飛躍的充実改善を実現しようとするものでありまして、国庫負担は、厚生年金の基本部分の二割を三割に、船員保険及び厚生年金第三種の二割五分を三割五分に、国民年金の保険料の五割すなわち給付に対する三分の一の国庫負担を、保険料と同額すなわち給付に対して五割に増率することとし、厚生年金、船員保険の保険料の労使負担区分を使用主七、労働者三に改めることとしたのであります。各年金の保険料を引き上げ、しかも引き続き一その引き上げを計画し、国庫負担増率をしない低福祉、高負担の政府案に比し、四党案は、高福祉、低負担、社会保障充実と資本家の負担での国民に対する公約を果たすものでござります。

第六に、年金財政を現行の積み立て方式より賦課方式に転換することであり、政府はこれに對し、後代の負担との均衡をはかるべきであるとの理由のもとに積み立て方式を主張してあります。しかし、われわれは、高物価、低収入で保険料負担が苦しい現状と、物価が安定し、十分な収入が保障され、年金のための負担に痛痒を感じない将来あるべき状態を考慮したとき、政府のより形式的な均衡をとるべきではなく、実質的な均衡こそ重視するべきであると確信をいたします。ことに、政府の積み立て方式論の真の意味は、高い保険料を吸い上げ、ばく大な積み立て金を大資本の設備投資や産業基盤をつくるために利用しようとするところであり、目的と手段を混同、いな逆転をさせ、インフレによって国民を収奪しようとするものであり、その意図は断じて粉碎されなければならないものと信じます。

積み立て金制度を継続しようとするれば、たとえ政府が言うごとく、その修正度を幾ぶんふやし、

さらにわれわれが主張するように国庫負担の増率及び労使負担区分の変更を行なっても、国民年金の被保険者及び厚生年金、船員保険の労働者の近い将来の負担は、耐えがたいものになることは必至であります。したがって、われわれはこの際、賦課方式に向かつて踏み切り、現在並びに近い将来の国民の負担の増大を避け、年金制度の飛躍的充実をはかることにいたしましたのであります。大資本の立場に立つた俗論を排し、深い国民的視野に立って、断固として、賦課方式に踏み切ったことを明確にいたしておきたいと存じます。

第七に、本案は、国民年金と、厚生年金、船員保険の各制度間の均衡をはかる考え方のもとに構成されたものであり、さらに、すべての年金制度充実の過程において、他の被用者年金と早急に肩を並べるようにする考え方のもとにつくられたものであることを明らかにいたしておきたいと存じます。

次に、本案の具体的内容を要約して御説明を申し上げます。

まず、国民年金法の改正についてであります。その第一は、年金額の引き上げ及び支給範囲の拡大であります。

第一点は、老齢年金の引き上げでありまして、夫婦で月額六万円の年金を実現しようとするものであります。このため、老齢年金の額は、現在、保険料納入済み期間一月につき三百二十円で計算をいたしておりますものを、千二百円に改め、加入期間が二十五年の場合、現行法では月額八千円、政府案では二万円であるのに対し、これを月三万円、すなわち夫婦月六万円に引き上げることとしたしました。

また、ただいま支給が行なわれております経過的年金の額につきましては、格段の配慮を払うこととし、十年年金については、現行法の月額五千円、政府案では一万二千五百円を月二万五千五百円、すなわち夫婦月五万一千円に引き上げ、近き支給が開始される五十年年金につきましても、現行

法の月額一人二千五百円、政府案では八千円を、月二万三千円、すなわち夫婦月四万六千円に引き上げることとしたのであります。

なお、この際、保険料免除期間の取り扱いを改めることに踏み切りました。心身障害者、生活保護世帯など、保険料納入を免除された人たちが、特に年金を必要とするのでありまして、これらの人たちの年金額が他の人に比較して、はるかに少ないことは、現行制度の大きな欠点であります。したがって、現行の保険料免除期間は、年金額の計算上保険料納付期間の三分の一と評価をされておりましたが、これを四分の三と評価をし、日陰の人たちの年金を大幅に引き上げることとしたのであります。

第二点として、老齢福祉年金につきましても、飛躍的な改善を行なうこととし、いわゆる谷間問題を解決するために、その支給開始時期を、現行の七十歳から六十五歳に引き下げるとともに、その額を五万円、お小づかい年金としかいえない、現行の月額三千三百円、政府案五万円に引き上げ、月二万円、夫婦月四万円にすることにいたしました。ただ、七十歳未満の人につきましては、施行日から一年間は月一万円、その後一年間は月一万五千円にとどめ、三年目から月二万円とすることにいたしました。

第三点は、質的に見て、最も所得保障の必要度の多い、障害者のための障害年金の改善でありまして、その額を、老齢年金の改善に準じて引き上げるとともに、その最低保障額を、障害の程度が二級の者で、現行法の月額八千八百円、政府案一万八千四百円に引き上げ、大幅に引き上げ、月額三万三千円にすることにいたしました。

第四点は、障害福祉年金の支給範囲の拡大と、年金額の増大でありまして、この点は、現在提出制障害年金制度から、除外をされている障害者のために、特に欠くことのできない改正点であります。すなわち、新たに、障害の程度が二級の者に

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び国民年金等の積立金の運用に関する法律案(趣旨説明)

三四六

も支給することとし、その額は一般にあっては、現行法の月額五千円、政府案七千五百円に對し、飛躍的に引き上げ、月三万三千円とするにとし、二級にあっては月二万四千七百五十円とするにとしたものであります。

第五点は、母子年金、準母子年金及び遺児年金についても、現行法の月額八千四百円、政府案一万八千四百円に對し、月三万三千円に引き上げることとし、また、母子福祉年金、準母子福祉年金の額を、現行の月額四千三百円、政府案六千五百円に對し、月二万四千七百五十円に引き上げるとともに、子や孫が二人以上ある場合に支給される加給金の額を、一人につき月額千円に引き上げることにいたしました。

第六点は、扶養義務者並びに配偶者の所得による福祉年金の支給制限は、一切これを撤廃することとしたのであります。

その第二は、年金額の貸金自動スライドであります。

第三は、年金の財政方式でありまして、現行の財政方式は、いわゆる積み立て方式によることとされておりますが、今後は、賦課方式を原則として、年金財政の運営に当たっていくべきこととしたのであります。

第四は、国庫負担の増額であります。現行の保険料に對して、二分の一の国庫負担を、保険料と同額とするものであり、これは給付に對して三分の一の国庫負担が二分の一になることは、各位の御理解のとおりであります。

その他、今回の給付改善に伴う支給増の過半を国庫負担することとし、また、インフレ等に伴う整理資源について、別途国庫負担をできることとしたのであります。

第五は、既裁定年金の扱いであります。改正後の規定に準じて、大幅な年金額の引き上げが行なわれることとしたのであります。

その第一は、年金額の引き上げ及び支給要件の緩和であります。

第一点は、老齢年金の引き上げでありまして、これは本年十一月、新たに老齢年金を受けることとなる者に、加入期間二十年で、妻の加給を加えて、月額平均六万一千円の年金を支給しようとするものであります。

そのため、まず、基本年金額の定額部分の算定基礎額四百六十円を千六百五十円に引き上げ、報酬比例部分につきまして、その乗率を現行の千分の十を千分の十五に引き上げるとともに、平均標準報酬月額を計算する場合において、過去の低い標準報酬月額を、現在の水準に合うよう再評価することとしたのであります。

また、加給年金につきましても、妻については月額四千円に、子については千五百円に引き上げることとしたのであります。

第二点は、老齢年金及び通算老齢年金の在職支給の要件の大幅な緩和であります。

第三点は、老齢年金を五十五歳から本人の請求により繰り上げ減額支給する制度を新設することでありまして、

第四点は、障害者の所得保障を重視をし、障害年金の最低保障額を、老齢年金の改善に準じて、引き上げることとし、二級の場合で現行の月額八千八百円、政府案一万八千四百円に對し、大幅に引き上げて、月三万三千円にすることとしたのであります。

第五点として、遺族年金の最低保障額も、現行の月八千八百円、政府案一万八千四百円に對し、月三万三千円に引き上げることとしたのであります。その第二は、年金額の貸金自動スライドであります。

右の原則にのっとり、保険料率は現行の率を維持することとしたのであります。また、現在折半負担となつております保険料の負担割合を、労働者側三、使用者側七の割合に改めることとしたのであります。したが、当分の間は、従来どおり折半負担を続けることとしたのであります。

国庫負担につきましても、現在一般的に給付時における二〇%、第三種は二五%の国庫負担がなされておりましたのをそれぞれ三〇%、三五%に増率することとし、さらに、インフレ等に伴う給付改善の結果必要となる整理資源について、別途国庫負担する道を開くこととしたのであります。

第五は、既裁定年金の扱いであります。改正後の規定に準じて、大幅な年金額の引き上げが行なわれることとしたのであります。

第六として五人未満の事業所の労働者について、強制適用に踏み切ることとしたのであります。

次に、船員保険法の改正について申し上げます。

船員保険の年金部分につきましても、厚生年金保険法の一部改正に準じて、所要の改正を行なうこととしたのであります。

さらに、年金福祉事業団法の一部改正について申し上げます。その内容は、年金福祉事業団に被保険者に対する住宅資金の貸し付け等の事業を行なわせることとするものであります。

なお、年金制度につきましても、今回取り上げました事項のほか、困難かつ深刻な問題が山積していることは、同僚議員各位のすでに御承知のとおりであります。たとえば、各種公的年金制度の統合の問題、妻の地位の問題など非常に大きな問題であります。この法律案は、緊急に措置されなければならぬ重要な事項として、三つの事項を提示をし、政府にすみやかに実現する責務を課するものであります。

あつた者をできる限り年金給付に結びつけるためのいわゆる掛け捨て並びに脱退一時金受給者の救済措置でありまして、第三は、各種公的年金における遺族年金及び障害年金の通算措置を講ずることとであります。

終わりに、この法律の施行は、国民年金については昭和四十八年十一月一日、厚生年金及び船員保険については同年十一月からであります。

次いで、国民年金等の積み立て金の運用に関する法律案について申し上げます。

現在、国民年金、厚生年金保険、船員保険の特別会計の積み立て金については、その大部分が資金運用部に預託され、直接間接に大資本の利益のために用いられ、被保険者のために用い得る資金は、増加資金の四分の一程度に限り用い得るわけでありまして、全く不当な運用であります。

これはこの運用に關し被保険者代表の意思を表示する制度がなく、また、運用の主体が大蔵省に握られていることに基因をいたしております。

元来、積み立て金といふものは、老齢または障害の場合、被保険者に死亡の場合遺族に支給されるものであり、当然その全部が被保険者のものと考えることが至当であります。たとえ、国または資本家がその中の一部の金額を負担していたとしても、積み立て金となつたときに被保険者のものとなり、彼らには絶対に戻らないものであつて、これに對して介入する権利は断じて認めるべきではないとさせていただきます。

こうした明確な立場に立ち、四党は、積み立て金の運用は、被保険者の意思によつて行ない、決定され、被保険者のためになされるべきであるとの見地から本法案を提出をいたしましたのであります。

本案の主要な内容は、国民年金法等、積立金審議会を設置をし、その構成は、被保険者代表者が十名、学識経験者五名、政府側三名とし、被保険者の意思が完全に反映できるよりいいたしたこととであります。

この審議会の決定に基づき、厚生大臣が積み立て金を福祉資金と一般資金に分ち、福祉資金は審議会の議にはかりつつ運用することにいたしました。

一般資金については、急速に減少し、福祉資金が真に被保険者のために役立つ運用がなされることを確信をして本法案を提出した次第であります。

以上で四党提出二法案の理由の御説明を終るわけですが、いずれも年金制度充実及び整備が内政の急務であることにかんがみ、国民のために、これだけは即時絶対必要であるとの確信のもとに四党が一致して提案をしたものであります。さらに四党とも、一そうに年金制度向上確立のため邁進する決意を持つものであることを明らかにいたしておき次第であります。

全同僚議員各位、われわれ四党は即時生活できる年金を求められる国民の声を、将来を安心出来る年金制度を求められる国民の意思を体して、強い決意を込めて、本二法案を提出いたしました。この二法案を熱心に御審議を賜わり、衆議院より送付の際には満場一致御可決あらんことを強く要望をいたしまして提案の趣旨説明を終わります。

(拍手)

○議長(河野三三) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。田中寿美子君。

〔田中寿美子君登壇、拍手〕

○田中寿美子君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました政府の厚生年金法の一部を改正する法律案に対し、野党四党共同提案の改正案を支持する立場から、総理大臣をはじめ関係閣僚に対して若干の質疑を行ないたいと存じます。

政府は、一方に長年の自民党政府の伝統である生産第一主義の経済政策を掲げながら、他方において福祉型経済への切りかえを目ざすもののごとき言辭を弄しております。

さきに発表されました経済社会基本計画には、「活力ある福祉社会のために」と、サブタイトルがついているのであります。しかし、単にことばをもてあそぶのではなく、真実に福祉の実現を目ざしているのであれば、今回の政府提案の年金法改正案は、大幅な軌道修正を必要とすると考えます。

現在、国際通貨危機の中にあつて、日本は、経済大国と呼ばれる経済力にふさわしからぬ労働者の低賃金、長時間労働などによるダンピングを非難されているばかりでなく、低福祉による社会保障ダンピングの非難すら受けているのです。これまで勤労大衆の犠牲においてドルをかせぎまくった日本政府は、いまや、いわゆる外圧によって国内の勤労大衆の賃金、労働条件並びに社会保障について先進国並みに引き上げるように政策転換を余儀なくされているのであります。総理は、はたしてこの状況についての認識を正しく持つていられるのでしょうか。私たちはこの際、憲法で保障された国民の生存権、生活権、幸福追求の権利を国民のものとするために、政府の政治、経済、社会政策路線の福祉型への転換を徹底的に要求いたします。

そこで、まず私は、政府の社会保障についての基本理念を問いたいと思ひます。田中総理は社会保障といふものをいかに解釈していられますか。憲法二十五条では、国が国民に対して社会保障、社会福祉を保障することを義務づけています。一体、社会保障の基本理念はいかなるものでしょうか。私の理解では、第一にかつて家族制度の中で保障してきた国民の生活、教育や病気の治療、年寄り、子供、不幸な者への世話などが急速な産業化の進展の中で家族化が進み、個人の力ではささげ切れなくなっていること、そのため個人や個々の家庭にかわって社会全体がささえる制度をつくるのが社会保障制度であります。言い換えれば世代同士が孝行をし合うこと、相互扶助をすることであると考へますが、総理、あなたは

この原則をお認めになりますか。また国家財政の最高責任者である大蔵大臣や社会保障の直接担当者である厚生大臣のお考えはいかがですか。

右の原則に立てば当然のこととして、第二に社会保障の三つの柱、すなわち所得保障、医療保障、社会福祉制度を根幹として、国がすべての国民の生活権と生存権を守る義務を引き受け、そのための制度を計画的に立案し実行せねばならないこととなります。この場合、国が、と私が申しますのは、総理、あなたのポケットマネーを分けていただくという意味ではないのはもちろんで、国とはすなわち国民であり、社会保障に支出される国費は国民の汗とあぶらの結晶の税金や社会保障の掛け金であります。すなわち、社会保障とは所得再配分のための政策であります。高額所得者はその所得に応じた税金や拠出金で、そして所得のない者、労働の不能の者は、拠出しなくとも社会保障によって生きる権利を全うするということにならねばなりません。とりわけ年金制度は所得保障制度ですから、所得再配分の機能を最高度に発揮すべきものであります。この原則に総理は御賛成いただけますでしょうか。衆議院において、総理も厚生大臣も、繰り返し拠出金のいかにいかかわらず一律に五万円年金を保障するのはきわめて適切でなくと答えていられます。このような思想に立つ限り社会保障は実現いたしません。いかがですか。

第三に、社会保障制度は、また完全雇用と真の最低賃金制及び定年制と年金制との結合を前提条件としなければ、その意義を失うことを指摘したいと思ひます。すなわち健康な国民にはすべて職業が与えられること、その職業で得る賃金や所得は、憲法二十五条でいう健康で文化的な最低生活を営むに足る金額以上でなければならぬこと、さらに定年制と年金制とが結合し、その間にギャップがなく、老年の生活が保障されることが必要であります。この前提条件のもとで、一たび老齢や疾病その他の理由で労働不能となったと

き、社会保障によって国が保障するものでなければなりません。労働者が今春闘で、定年制の延長や年金制度の要求を高く掲げているのもこの意味からです。労働大臣は労働者の生活権を守る立場から、この点どのように考へ、厚生省に對し、また閣内において、これらの点でどのような協議や要求をされておられますか。社会保障に関するILO一〇二号、一二八号条約の批准などについてもどのように努力していられますか。また、厚生大臣はこれらの点で労働大臣と協力し、その実現をはかっていられますか。

以上三つの原則が社会保障の基本理念であると考えますが、総理並びに関係閣僚は、これらの原則に立つて社会保障を実現しようとする意欲があらなくなりますか。それとも、あくまで保険主義の立場で、年金や医療保険、福祉制度などを、単に資本主義経済の破綻を補完するものと考えられるのですか。根本姿勢にかかわることであり、から、明確に態度を示していただきたい。

以上のような基本理念に立つて、私は、今回の政府の年金改正法案について、老齢年金にしばってお尋ねいたします。

今回の年金改正法案は、所得保障制度としてはきわめて不十分であり、国民の老後の不安を一向に取り除きません。そこで政府案に對し、次の諸点を根本的に改めることを要望いたします。

第一には、年金だけで老後の生活が送れるようにせよということであり、政府は、年金をあくまで、長年にわたって積み立てた積み立て金を受け取るべきものとする保険主義に立つており、すでに五万円年金がまぼろしの年金であることはよく知られております。国民年金では、事実上昭和六十六年から初めて四万円年金となることも、老齢福祉年金では、三年後によりやく一万円となることも知られております。これらは、いずれもこの物価高のもとで生活できる金額ではありません。

これで見ると、政府は、年金を老年期における

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び国民年金等の積立金の運用に関する法律案(趣旨説明)

三四八

他の収入に対する補充的な給付という考えに立っていることがわかります。それでは、老年期における年金以外の他の収入とは何でありましょうか。今日、人々は定年退職後、退職金を食いつぶすか、これまでの六割か七割の安い賃金で再就職するか、親族の補助を受けるかして、少額の年金と合わせて生活することを余儀なくされているのであります。これはいたずらに高齢者を不安におとしめるものであり、私は、年金だけで暮らせるように、直ちに今年度から改正の必要があると思ひますが、いかがですか。

かりに政府が保険主義をあくまで固執するとしても、保険方式だから老後保障ができないというものではないことも、ここに指摘しておきたいと思ひます。年金に関しては、西ドイツもフランスも保険方式をとっていますが、現在みなその年の年金保険の拠出金額をもつてその年の高齢者の年金給付に充てる賦課方式をとり、暮らせるだけの給付を保障しております。したがって、賦課方式を採用して年金だけで老後が暮らせるようにすべきだと思ひますが、この点いかがですか。

第三に、政府は、そのような暮らせる年金にできないのは、日本の年金制度が未成熟であるからであると説明し、今後三十年以上の後の昭和八十五年ごろまで、制度の成熟するのを待つて賦課方式に移行すると言っております。今日、老人問題が緊急であるとき、年金制度が未成熟であることは致命的欠陥であります。老人は待てないので、いまや積極的に年金制度の成熟化をはかる努力をすべきときであります。

欧米諸国の年金成熟係数、すなわち被保険者に対する年金受給者の比率を見ますと、西独二・三％、スウェーデン一・八％、イギリス一・九％、アメリカ一・九％でありますのに、日本は厚生年金において二・七％、被保険者二千三百万に対して年金受給者六十五万にすぎません。国民年金において一・六％、被保険者二千五百万人中わずかに三十八万人にすぎません。

なぜ厚生年金制度発足後三十年を経ている日本において、かくも未成熟なのでありましょうか。試みに四十八年度の年金歳入額をとれば、厚生年金で一兆八千五百七十一億、国民年金で三千五百五十七億、計二兆二千二百二十億にのぼります。これに対して給付額は、両年金を合計しても五千億にすぎず、これは今年度積み立て金の利子収入五千四百億をもつて支払つても、なお余りのある状態です。なぜかとも年金の給付が少ないのでしょうか。政府はその原因がどこにあると思われませんか。

一つには女子労働者などの掛け捨てが多いこと、二つにはわが国の年金制度が皆年金と称しながら、申請主義で任意加入の制度であったからでありましょう。また、中途からの加入者に対する経過措置がきわめて不十分であったこともその理由と考えられます。そこで、年金制度を持たなかった事業場における過去の勤務を計算に入れる経過措置を導入すること及び国民年金の十年年金、五年年金制度に対して思い切った優遇措置を講ずることが必要であります。政府は勇断をもつて野党提案のような措置を講ずべきだと思ひますが、いかがですか。

なお、老齢福祉年金を野党案のように思い切つて大幅に引き上げること、六十七歳から六十九歳のいわゆる谷間の老人のために福祉年金を適用することも考えていたのだかと思ひます。

第四に、年金の給付水準を大幅に引き上げ、物価スライドでなく、賃金スライド方式をとることが緊要だと思ひますが、この点について政府案を変更する意思はありますか、この点について政府案を今日インフレ下、高齢者、年金生活者は生活苦にあえいでいます。私は、最近一通のはがきを未知の老人から受け取りました。それは、厚生年金を昭和十七年からかけ続け、四十年に退職、その後再就職して四十二年までまた掛け金をしました。現在、年金月一万六千円を受け取っています。これが倍になつても老夫婦の生活のかたには

なりません。物価高の今日、老夫婦でも月五万円はぜひ必要です。と書いてありました。政府の年金をまぼろしの五万円年金としないために、今年度からすぐに野党提案のように賦課方式をとる、その年度の積み立て金を給付に充てれば、五万円どころか六万円年金も可能です。なぜ政府はちゅうちょするのですか。

さらにスライド制については、過去十年間物価は平均五・六％上昇したのに対し、賃金は平均一・五％上昇しています。したがって、賃金自動スライド制が経済変動や生活水準の変化には最もよく対応できるものであります。現に公務員共済年金は賃金スライド制をとっているではありませんか。また、物価スライド制と、何の基準も設けていない標準報酬の再評価によるスライド制では安心できません。政府のスライド制によれば、将来、国民生活水準と年金水準とが大きく乖離していく危険があると思ひます。この危険を防ぐために、われわれの提案のように賃金自動スライド制に変更されるお考えはありませんか。

なお、給付の財源計算については、野党の計算方式をぜひ参考にしたいと思ひます。私たちは、ただ給付水準の引き上げのみを叫んでいるのではなく、われわれの六万円年金構想では、厚生年金の例をとれば、保険料率は当分の間現行どおりに据え置き、値上げをしない、労使折半の負担とし、国庫負担を三〇％に引き上げます。一方給付のほうには、前年度の平均賃金の六〇％を最低保障額とし、それに報酬比例部分を加えることとして、賃金自動スライド方式で計算しますと、単年度の収入で給付がまかなえなくなるぎりぎりの年度は七年後の一九八〇年、昭和五十五年となり、そのときから以後、労使三対七の限度まで事業主の保険料負担分をふやしていきます。われわれの計算では、労使三対七となる年は一九八八年、つまり十五年後、昭和六十六年であり、その年以後、年金積み立て金の累積額を取りくずしていくという考え方です。

私があえてここでこのようなんぞいう数字を申し上げましたのは、政府がしばしば野党は財政計算なしに年金給付の引き上げのみを主張しているかのような批判をされるからであります。ここで特に申し上げたいことは、私たちは将来、保険料の引き上げに一切応じないといった、かたくなな態度を主張しているものではないということです。問題は被保険者の負担先行政策をとるのか、あるいは給付先行の政策をとるのかにあるのです。将来、完全な年金制度ができるとき、拠出者のコンセンサスを得て保険料の引き上げに必ずしも給付と負担を行なうことを民主主義であると思ひます。

第五に、各種年金の格差をなくし、将来の一元化に備えることを要求したいと存じます。

現行制度最大の欠陥は、あまりにも多くの年金制度が分立し複雑なこととす。先ほども引用しました私へののがきの主に、私は折り返して詳しいデータを求めましたところ、その老人は今度は封書で、自分の住居地の社会保険事務所に聞きにいったが、計算がむずかしくてわからない、中央の社会保険庁年金保険業務課に聞いてほしいと言ってきた。年金をかけている者だれもほとんどが、今度の改正で一体幾ら給付されるようになるかの計算もできない状態です。政府は将来分立した年金制度の一元化と給付の一元化に向かつて改革すべきだと思ひますが、このために何らかの方向を出していただけるのでしょうか。

最後に、私は、年金積み立て金の運用を改め、年金資金の別勘定を設けることを提案いたします。

私は、本院予算委員会におきまして、何度か、年金拠出金が資金運用部資金に繰り入れられて、財政投融資資金として、過去に長い年月、日本の産業基盤の整備や開発、生産のために大きな役割を果たしてきたことを指摘してきました。今日ではすでに年金の積み立て金の累積額は八兆円に

のほつています。私は、国民が生活できる年金をと叫んでその給付の改善を求め、その財源をさがし求めている現在、この巨額の積み立て金は当然年金の資金として役立たせるべきものと主張してきました。

厚生省の試算によれば、年金の積み立て金残高は、四十八年度末には九兆九千億、五年後の昭和五十二年度末には十七兆二千五百億、そして昭和七十年には百七十五兆三千億、そして政府の言う年金成熟化の完成する年、昭和八十五年には四百一十兆円というばく大な金額にのぼります。しかし皆さん、三十年先に四百一十兆円の積み立て金を累積することがいかに愚かしいことか。その間じゅう国民の老齢年金は、常に国民の生活水準とかけ離れ、インフレで積み立て金の価値も減価し、しかも、その間じゅう、財投資金として公団、公社、公庫、その他政府機関を通じて資本への投資に巨大な資金を提供していく仕組みがはたして正しいことでしょうか。政府がいかに年金資金の使途を国民の福祉のためにすると強弁しても、財投の仕組み上、一たび繰り入れた資金は一元的に運用され、年金資金の回収さえ明らかにならないのです。

私はもうこれ以上、ここで財投の性格を論じる気持ちはありません。ただ、ここで主張したいことは、年金特別勘定を分離し、その年の年金の拠出金は、生活できる年金の給付に充てたあと、これまで貸し付けてきた資金の回収額とともに、年金のための資金として積み立て、自主運用すべきであるということであり、厚生省は、年金を本格的に暮らせる年金制度とするために、年金特別勘定の自主的分離運用に踏み切る決断を持ってほしいと考えますが、厚生大臣いかがですか。大蔵大臣は、財投資金として年金積み立て金を分離し、手放すことに對して、一番強硬な反対論者であるかとお察ししますが、もはや年金給付水準の引き上げ、賦課方式その他、私が先に論じました財政方式は今後の趨勢ではありませんか。総理

大臣もこの辺で年金の方式の軌道修正をされる決意を固めていただけないでしょうか。

なお、年金特別勘定の運営のために、拠出者を中心とする年金資金運用審議会を設け、民主的運営に当たらせることも同時に提案いたします。

質疑を終るにあたり、私は、政府が政府案を固執し、一步も譲らないという態度をとられるならば、国会の審議は不要となるというのを申し上げたいと思います。今日、老後の保障は緊急の必要であり、それは単に高齢者だけの問題ではありません。若い世代の将来の負担を軽くするために野党の案はとらないという政府の口実は、実は逆です。老齢年金の問題は若い世代の問題でもあります。今日、保障のない高齢者をささねばならない若い世代の個人的な負担を思えば、若い世代全体が老齢の世代全体をささねるはうがはるかに軽く、安定しているものであり、また、いつでも自分自身が次の世代によってささえられる基礎をつくるものであります。

私は、政府が真剣に野党の提案を取り入れることを要望し、私の質疑を終わります。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中角榮君) 田中君にお答えをいたします。

まず、社会保障の理念について御質問がございましたが、国民はすべて、働いて、国家社会のため、そしてみずからの生活の向上と安定をはからなければならぬことは言うまでもないのであります。しかし、多くの国民の中には、病弱のため働けない人や、当然のことながら、老齢によって働けなくなる人があられるわけでございます。すべての国民が幸福な生活を維持することができるよう、諸般の政策が必要であります。国や地方公共団体、企業など、そして働ける人が、お互い、社会連帯の概念と責任の上に立って実行されるものが理想的な社会保障政策だと考えておるものであります。また、将来の国民のためにも、という観点に立たなければなりません。そのために

は、社会保障は、現在だけのという近視眼的なものであつてはならないと思ひます。将来の国民のためにも、永続的に安定した制度が確立されなければなりません。そのためには、働ける者、所得のある者、それらは自分の負担をすべきであることは言うまでもありません。また、国民の税金をもととしております国及び地方公共団体も、しかるべく負担をすべきであると考えておるのであります。

また、社会保障の充実につきましては、政府は従来から努力を重ねてきたところでございまして、昭和四十八年度予算におきましても、年金、老人対策などの拡充強化に特に意を用いたところであり、去る二月に閣議決定をいたしました経済社会基本計画も、国民福祉の向上を最重要の目標としており、この基本計画に沿って社会保障の長期計画を策定し、計画的に、わが国の実情に即した社会保障の充実ははかつていく考えであります。

社会保障は、完全雇用、年金制度との適切な結合を前提とすべきであるとの御所論でございまして、戦後のわが国経済において、完全雇用を実現したことが国民福祉の向上に重要な意義を持つものであるかを、まず、理解願いたいのであります。このような経済成長の成果を、国民のすみずみまで行き渡らせるのが、社会保障の理想でもあります。政府としては、今後とも、週休二日制の普及とか、定年の延長とか、年金制度の改善などに努力してまいりたいと考えています。

年金法改正案は、所得保障のためには不十分である趣旨の御発言でございしますが、わが国の公的年金制度は、社会保障方式によって運営されておるのであります。そのことをもって年金給付が不十分であるとの指摘は当たらないと思ひます。また、今回の改正案は、現行の財政方式を維持しつつ、年金水準の引き上げを行なうとするものであります。さらに、年金水準の充実ははかるといふ意味での成熟化について、今回の改正で十分

達せられるものと考えております。

政府案を修正する気はないかということでございますが、今回提案いたしております政府案は、年金制度の大宗をなす厚生年金と国民年金について、老後生活のささえとしての役割を十分に果たし得るよう、五万円年金の実現と、自動スライド制の導入を骨子とする大幅な改善をはかりとするものでございます。この改正により、わが国の年金制度は、西欧先進諸国と比べても遜色のないものが実現されることになると思ひますが、いろいろの御議論はあると思ひますが、政府としては、現在策定し得る最善のものとして、自信を持って提案をしている次第でありますので、よろしく御審議をお願いしたいと思ひます。

以上。(拍手)

〔国務大臣齋藤邦吉君登壇、拍手〕
○国務大臣(齋藤邦吉君) お答え申し上げます。

政府は、社会保障の充実に全力を尽くしておるわけでございまして、西欧先進諸国並みに一日も早く近からんことを目標として、もろもろの施策を進めておるわけでございまして、特にこれでおりますのが年金でございますので、今回大幅な改善をいたしておりますので、この法律案が成立いたしますれば、年金に関する限り、西欧先進諸国に非常に近づくことになることは明らかでございます。

なお、お尋ねにありましたように、社会保障に関する一〇二条約の批准の問題がございましたが、来年度において、これが批准を行なうことを目標として、目下、準備を進めておる次第でございます。

さらに、年金制度の問題につきまして、保険主義の立場に立って、あくまでもそれは補助手段としか考えていないではないかといったふうな点についてのお尋ねでございますが、私どもはさような考え方を持っておりませんが、私どもの厚生年金並びに国民年金制度は、よその共済年金と同じ

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び国民年金等の積立金の運用に関する法律案(趣旨説明)

三五〇

ように、社会保険制度をとっておるのでございまして、加入期間のいかんを問わず、報酬のいかんを問わず、一律に年金をするというたてまえはとっておりません。しかしながら、そういう社会保険制度をとっておるにいたしまして、今回の年金改正というものは、老後のささやかなる年金の実現を目的といたしまして、水準を大幅に引き上げたものでございまして、すなわち、厚生年金におきましては、今日まで二万円年金という水準でございまして、これを五万円年金の水準に高め、国民年金につきましても、これを五万円年金に高めようというのでございまして、この改正というものは、先ほど総理からお話がありましたように、国際的に見ましても、一つも遜色のない年金水準であると申し上げることができるのであります。

さらにまた、年金制度の未成熟の問題についてお話がありました。確かに今日までの日本の年金制度は未成熟でございまして、わずかに二万円年金でございまして、さればこそ、私どもは、成熟化のために今回大幅な給付水準の改正を行なう、こういうことにいたしました次第でございす。

なお、八木議員を提案者といいたしました四党提案の法律案につきましては私の考えを申し上げますと、野党四党の考えは、すなわち、国の負担を多くし、それから保険料におきまして、労使折半の原則を七、三に改め、そして加入期間二十二年で六万一千円、こういうことになるわけでございす。そこで、加入期間二十年で六万一千円という金額はどういうことになるかと申し上げますと、私どもの積算によると、標準的な姿、すなわち加入期間二十七年ということになりますと、その年金額は月額八万三千円ということになるわけでございす。そして、その八万三千円ということになりますと、昭和四十七年の全勤労者の平均賃金は七万五千円でございまして、働き盛りの勤労者の平均賃金と同じほどの年金を差し上げるとい

ことが適当であるかどうか、この点が問題であると思ひます。

それと同時に、国は厚生年金について二〇%の補助をいたしておりますが、諸外国の例から見ましても、国庫負担二〇%というものは適当であると考えております。労使の保険料の負担区分につきましても、私どもは、社会保険制度において労使折半の原則がすでに定着をいたしておりますので、これを七、三に改めようという考えは持つていないことをこの機会に明らかにいたしておきたいと思ひのでございす。

さらにまた、現在の修正積み立て方式を賦課方式にしようとお尋ねでございす。わが国の人口の老齢化というものは、現在急速に進んでおるのでございまして、年金受給者は今後急激に増加する傾向にあります。そうした中であつて、年金といふものは二十年、三十年と長期にわたる財政計算をしなければなりません。しかもまた、今回は五万円年金につきましても、物価スライド制を背景にいたす制度でございすために、どうしてもある程度の修正積み立て方式といふものはやむを得ないと考えておりますが、今後、老齢化社会がわが国において出現し、年金制度が成熟いたしましたれば、当然そのときには受給者の数といふものは定常化してまいります。そうした段階においては賦課方式に移行することは考えられるのでございまして、将来の問題として十分検討いたしてまいる考えでございす。

なお、物価スライド制に対し賃金スライド制というお尋ねでございす。御承知のように、厚生年金、国民年金、いずれも賃金体系など所得のあり方がまちまちでございす。また、年齢による賃金上昇率も相当の差異があることなどから、自動的な賃金スライド制を導入することは適当でないと考え、すなわち物価スライド制にいたしましたのでございす。しかしながら、従来ともあります、すなわち五年ごとの財政再計算期にありましては、賃金あるいは物価、生活水準、こ

ういふものの動向を十分勘案いたしまして、水準の改善をはかることといたしたいと考えておる次第でございす。

各種年金制度の統合等の問題でございす。御承知のように、わが国の年金制度は、諸外国の例においてもおわかりのように、それぞれの沿革によつてできておるわけでございまして、それぞれの被保険者の多様な要請に応じ、そのニーズを十分に充足するために分立いたしておるわけでございす。しかしながら、こうしたことは必ずしも好ましいことでもございせんので、私どもは、将来とも各制度間における不合理な格差解消、あわせて各制度間を通じての整合性を実現すべく、今後とも努力をいたしてまいる考えでございす。

次に、年金積み立て金の問題でございす。現在、御承知のように資金運用部に預託をいたし、そして財政投融資の原資として一元的に運用されておりますが、それは運用されておりましたも、それにはそれぞれのワケを設けておるのでございまして、国民生活の安定、福祉の向上あるいは住宅、生活環境、厚生福祉施設、こういうふうな整備に充てなければならぬという大ワケをきめておるわけでございすので、いまこの制度を直ちに改めるということは適当であるかどうか、私はまだ考えていないのでございす。しかしながら、こうした金は、保険料提出者の意向が十分反映されるようにしなければならぬということにつきましても、私どもも同感でございまして、保険料提出者の被保険者の方々が、十分反映できるように運営に今後とも努力をいたす考えでございす。

さらにまた、還元融資等におきましても、昭和四十八年度においては、厚生福祉施設、生活環境施設に配分するほか、被保険者の個人に対して、持ち家促進のため住宅貸付け制度といふものを実施する等のことをいたしておるわけでございまして、今後とも被保険者の意向に沿うたような改

善に努力いたす考えでございす。(拍手)

○国務大臣(愛知揆一君) 田中議員からは、予算委員会その他で、しばしば御質疑をいただき、また私も率直なお答えをしてまいりました。

本日、あらためてお尋ねでございす。まず、社会保険という問題について、財政当局あるいは大蔵大臣はどう考えるのかと、基本理念のお尋ねでございまして、やはり年金を中心としての考え方としては、社会保険方式でまいりますことが一番適切と考えております。そして内容的には、老後のささやかなる年金の実現を目ざしまして、水準の大幅な引き上げを今後とも念願してまいりたい、そして国際的にもりっぱな年金制度をつくつてまいりたい、これを基本的な考え方にしたしております。

そこで、その次の問題は、財政方式を賦課方式に切りかえてはどうかという点でございすけれども、これは、しばしば申し上げておりますように、そういう御意見もひとつであると思ひますが、かりに、賦課方式に直ちに切りかえますと、被保険者に比べて受給者が少ない現段階におきましては、当面は、なるほど軽い負担で年金額の引き上げをはかることも可能であると思ひます。しかし、わが国の現状は、欧米諸国にも例を見ないようなテンポで高齢化社会を迎えようとしております。このような人口の老齢化と年金の成熟化と相まって今後受給者が急増することは、しばしば御説明いたしておりますように、数字の上でも明らかでございす。したがって、財政方式を賦課方式に切りかえしました場合に、このような状況の急変に伴つて保険料の負担も急激に将来高額に、過重なものになるというふうなことが予想されますが、こういうことは避けなければならぬのではなからうか。長期にわたつて充実した年金の支給を確実にいたすためには、長期的な視野に立つた年金の財政運用が必要でありまして、ただいま厚生大臣からもお述べになりまし

たが、これらの点については将来十分に検討をしていかなければならない問題であると思ひます。こゝから、財政方式をいま直ちに賦課方式に切りかえることについては適当でないという見解でございますが、将来の問題としては、十分前向きに検討をいたしてまいりたいと思ひます。

年金制度が成熟しているかどうか。この点については、欧米諸国に比べて歴史は浅いと思ひます。御指摘のとおり、制度としてはなお未成熟な状態にあると、かような認識を持っております。したがって、今回の改正におきましては、国民年金の五年年金の再加入の措置、過去における保険料の未納期間についての保険料の追納を認めるという点、たゞいま御指摘がございましたような点につきましても、年金の受給権に結びつかない人を受給権に結びつけるような措置をいたしております。十年年金等、制度発足がなおおくれたために加入期間の短い経過年金等につきましても、年金額を大幅なかさ上げ措置を講ずるといふようなことをいたしまして、給付水準の引き上げと相まって、成熟化の促進についてはできるだけの努力を、現に今回におきましても払ったつもりでございます。

また、厚生年金の成熟化ということについて考えてみますと、三十年の歴史を持っておりますけれども、発足の当初の加入者は三百万人でございました。その後千万人になりましたが、これは三十二年度、二千万人に達しましたのは昭和四十三年度でございます。したがって、現在の給付総額は保険料収入額に比して少ないといつても、今後におきましては、このように急増した加入者の老齢年金の支給が始まることに伴ひまして、給付総額が急増するということを認識してまいらなければならぬと存じます。

年金資金の運用につきましても、しばしば事直にお答えいたしておるのと同じく、大蔵省として、あるいは財政当局として、年金積み立て金を運用して大企業優先の融資をするというよう

なことは、少なくとも今日においては毛頭考えておりません。年金制度の改善につきまして、よきコンセンサスによる案ができれば、それとの関連において、こゝから、御意見のようないことが考えられることもあろうかと思ひます。つまり、自主運営というふうなことが、しかし、今日におきましては、資金運用部に統合して、特別会計の余剰金や他の積み立て金等と総合的に財政資金として運用いたしますことが、大事なお金でございますから、効率的にかつ目的に幅を関係に重点を置いてこれを使用するということは、できることでもあるし、またこれに、たゞいま厚生大臣のお話のとおり、非常な重点を置いて、これに四十八年度には抜本的な切りかえをやつておるようなわけでございまして、統合運営をいたしておりますから、年金積み立て金だけの勘定を起して、その回収金をどう運用するかということをして、その回収金は、全部を統合して、回収された相当大きな金も福祉関係に引き得るよう運営するところによつて、御指摘のような趣旨は、現在の制度におきましても十分発揮し得る。また、現在のような制度でございすれば、無理をして別勘定にして、あるいはそれだけのお金を自主運営されるよりは、かえつて現在のやり方のほうが有効であり、適切であり、また目的も達し得ると、こゝから、考え方を私どもは強く持つておるわけでございます。

なおまた、財投全般について申し上げまして、これは御案内のように、すでに議決をいたしておりますけれども、財投の内容について国会の議決をちょうだいするようにして、そして民主的運営をはかりたいということ、すでに実行が始まることになったわけでございまして、これらとあわせまして、御指摘がございましたように、なるべく趣旨の通るようなところにこゝから資金は使えようというふうな御趣旨について、今後とも十分くふうをこらしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

(拍手)

【国務大臣加藤常太郎君登壇、拍手】

○国務大臣(加藤常太郎君) お答えいたします。完全な社会保障体制の確立の前提は、量的な面だけでなく質的な面を含めて、完全雇用を実現することがお説のとおりであり、政府といたしまして、もまた、こゝから、御意見のようないことが考えられることもあろうかと思ひます。つまり、自主運営というふうなことが、しかし、今日におきましては、資金運用部に統合して、特別会計の余剰金や他の積み立て金等と総合的に財政資金として運用いたしますことが、大事なお金でございますから、効率的にかつ目的に幅を関係に重点を置いてこれを使用するということは、できることでもあるし、またこれに、たゞいま厚生大臣のお話のとおり、非常な重点を置いて、これに四十八年度には抜本的な切りかえをやつておるようなわけでございまして、統合運営をいたしておりますから、年金積み立て金だけの勘定を起して、その回収金を、全部を統合して、回収された相当大きな金も福祉関係に引き得るよう運営するところによつて、御指摘のような趣旨は、現在の制度におきましても十分発揮し得る。また、現在のような制度でございすれば、無理をして別勘定にして、あるいはそれだけのお金を自主運営されるよりは、かえつて現在のやり方のほうが有効であり、適切であり、また目的も達し得ると、こゝから、考え方を私どもは強く持つておるわけでございます。

また、ILOの問題につきましては、可能なものから、できるだけ多く批准につとめるとともに、積極的な態度で臨むことを考えております。また、こゝから、御意見のようないことが考えられることもあろうかと思ひます。つまり、自主運営というふうなことが、しかし、今日におきましては、資金運用部に統合して、特別会計の余剰金や他の積み立て金等と総合的に財政資金として運用いたしますことが、大事なお金でございますから、効率的にかつ目的に幅を関係に重点を置いてこれを使用するということは、できることでもあるし、またこれに、たゞいま厚生大臣のお話のとおり、非常な重点を置いて、これに四十八年度には抜本的な切りかえをやつておるようなわけでございまして、統合運営をいたしておりますから、年金積み立て金だけの勘定を起して、その回収金を、全部を統合して、回収された相当大きな金も福祉関係に引き得るよう運営するところによつて、御指摘のような趣旨は、現在の制度におきましても十分発揮し得る。また、現在のような制度でございすれば、無理をして別勘定にして、あるいはそれだけのお金を自主運営されるよりは、かえつて現在のやり方のほうが有効であり、適切であり、また目的も達し得ると、こゝから、考え方を私どもは強く持つておるわけでございます。

さらに、定年延長の問題につきましては、当面六十歳を目標にその延長の促進をはかつており、年金受給との関連については、今後関係省庁と協力して前向きに検討してまいる所存であります。

(拍手)

○議長(河野謙三君) 上林繁次郎君。

【上林繁次郎君登壇、拍手】

○上林繁次郎君 私は、公明党を代表して、ただいま趣旨説明のありました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について、総理並びに関係各大臣に質問をいたします。

老人福祉法第二条に、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとす」とうたわれております。ところが、現実には、六十歳以上の老人の自殺数は、昭和四十六年一年間で何と五千四百四十人、一日平均十四人もの老人がみずからの生命を断つておるものであります。一方、六十歳以上の家出老人の数は、同年で三千百

八十四人を数え、今後もふえていく傾向にあるのが実情であります。これらの人々は、敗戦の荒廃から二十数年間国家再建のために懸命に働き続けてきたのであります。その結果、わが国は今日の隆盛を見たのであります。当然国家社会から報いられるべきであるにもかかわらず、現実には健全で安らかな生活とは全く正反対の自殺や家出に象徴されておる、実に悲しいことであり、怒りを禁じ得ないのであります。このことを深く考え、国民の一人一人が納得のいく御答弁を要望し、以下数点にわたり質問をいたします。

昨年の総選挙の際、政府・自民党が声高らかに誇大宣伝した五万円年金の前身は一体どういふものであるかといふことは、改正後の本年十一月から新しく老齢年金を受ける人たちの間で、加入期間と月収が平均的な人の年金が月に五万円になるという意味であつて、年金を受ける予定の人たちの全部が五万円もらえるというわけではないのであります。政府の説明によると、その内容は、厚生年金に二十七年間加入して、再評価後の平均月収が八万四千六百円あります。そうすると、五万円年金をもらえる人は、昭和四十八年の受給者八十一万人のうち、わずか八万五千人にすぎないのであります。なぜ二十年以上もかけた人たちに五万円支給がなされないのか、五万円年金というからには全員に支給するのが当然であります。現在、わが国では六十歳以上の老人は約一千二百万人と推定されておりますが、政府でいう五万円年金の受給者は、国民年金が未成熟の現状では六十歳以上の方々のわずか一割にも満たないといふ、あまりにも少ない数であります。また、国民年金が月額五万円になるためのモデル計算では、さらに現実とはほど遠い実態となるのであります。国民年金発足時、すなわち、昭和三十一年に三十五歳で、夫婦同年齢で二十五年間保険料を完納したとき昭和六十一年であつて、さらに五年間の据え置き期間を経て、昭和六十六年に六十五歳に達して初めて年金が支給されるわけで

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び国民年金等の積立金の運用に関する法律案(趣旨説明)

三三二

あります。しかも、妻の任意加入は昭和四十九年一月から実施されるのであり、六十歳までに十二年間と、いずれも経過的な付加年金しか支給されないものであります。これを計算すると四万五千四百円となり、政府のいう五万円年金は昭和六十六年になってもまだ一人も支給されないものであります。したがって、これを世上ではまぼろしの五万円年金と呼んでいるのであります。

わが党は老齢年金の最低保障額を、夫婦で六万円にすべきであると主張しておりますが、そのとおり実施するならば、だれでもが老後の生活を保障されるのであります。しかるに、口を開けば五万円年金、五万円年金と宣伝し、選挙目当てのキャッチフレーズとしてこれを濫用した田中内閣は、結果的には善良な国民を欺瞞し、愚弄したことになるのであります。

そこで、総理並びに厚生大臣にお伺いいたしますが、善良なる国民を欺瞞し、愚弄してきた政府の政治責任をどのような形で国民の前に示されようとするのか、もし一片の良心があるならば、全国民に深謝の意を表すべきであると思ふのであります。誠意ある御答弁をお願いいたしますのであります。

次に、スライド制について伺います。

いままでの厚生年金、国民年金に魅力がなかったのは、年金額があまりにも低く、未成熟であったのと、スライド制がなかったことが、その大きな原因なのであります。ところが、今回の改正で、スライド制を導入することになったことは一歩前進であり、一応は評価できますが、まだまだ多くの問題を内蔵しているものであります。過去においても、スライドの指標としては、物価とするか、賃金とするかについては、関係審議会でも両論があったように聞いております。わが国の場合、賃金の上昇率は一四〇前後であり、物価の上昇率は五〇前後であります。この実情から見て、今回、物価スライド制を導入して、賃金スライド制を採用しなかったことに対しては、大いに疑問を抱く

ものであります。というのは、わが国の社会保険におけるスライド制について見ますと、恩給については、共済組合は賃金スライドとしており、労働保険といわれる労災保険、失業保険は、毎月勤労統計調査によりまして、賃金スライド制を採用しているのが実情だからであります。また、物価を指標として採用している各国のスライド制を分析してみますと、スウェーデン三〇％、ベルギー二・五％、カナダ一％、イタリア二％と、物価指数は一％ないし三％変動した場合であります。しかるに、わが国のように、消費者物価指数が五％をこえなければスライドしないというのは、その指数はあまりにも高過ぎ、せつかくスライド制を採用しても、はたして効果があるのかどうかは、はなはだ疑問であります。

そこで、総理並びに厚生大臣にお尋ねいたしますが、第一に、何ゆえに賃金スライド制を採用しないか、第二に、スライド制を用いた場合の効果について数字をあげて説明していただきたい。第三は、スライド制による財源負担は、法律に明文はないようですが、一体だれが負担するのであります。社会保険審議会の意見では、整理財源は国庫負担にすべきであると述べておりますが、あわせて御答弁願いたいのであります。

次に、今回の改正案で、特に問題なのは、給付よりもむしろ負担面であろうと思われまします。すなわち、厚生年金では、男女ともに保険料率が一・五％と大幅な引き上げとなっているのであります。この保険料率の上げ幅はあまりにも高過ぎるのではありませんか。たとえば、国民年金については、遠い先の夢物語の五万円年金を受けるために、保険料は夫婦で月額一千四百五十円が二千六百円と、大幅に引き上げられているのであります。また、厚生年金では、標準報酬二十万円の人は、改正前の八千五百七十六円から、一万五千八百円と倍増することになるのであります。財政力の弱い国民年金だからといって、保険料を現行の

五百五十円から、九百円へと三百五十円引き上げたことは許しがたいことであり、厚生年金の保険料率を一・五％と大幅に引き上げたことには全く納得できないのであります。

ところで、社会保険審議会では「保険料率の改定については、急激な負担の増加は避け、修正の度合をさらに深めて段階的に実施すべきである」と要請しているものであります。また、社会保障制度審議会では「今回の保険料率または保険料額の上げ幅については、静態的には平準保険料との関係、動態的には将来の与件との関係で適正であるという根拠は見出しがたい」と答申しているものであります。

以上のように、この両審議会の答申は、明らかに保険料の大幅な引き上げには否定的であります。しかるに、政府は両審議会の答申を無視し、大幅な保険料の引き上げを断行しようとしているではありませんか。政府は何ゆえに両審議会の意見を率直に受け入れようとしないのであります。か。政府の、審議会の答申無視の態度も度が過ぎるのではないでしようか。

そこで、総理並びに大蔵及び厚生大臣に質問いたしますが、第一に、政府は都合のよいときには審議会を隠れみのにし、都合の悪いときは審議会の答申を常に無視しており、現実には審議会の機能と権限は有名無実の存在となっているように思われますが、いかがでありますか。

第二に、申すまでもなく厚生年金と国民年金の財源は国庫負担と保険料によって維持されておりますが、今回の改正では、年金額の増額は、保険料の大幅な引き上げのみにとどめて、保険料の引き上げと見合った国庫負担の増額をしていないことは否定できません。国民年金の財源は、加入者の所得の実態に照らして、現在保険料とその保険料の二分の一の国庫負担であります。事業主の負担がないので、この際、保険料と同額の国庫負担とすべきではないかと思ひますが、御答弁を願いたいと思ひます。

次に、昭和三十四年には拠出制の半額の千円で出発した老齢福祉年金について、改正案による拠出制の年金は一人二万五千円であり、そので、発足当時を基準にすれば、老齢福祉年金は当然最低でも、十月からの月額五千円を改めて、月額一万二千五百円にすべきであると思ふのであります。この際、あめ玉年金、小づかい年金といわれている老齢福祉年金の性格については、その基本問題は、まだ解明されておられません。

そこで、総理並びに厚生大臣にお尋ねいたします。第一に、老齢福祉年金の性格並びに基本的問題についてどのような見解を持っているのか。また、所得保障として価値ある年金額とすべきであると思ふが、どう考えておられるか。

第二に、老齢福祉年金の年齢を六十歳に引き下げる構想についてはどのように対処されるつもりか。

第三に、いわゆる年金の谷間に泣く百二十九万の人々をどう救済していくのか、具体的な方途を示していただきたいのであります。

以上、政府の誠意ある答弁を要求いたしました。私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(田中角栄君) 上林繁次郎君にお答えいたします。〕

まず、第一は、五万円年金はまぼろしの年金だということをごさいます。今回の改正は、厚生年金については、標準的な年金額を五万円にしよるとするものであり、昭和四十八年度中に新たに老齢年金を受ける二十年以上加入の人について見ますれば、その三割以上が現実に五万円年金を受けることになっておるのでございます。

本来、加入期間の長短、保険料拠出の程度のかんにかかわらず、すべての年金受給者の年金額を五万円とするような年金制度の設計は、きわめて適切を欠くものであると思ふのでございます。また、国民年金の給付水準につきましても、厚生

年金の大幅な給付水準の引き上げに見合つて、本来の資格期間である二十五年加入の場合の年金水準を、夫婦月額五万円に引き上げることについておのるのをごさいます。この年金の支給が実際に始まるのは、かなり先のことになるわけですが、現在の五万円年金の実質的な価値を今後とも維持していこうとするのが、今回の改正の趣旨であることをご理解していただきたい。

第二は、貸金スライド制についてでございますが、今回、年金額の実質価値を維持するため、自動的な物価スライド制の導入に踏み切ったわけでありす。しかし、自動的に毎年貸金スライド制を実施することにつきましては、被保険者の貸金体系など所得のあり方がまちまちであること、景気変動の影響を受ける度合いが異なること、年齢により貸金上昇率に相当な差異があることなどから適当でないと考えたからでございます。また、五割をこえる物価変動の場合に、自動的に年金額をスライドさせることにいたしましたのは、関係審議会の意見に従つたわけでございます。

保険料率の問題についての御発言でございますが、今回の保険料率の改定につきましては、関係審議会から、急激な負担の増加を避けながら、年金財政の健全性を確保するために、将来にわたつて段階的に引き上げるべきである、との意見が寄せられておるのでございます。この趣旨に従つて、可能な限り世代間に不公平のないよう保険料率を設定したものでございまして、審議会の意見を無視したものではないことは当然でございます。

最後に、老齢福祉年金の問題について申し上げますが、老齢福祉年金につきましては、今回、月額五万円にすることにいたしましたことは御承知のとおりでございます。三千五百円、五万円、四十九年には七千五百円、五十年には一万円、この数字を見ましても、相当大幅な引き上げをはかつておることは御理解がいただけると思つてございす。老齢福祉年金につきましては、厚生年金など

提出制年金と異なりまして、全額国庫負担になることを考慮せざるを得ませんが、可能な限りこれが改善充実をはかつてまいりたいと思つておるわけでありす。

以上。(拍手)

〔国務大臣齋藤邦吉君登壇、拍手〕

○国務大臣(齋藤邦吉君) お答えを申し上げます。総理からお答えになりました部分を除きまして、私からお答えをいたしますが、年金スライド制による財源のお尋ねでございます。この財源については、国庫負担にすべきであるという意見もありす。さらにまた、特別な国庫負担を必要とするものとは考えていない、こういったふうな種々さまざまな意見がございす。私としては、何らかの措置が必要であると思つておるのでございまして、今後、十分検討してまいりたいと思つております。

次に、年金財源のあり方につきまして、保険料の引き上げに見合つて国庫負担も増額すべきである、と、こういったお尋ねでございます。現在、年金の国庫負担は定率二〇%の負担が行なわれておるのでございまして、今回の年金水準の大幅の引き上げに伴ひまして、国庫負担額は相当増額するということになるのでございまして、率を引き上げるといふことにつきましては、今日考えておりません。また、国民年金につきましては、十年年金につきましては、その経過年金の性格等にかんがみまして、今回新たに国庫負担割合の引き上げを行なうことにいたしておる次第でございます。厚生年金の二割の国庫負担等につきましては、西歐先進諸国に比べましても相当の率であることを、諸外国の例を引いてもおわかりいただけると思つてございす。

なお、最後に、年金の谷間におられる方々の問題につきましては、先般、予算委員会でもお答えいたしました。提出制年金の体系で考えるか、無拠出年金の体系で考えるか、その方策について十分検討を要する事柄があるのをごさいます。また、結論を得ておりませんが、今回提案いたしましたこの法律案の審議の段階において、結論を出すようにいたしたいと思つておる次第でございます。

したがしまして、この谷間におられる方々が年金体系の中に入つてまいりますと、すべての国民が国民年金の体制の中に置かれることになるわけでございます。老齢福祉年金の支給年齢を六十五歳に引き下げるというふうな問題はなくなると思つておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○国務大臣(愛知揆一君) 審議会の件につきましては、総理から御答弁がございましたから、省略させていただきます。

年金に対する国庫負担の割合をふやすべきではないか、こういった私に対する御質問でございますが、御承知のように、また、厚生大臣から御説明のありましたように、現在、厚生年金に対しては、給付費の二割、国民年金に対しては、給付費の三分の一、福祉年金については、全額の国庫負担を行なつておるわけでございます。今回の制度改正に際しましては、国民年金のうち、十年年金等の経過年金につきましては、年金額を、二十五年以上加入の本来の年金計算方式で計算される額よりも、大幅にかさ上げする措置を講じたことに伴ひまして、かさ上げ分の国庫負担率を、従来の三分の一から二分の一に引き上げることとしたわけでございます。

これらの年金に対する国庫負担の割合は、この点は、国際的に見ましても、すでに相当の高水準に達しておりますので、保険制度のたてまえ、保険料負担の現状などに照らしましても、これ以上の国庫負担の引き上げは、率直に申しまして、なかなかむずかしい、適当でない、かように考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 中沢伊登子君。

〔中沢伊登子君登壇、拍手〕

○中沢伊登子君 私は、民社党を代表いたしました、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案等に対し、総理大臣並びに関係大臣に御質問をいたします。

政府が、大々的にPRしている年金改善は、羊頭を掲げて肉を売るのたぐいでありす。

〔議長退席、副議長着席〕

すなわち、五万円年金といわれている厚生年金しかり、まぼろしの五万円年金といわれている国民年金もまたしかりでございます。

さらに、今回の改正案の主眼としておるスライド制の導入については、すでに恩給、共済組合、失業保険、労働保険等では、貸金スライド制を採用しておりますのに、本法案を諮問した関係審議会の労働者側委員よりの貸金スライド制の意見にもかかわらず、答申を無視して、物価スライド制を採用しているのはなぜでありすか。

また、あめ玉年金といわれている老齢福祉年金は、さきの総選挙の際に、自民党は一万円年金をはつきりテレビで公約しておきながら、今回の改正案では、半額の五万円にとどめております。昨今のすさまじい物価上昇の現状の中で、月額五千円では、支給開始のときにはおそろしく現行の三千三百円と変わらない程度に貨幣価値が下落してしまふことは必定で、依然として、あめ玉年金の域を脱しません。

政府は、補正予算を組んでも一万円に引き上げるべきですが、いかがですか。以上のような選挙目当てのPRは、国民を欺瞞したことであり、総理大臣及び厚生大臣は、その責任の重大性について、どのようにお考えでございますか、お伺いをいたします。

次に、公的年金制度について、基本方針及び長期展望について伺います。

わが国の公的年金制度は、戦後急速に各種公的年金制度に整備されてきましたが、年金制度は、分裂と乱立によって多様化しているのが現状で

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び国民年金等の積立金の運用に関する法律案(趣旨説明)

三五四

す。

ここ数年の推移を見ても、私的企業年金と調整した厚生年金基金制度、石炭年金基金制度、国民年金基金制度、さらには農林年金基金制度に至るまで、総合調整の方向とは相反しています。

政府の公的年金制度についての基本方針及び公的年金制度の総合調整について長期計画を持つているのか、お答えを願います。

公的年金制度のうちで、国民年金は、被用者年金と比較して、受給開始年齢、期間、年金額まで、最もおくられているといわれていますが、将来どのようにバランスをとるおつもりですか伺います。

政府は、西欧先進国に比較しておくられている年金制度をどのようにして将来国際水準にまで引き上げようとするのか、そのプログラムはいかがでございますか。

さらに、言うまでもなく被用者年金の中心は厚生年金であり、地域年金については国民年金が唯一のものであります。両者の被保険者数を合計すれば、公的年金制度の被保険者の数は九割を占め、いずれも厚生省所管であるので、この際英断をもって、医療被保険者と同様に、年金制度についても抜本対策を講ずべきではありませんか。総理大臣並びに厚生大臣にお伺いをいたします。

次に、妻の年金権の確立について伺います。

厚生年金においては、モデル計算となる標準年金額で、妻の加給金は現行月額一千万で、改正案では二千四百円です。これに対し、社会保険審議会では妻の加給金は月額一千万とすべきであるという意見がありました。ここでも答申を無視しているのではありません。厚生年金の被保険者の妻が、たとえ国民年金の任意加入で、被保険者となっていない場合に、六十歳過ぎて夫婦が離婚した場合に、その妻であった者は七十歳になるまで老齢福祉年金以外の公的年金を受けることが不可能になります。したがって、何らかの救済措置が必要となります。国民年金は夫婦

別々に年金に加入できるので、所得比例としての付加年金については強制加入とすべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

さらに、厚生年金の遺族年金については配偶者が対象となる場合が多いのですが、老齢年金の二分の一となっております。これは諸外国の事例から見ても低額であり、また根拠もないのですから、老齢年金の十分の八とすべきではありませんか。

なお、わが国の年金額は、個人年金であるのか夫婦年金であるのか不明確でもありますので、この際、明確にされるときに、妻の年金権の確立についてもどのようにお考えなのですか御答弁をお伺いしたいのであります。

次に、年金の財源について伺います。

言うまでもなく、年金財源は保険料と国庫負担です。今回の改正案によれば、男女ともに保険料率は千分の十五と大幅に引き上げられておりますが、これに見合った国庫負担の増額がないのであります。現在、保険料と国庫負担の割合は八対二であります。当然これを七対三に変更すべきです。かたくなな考え方を改める考えはありませんか。

一方、国民年金には事業主負担がなく、被保険者には低所得者が多いのであります。現在、国民年金の国庫負担は保険料の二分の一となっておりますが、国民年金の発展の上からも保険料と同額の国庫負担をすべきだと思います。これはかねてからの要望にもかかわらず、今回の財政再計算期には改善されておられません。国民年金の被保険者は国民健康保険の被保険者とはほぼ同一であり、国民健康保険の国庫負担の割合は四五%であることから、国民年金の国庫負担も均衡上保険料と同額にすることは当然であらうと考えますが、御見解をお伺いいたします。

現在、定年制は五十五歳ないし五十七歳が実態であり、企業によっては女子の若年定年で男子よりも不利の場合がまだ相当あるやに承っております。

す。今回、雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案が提出されていることはもちろん承知をいたしておりますが、あまりに抽象的なので、企業の定年制を延長するための対策として、政府はどのような助成措置を行なっていますか、労働大臣にお尋ねをいたします。

厚生年金の年金受給開始年齢は六十歳ですが、定年制の実態から見てその調整はどのように考えるのかお伺いをしたいと存じます。

また、被保険者期間十年の五十五歳以上の者については希望によっては減額年金を支給する考えはありませんか、お伺いをいたします。

最後に年金積み立て金の管理運用について伺います。

厚生、国民両年金の積み立て金は逐年増大し、昭和四十八年度末には約九兆五千億円にも達するといわれております。この年金積み立て金の運用の実態に多くの問題が認められるのであります。昭和三十五年十月十二日の社会保障制度審議会が提出した「公的年金積立金の運用についての要望」の中に「社会保障制度の総合調整の見地からすれば、社会保険の積立金は、将来、それが国民年金や厚生年金保険の積立金である、また失業保険のような短期保険の積立金である、また失業保険の一切をあげてこれを総合的な基金制度のもとに管理運用することが本来の行き方である」と述べていますが、今日に至るもまだ実現していないのであります。

国際的にいならば、九十七カ国の中で、わが国のように政府みずから管理運営している国はきわめて少数で、大部分の国は基金をつくり、労働者、使用者、国家の三者構成によって運営管理されているのであります。ともかく、財政計画については一方の管理運営のまま創設以来今日まで経過してきたのであって、非民主的運営の典型といえるのであります。いかがでございますか。

また、昨年十月十七日の社会保障審議会の厚生年金部会の意見の中にも、積み立て金の管理運用

については、提出者の自主運用、他の資金との区分、管理運用に対する労使代表の参加及び全面的に福祉のために運用すること等、これまでの当部会が一致して繰り返し要望してきたことがいまだ実現されていないことは遺憾だと思われ、積み立て金の使途については保険料拠出者の意見を最大限に尊重することは当然であり、すみやかな実現をはかるべきであると述べておりますが、政府はこれらの意見に対しどのような考えを持っておられるか、お答えを願います。

また、還元融資の回収金の状況はどのようになっているのか。回収金をさらに原資として被保険者に還元融資すべきではないか。以上の諸点について、さきの議員の質問と重複する点もございしますが、大蔵大臣の御答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中角榮君) 中沢君にお答えいたします。

先ほどもお答えを申し上げましたように、第一は、五万四千円年金と賃金スライド制の問題でございますが、今回の改正は厚生年金の標準的な年金額を五万四千円にしようとするものでございまして、四十八年度中に新たに老齢年金を受ける二十年以上加入の人について見ますれば、その三割以上が現在に五万四千円年金を受けることになるわけでございします。国民年金の給付水準につきましても、これと見合せて、本来の資格期間であります二十五年加入の場合の年金水準を、夫婦月額五万四千円に引き上げることにいたしました。おわかりでございます。また、懸案でございましたスライド制につきましても、先ほど申し述べましたように、自動的な物価スライド制を導入するとともに、五年ごとの財政再計算期に、賃金や生活水準の向上を勘案して改善をはかることにいたしました。おわかりでございます。第二は、老齢福祉年金についてでございますが、老齢福祉年金につきましては、昨年度月額

一千円の引き上げを行ないましたのに引き続きまして、今年度は千七百円月額引き上げたわけでございます。五千円になったわけでございますが、これを昭和四十九年に七千五百円、それから五十年までには一万円というのを申し上げておるのでございますが、七千五百円にするに四千二百億円の財源を必要といたします。それから一万円にしますと五千六百億円の財源を必要といたしますわけでございます。そういう意味で、五十年度には一万円にいたすということでございますので御理解をいただきたい、こう考えるわけでございます。

第三は、わが国の年金制度は西欧に比べておいておるといふことでございますが、今回の改正案は、年金水準の大幅な引き上げと、実質価値の維持を目的とする自動スライド制の導入を中心とした年金制度の大幅な改善をはかろうとするものでございます。今回の改正が目途とした平均標準報酬の六〇〇という年金水準は、老後のささげに十分なものとして長期的な見通しのもとに設定したものでありまして、西欧先進国と比較しても遜色のない水準に達したものと考えておるわけでございます。

それから次は妻の年金権の確立の問題でございますが、現行の年金制度上、妻に対する年金につきましては、厚生年金においては被用者である夫の年金によって、農家、自営業者を対象とする国民年金においては夫婦それぞれ年金によって、老後を保障するたてまえをとっておるわけでありまして、これは、被用者の妻は無職の主婦である場合が通常でありまして、農家や自営業者の妻は夫とともに家事に従事することが多いなど、それぞれの実態に即してとられておる考え方でございます。当面このたてまえを改める必要はないと考えておりますが、御意見もしんじやくいたしまして、将来の問題として検討してみたいと考えておるわけでございます。

つきましては、所管大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣(齋藤邦吉)登壇、拍手〕

○国務大臣(齋藤邦吉) 総理からお答えになりました分を除きまして、お答えを申し上げます。年金制度の体系が複雑になっておりますので、総合調整をはかたらどうかといったふうなお尋ねでございます。現在のところ、年金制度の体系というものは、それぞれの沿革によってできておりますために、数多くの分立を来たしてあります。こうしたことによつて、それぞれ被保険者の必要な多様な要請にこたえておるのでございますけれども、一面また考えなければならぬことは、格差の発生でございます。こういうふうなことでございますので、これらの全制度を通じて国民全体に均衡のとれた保障を行なうために、各制度間における不合理な格差を解消し、あわせて各制度間を通じての整合性を実現するということが重要な問題でございますので、十分こうした面において検討をいたしてまいりたいと考えておる次第でございます。

国民年金は被用者年金と比較しておいていくと、将来どのようにバランスをとっていくつもりか、こういうお尋ねでございますが、今回の改正においてもおわかりいただけるように、国民年金の給付水準は、厚生年金の給付水準の引き上げに均衡するようにという改正をいたしましたわけでございます。将来とも厚生年金、国民年金一本の姿において給付水準を向上させるように、今後とも努力をいたしてまいりたいと考えておる次第でございます。

なお、厚生年金の遺族年金について老齢年金の二分の一ということになっておるが、これを十分の八にする考えはないか、こういうことでございます。遺族年金につきましては、今回の改正において老齢年金の引き上げに伴つてその水準が大幅に引き上げられるほか、最低保障額を二倍以上に引き上げ、充実をはかるところでございます。

が、御意見の点につきましては、将来十分検討課題とさせていただきますと考えておる次第でございます。

次は年金の財源の問題でございますが、厚生年金につきましては、国が二割の負担をし、残りの八割が保険料というところでございますが、その八割二を七対三に引き上げたというお尋ねでございますが、厚生年金につきましては二割の国庫負担をしておるといふことは、諸外国の例に比較いたしてみても、相当な国の負担率になっておるわけでございますので、いま国庫負担率を引き上げるといふ考えは持っておりません。

また、国民年金につきましても、実は今度の改正におきまして、十年年金におきまして国庫負担の割合の引き上げを行なうこととしたのでございまして、一般的に負担は保険料の二分の一、この点につきましては、西欧先進諸国と比較いたしまして相当な高率になっておると考えておりますので、これを引き上げる考えはいまのところ持っておりません。

厚生年金の支給開始年齢は六十歳であります。これをもう少し引き下げたらどうか、こういうお尋ねでございます。現実、厚生年金の支給開始年齢は、大体平均いたしまして六十二歳から六十三歳と、こういうふうな開始年齢になっております。しかしながら、六十五歳ということになりますと、そこにギャップが出てまいりますので、今後政府といたしまして、定年制の延長の問題あるいは再雇用の機会の増大、こういう方面に積極的に施策を進めてまいりたいと思っております。

年金積み立て金の運用につきましては大蔵大臣からもお答えがあると思つておりますが、現在、財投の原資として一元的な運用をいたしてはおりますけれども、国民生活の安定あるいは福祉の向上、厚生施設、こういうふうに使途の目的をはっきり明らかにして、総額においてはつきりとさせておりますので、いまこれを別にして自主運営をする

ということはいかがであらうか、こういうふうにご考慮しておる次第でございますが、しかし、この金というものは被保険者の方々からいただいております。被保険者の御意向が十分この運用に反映できるようにつとめなければなりませんし、今日もつとめておりますが、今後とも大いにつとめてまいる考えでございます。(拍手)

〔国務大臣(加藤常太郎)登壇、拍手〕

○国務大臣(加藤常太郎) 中沢議員にお答えいたします。

御意見のとおり、現在、定年と年金受給開始年齢との間に開きがありますので、当面、政府としては、六十歳定年が一般化するよう定年延長の促進をはかっている所存であります。このため、各種資料の提供等により労使の真の理解を深めるとともに、定年延長を実施する中小企業に対する奨励金の支給や、高齢労働者の訓練体制の整備などを行なうことと思っております。

女子の若年定年制は、性による不当な差別と考えられますので、労働省としては、これが解消をはかるよう、従来から啓蒙指導を行なってきたところであります。今後とも事業主に対して、かような必要な啓蒙活動を十分展開いたす所存であります。(拍手)

〔国務大臣(愛知揆一)登壇、拍手〕

○国務大臣(愛知揆一) ます、年金積み立て金の管理運用の問題でございますけれども、よく御案内のように、年金積み立て金の特殊性にかんがみまして、その使途の区分は、他の資金と区分して措置することになっております。これは別勘定という意味でないことも御承知のとおりでございます。しかし、使途を明らかにする区分を明らかにして見ますと、年金積み立て金の八五％が国民生活に直結する、いわゆる一ないし六分の一というものに充てられておられまして、残りの一五％についても国民生活向上の基盤となるようなものに

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び国民年金等の積立金の運用に関する法律案(趣旨説明)

三五六

使用されておりまして、基幹産業とか、貿易とか、経済協力には全く充てられておりません。今後とも運用については、一般国民の福祉の向上につながるように、さらに「その意を用いたい」と存じております。

還元融資の、直接的な被保険者還元について特にどう考えるかというお尋ねでございますが、還元融資の対象としては、これは主として厚生省の所管事業を中心に現在行なわれております。国民の厚生福祉の向上、生活環境の改善等の分野が広く取り上げられておりますし、また、医療公庫、公害防止事業団等につきましても、その所要資金の一部は、この還元融資の対象として実行されておる次第でございます。

これらの還元融資についての回収金を、特に明らかにして別にすることはどうであるかと、これもしばしば御指摘のある御意見でございますけれども、現在は、他の資金と総合運営をいたしてありますから、積み立て金の部分だけを別勘定にして、そしてそこから出てくる回収金というものを明らかにしておることはございせんけれども、しかし、回収金は、全体として一括されて配分計画がされるわけで、これは財投全体の融資計画の基が、今回は国会の議決の対象になるようにもなりました点から見ても、民主的に、かつ、こうした点の配慮というものが十分に行なわれるということに、私は大きく前進したものと考える次第でございます。同時に、こうした還元融資、あるいは大切な積み立て金というものの有効適切な、趣旨に沿うような運用ということについては、この上にも十分の配慮をしてみたいと存じます。

先ほど申しましたように、この積み立て金の運用をしたいがために、大蔵省が年金制度のあり方につきましても、積み立て方式を固執するとかどうとかいうようなことは全然ございせん。年金制度の改善充実につきましては、とくと今後とも検討をいたしたいということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

老齢福祉年金の年金額の引き上げ、あるいは年金財源に対する国庫負担につきましても、総理から、あるいは厚生大臣からお答えがございましたから省略いたします。私も全く総理、厚生大臣と同意見でございます。(拍手)

○副議長(森八三二君) 加藤進君。

〔加藤進君登壇、拍手〕

○加藤進君 私は、日本共産党を代表して、厚生年金保険法等の一部改正案につき、野党四党共同提案を支持する立場から、総理並びに関係閣僚に質問します。

去る四月十七日、歴史上初めての年金ストライキが実施され、広範な国民、とりわけ高齢者は共感をもちてこれを支持しました。

今日、わが国の老人がどのような状態にあるかはもはや多言を要しないところであります。この一月、東京練馬に住まわれる一人暮らしの病身の老人が「われとわが身のゆく末に似たり秋の風」の一句を残して自殺され、また、老いの身で大蔵省前にすり込まざるを得ないなど、老後の生活保障、そのための年金制度の改善は、もはや一刻の猶予も許さぬ事態になっております。

しかるに、田中内閣は、この国民の切実な声を無視し、依然として経済成長第一主義を押し進め、国民福祉を全くなおさりにしてあります。提案された年金制度の政府改正案もまた、国民の期待を裏切るものになっております。

政府案は、国民への高負担を先行させながら、まぼろしの五万円年金で国民をあきむこうとするものであります。すなわち、厚生年金で五万円を受け取られる人は、全受給者のわずかに一割、国民年金に至っては、二十年先まで待てというもので、ここに国民の老後の生活保障など何一つ考慮を払おうとしない田中内閣の根本姿勢があらわす。

厚生大臣は、本改正案の趣旨説明の中で、家族の進行や扶養意識の変化など、老人をとりま

く環境は著しく変貌しつつある、と言っているが、このことばこそ、国民にその責任を転嫁して、政府の負うべき老後の保障について、何らの責任もとらうとしないことを示すものであります。

田中内閣は、これでも、老後の生活保障は国の義務と定めている老人福祉法や憲法の精神にそむくものではないかと考えておられるかどうか。明確なお答えを願いたい。

次に、年金制度に対する基本的な考え方についてであります。

本改正案は、保険料を大幅に引き上げるものであつて、わが党は断じて認めることのできないものであります。さらに重大なことは、今後とも段階的に保険料を引き上げることと公言しておる点であります。これは国民に対する挑戦と断ぜざるを得ません。

政府は、保険主義だから応分の負担はやむを得ないと言っています。政府のいう保険主義とは、老後は本人の努力と勤労者相互の助け合いで保障せよというものであつて、国と資本家の負担と責任を免除するものであります。この考え方は、十九世紀の相互扶助思想の遺物であつて、社会保障とはおよそ無縁なものであります。これは、国民の社会保障に対する責任を明記した憲法の精神にも反するものであります。

老人は、誠実に営々と社会と子孫のために働き続けた方々であります。しかも大多数の老人は、低賃金、インフレ、高物価のため、老後に備えてたくわえを残すゆとりが全然ない方々であります。このような老人に対して、国が責任を持ち、長い間働かせてきた資本家がその老後を保障するのは当然ではないでしょうか。こうした国と資本家の負担の原則は、今日では社会保障の国際的常識となつてゐるものであります。本改正案は、まぼろしの五万円年金と国民からきびしく批判されておりますが、このような不十分な年金制度の根底には、誤った保険主義が横たわつてゐる

のであります。総理は、この際、被保険者の負担を大幅に引き上げるなどということをやめ、国と資本家こそ年金制度の改善に大きな責任があるという立場で、今後の改革に取り組むとの決意があらうかどうか、お答えを願いたい。

質問の第三は、財政方式についてであります。わが党は、インフレによる積み立て金の減価を防ぎ、生活できる年金を保障するために、賦課方式の採用が必要であると主張してまいりました。ところが、政府は、今後、老人人口が急増し、若い世代の負担が増大するなどを口実に、現行修正積み立て方式に依然として固執しています。若い世代の負担がふえるという政府の言い分は、国と資本家の負担をふやせば解決できるのであつて、全く根拠はありません。さしあたり国庫負担を四割、残りを労働者三、資本家七とする負担制度を導入するならば、厚生年金を夫婦で六万円にするのに、保険料は千分の十四と、現行の半分で済むのであります。問題は、国と資本家の負担をふやすのか、それとも労働者や国民の負担をふやすのかの二つの道の選択にかかるとであります。政府はなぜ国民の負担をふやす道を選ばずとするのか。それは、積み立て金を財政投融資に使い、大資本のための高度成長に役立てようとする意図があるからではないのか。国の責任を回避し、大資本に奉仕する以外に全く根拠のない積み立て方式に、政府はなぜかくも執拗に固執するのか、政府の明確な答弁を求めるものであります。

第四は、すべての公的年金に対する最低保障を確立する点についてであります。わが党は、すべての公的年金制度に共通して、当面月三万円の最低保障を設定すべきであると考えています。この最低保障額は、すべての公的年金制度に三年以上加入している者には、定額部分として一律に保障され、その上に、加入期間を考慮した報酬比例部分を積み上げる方式であります。この方式こそが、生活保障の原則を具体化するものであると確信しています。このように、国民にわか

りやすく、国民の最低生活を保障する方式こそ採用すべきだと思いますが、政府の答弁を求めます。

わが党は、厚生年金、国民年金ともに三年以上加入している者に、六十歳よりすべての年金を支給することをたてまえとし、当面、夫婦で月六万円以上、福祉年金については六十五歳より月一万円、三年で三万円を支給するなど、国民の要求にこたえる年金改正案を主張してきました。その財源については、大企業に対する租税特別措置をはじめ、法人税や所得税などの特種減免税約三兆円、大企業の法人税や、高額所得者への累進課税の強化、土地投機、株式投機などの資本利得に対する課税の強化、約一兆円の軍事費など、不要な予算の削減等によって約八兆八千億円の財源を生み出すことが出来ます。厚生大臣、あなたが衆議院本会議において、わが党の提案に対して、財源対策がないではないかと反論されていますけれども、すでにこの財源案は、数カ月も前からわが党が公表しているものであります。このような財源政策が明確になっているにもかかわらず、あえて財源がないと言われるのは、大資本の利益を擁護するために年金制度の根本的改善を回避しようという政府の態度を示すものにはかならないと思いが、この点について御答弁をお願いいたします。

私は、以上のような立場から、国民の要求からほど遠い政府案は直ちに撤回し、四党共同提案を取り入れるよう強く要望して質問を終わります。(拍手)

【国務大臣田中角榮君登壇、拍手】
○国務大臣(田中角榮君) 加藤進君にお答えをいたします。

第一は、年金制度の充実と老後の生活保障を確立せよとの趣旨でございますが、わが国は諸外国に例を見ない急速なデモで人口の老齢化が進んでおりますので、早急に総合的な老人対策を確立し、これに対処することが重要な課題であります。

す。その一環として、年金制度の大宗をなす厚生年金、国民年金について、老後生活のささえとなる五万円年金の実現と、自動スライド制の導入を骨子とする改善案を提案しておるわけであります。この改正は、老後の所得保障問題の解決の大きなしるしとなるものであり、その実現によりまして、わが国老人対策は飛躍的な拡充を見るものと考えておるものであります。

第二点は、年金についての考え方を生活保障の原則に改めてはどうかという点でございますが、今回の年金制度の改正は、厚生年金につきましては、現在の勤労者の収入の六割を標準的な年金水準として確保いたしますとともに、国民年金につきましても、これに見合つて夫婦の場合の年金水準を実現するものであります。この改善によつて、十分に老後のささえとなる年金水準が実現するものと考えておるのであります。

なお、現在の社会保障政策が、憲法の精神にのっとりおるのかどうかということでございますが、これはもう憲法の精神を踏まえて、充実に日夜努力を続けておることを理解いただきたいと思ひます。(拍手)

【国務大臣齋藤邦吉君登壇、拍手】
○国務大臣(齋藤邦吉君) 総理からお答えになりました部分を除きまして、お答えを申し上げます。

まず、年金制度の充実のために国庫負担を四〇％とし、残りを労働者三〇％、資本家七〇％、こういふふうにしたらいののではないかと尋ねておられますが、先ほど来お答え申し上げておりますように、厚生年金に対する現在の国の負担は二〇％でございます。西欧先進諸国の行なつております国庫負担の率に比べますと相当高率でございますから、国庫負担を四〇％に引き上げるといふ考えは持つておりません。さらにまた、労使の負担割合を三〇、七〇ということでございますが、社会保障制度におきましては、今日まですでに労使の負担割合は折半ということで定

着をいたしておりますので、いまこうしたことを採用しようという考えは持つていないのであります。

さらにまた、由来、年金制度は社会保険方式を採用いたしておるのでございまして、加入期間の長短にかかわらず、あるいは報酬の多寡にかんにかかわらず定率であるというところは、わが国の年金制度においてはなじまないと考えておる次第でございます。

なお、その際に社会保険主義によることは、積み立て金を多くして、大資本に奉仕するのではなく、いかにお尋ねがございましたが、国民年金、厚生年金の積み立て金の金は、先ほど来お答えいたしておりますように、国民福祉の充実のためにワクをきめて使用いたしておりますので、産業あるいは貿易には一文もこうした金は使つてないということ、この機会にはつきりと明らかにいたしておきたいと思ひのであります。

さらにまた賦課方式の問題でございますが、わが国の人口の老齢化は急速に進んでおるわけでございます。年金の二十年、三十年というふうな長期にわたる計算をしなければなりませんものにつかましては、現在の修正積み立て方式を採用いたしてまいることが適当であるわけでございます。将来、わが国の老齢化社会が出現を、成熟いたしました晩におきましては賦課方式に移行する、こういふふうにお考えられますので、そうした問題につきましては、今後とも十分検討いたしてまいりたいと考えております。

さらに、最低保障の額の問題でございますが、こうした問題を考えるにあたりましては、当面の財源ばかりじゃなくて、やはり長期にわたる財源をどのようになかなくていくかという問題がございますので、いま、にわかに賛成いたしかねるのがあります。

さらに、私が先般衆議院の本会議で、共産党提案の案には、財政対策が欠けておるといふ点についてのお尋ねがございましたが、先ほどお述べに

なりましたような財源は、実現可能なものかどうか、非常な疑問があるわけでございます。そういう実現可能でないものを持つてきて、ここに財源がおりますというのでは、説明にはならないと考えておる次第でございます。(拍手)

【国務大臣愛知揆一君登壇、拍手】

○国務大臣(愛知揆一君) お尋ねの点は、非常に率直に申しますと、基本的な考え方と食い違ひがあるのではないかと申します。と申しますのは、政府の考え方は、年金制度は社会保険というもので扱つてまいりたいということであり、そして、それを考えてまいりますときには、老齢化の状況、あるいは年金制度ができてから比較的年数が若いとか、いろいろのことを考えてまいります。やはり現在のところは、いわゆる積み立て方式あるいは修正積み立て方式でいくことが、将来個人の負担が多くなる、あるいは保険料が高くなるというふうなことを防いでいく、長期的にみれば年金制度をつくるということからいって、私どもは望ましい行き方であると、かように考えているわけでございます。

ところが、御質疑のように、年金の積み立て金を、大企業に大いに奉仕するためにお金を使いたから、こういふ積み立て方式というのを政府はとっているんだ。これは全く逆でございます。大切なお金を積み立ててお預かりいたしておりますから、これが効果的に、そして福祉国家建設に、あるいは還元できるようにということ、昭和四十八年度におきましては、年金積み立て金に例をとつて言えば、八五％は先ほど来申し上げておりますように、いわゆる一から六の分類に配当されておるし、残りの一五％もこれに準ずるものに配当されておまして、基幹産業とか、貿易とか、経済協力には全然配当されておられませんというところを申し上げておるわけでございます。

さらに、回収金というふうな問題もしばしば御質疑に出るわけでございますけれども、これは財投全般の投資計画の中に入らるわけでございます

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号 千九百七十二年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

要領書

けれども、これが四十八年度の計画におきましては、従来の方針をさらに積極的に切りかえまして、福祉国家建設のほうに向くように非常なくふりをこらしていることは御案内のとおりでございますから、この年金制度改善をいかにするかというところ、それから現に財投の中に運営をされておりますところの年金積み立て金によるところの資金の運用ということ、これは本来別の問題な

のでございまして、そこを混同して、一つの政治的意図があるかのように思われて論議をされることは筋違いであるということを明らかにいたしておきたいと思ひます。(拍手)

○副議長(森八三三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(森八三三君) 日程第二 千九百七十二年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長平島敏夫君。

審査報告書

千九百七十二年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年四月二十四日

外務委員長 平島 敏夫
参議院議長 河野 謙三殿

一、委員会の決定の理由

この協定は、千九百七十二年十月、国際連合ココア会議において採択された新たな国際商品協定であつて、国際ココア機関の設立、最低価格及び最高価格の設定、輸出割当て制度及び緩衝在庫制度の設置等により、開発途上国の産品たるカカオ豆の価格を安定せしめようとするものである。この協定を締結することは、国際協力によるカカオ豆の価格の安定化を通じて開発途上にあるカカオ豆生産国の経済発展に寄与することとなるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

国際ココア理事会分担金として、昭和四十八年度予算に三百八万円が計上されている。

千九百七十二年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

昭和四十八年三月十九日

内閣総理大臣 田中 角榮

千九百七十二年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

千九百七十二年の国際ココア協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百七十二年の国際ココア協定

第一章 目的

第一条 目的

この協定の目的は、国際連合貿易開発会議の第一回会期の最終議定書に含まれる勧告を考慮して、次のとおりとする。

- ココアの生産と消費との間の調整が通常の市場の力のみによつては事態に即応するようになり、すみやかに行なわれない場合に持続することとなる深刻な経済的困難を軽減すること。
- 生産者及び消費者の双方の長期的利益をそこのなりココアの価格の過度の変動を防止すること。
- 生産国のココアによる輸出収入の安定及び増加に寄与する措置をとり、それにより生産国が急速な経済成長及び社会的発展のための資金を得ることに寄与すること。この場合において、輸入国における消費者の利益をも同時に考慮する。
- 生産者及び消費者にとつて公正であり、かつ、妥当な価格で十分な供給を確保すること。

- 供給と需要との間の長期的均衡を確保するため、消費の増大及び、必要な場合には可能な範囲内で、生産の調整を容易にすること。

第二章 定義

第二条 定義

- この協定の適用上、
- 「ココア」とは、カカオ豆及びココア製品をいう。
- 「ココア製品」とは、ココアペースト、カカオ脂、ココア粉(甘味を付けてないもの)、コ

コアケーキ、ココアニブ等のカカオ豆のみから作られる製品及び理事会が必要に應じ決定するココアを含有するその他の製品をいう。

- 「ファイン・ココア又はフレーバード・ココア」とは、附属書Cに掲げる国において生産されるココア(同附属書に掲げる範囲内のものに限り)をいう。
- 「トン」とは、キログラムのメートル・トン又は二千二百四十六ポンドをいい、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。
- 「収穫年度」とは、十月一日から九月三十日までの十二箇月の期間をいう。
- 「割当年度」とは、十月一日から九月三十日までの十二箇月の期間をいう。
- 「基本割当て」とは、第三十条に規定する割当てをいう。
- 「年間輸出割当て」とは、第三十一条の規定に基づいて決定される各加盟輸出国の割当てをいう。
- 「実際の輸出割当て」とは、一定の時点における各加盟輸出国の割当てとして、第三十一条の規定に基づいて決定されたもの、第三十四条の規定に基づいて調整されたもの、第三十五条(4)から(6)までの規定に基づいて削減されたもの又は第三十六条の規定に基づいて変更されたものをいう。
- 「ココアの輸出」とは、いずれかの国の関税地域から外へ向けて出るココアをいい、「ココアの輸入」とは、いずれかの国の関税地域の内に入るココアをいう。ただし、この定義の適用上、二以上の関税地域から成る加盟

国については、関税地域とは、当該加盟国の関税地域の全体を意味するものとする。

(k) 「機関」とは、第五条の規定によつて設立される国際コリア機関をいう。

(l) 「理事会」とは、第六条に規定する国際コリア理事會をいう。

(m) 「加盟国」とは、この協定の締約国（次条(2)に規定する締約国を含む）、第七十条(2)の規定に従つて通告が行なわれた領域若しくは領域の集團又は第四条に規定する政府間機関をいう。

(n) 「輸出国」又は「加盟輸出国」とは、それぞれ、カカオ豆に換算したコリアの輸出量がその輸入量を上回る国又は加盟国をいう。

(o) 「輸入国」又は「加盟輸入国」とは、それぞれ、カカオ豆に換算したコリアの輸入量がその輸出量を上回る国又は加盟国をいう。

(p) 「生産国」又は「加盟生産国」とは、それぞれ、商業的に見て相当な数量のコリアを栽培する国又は加盟国をいう。

(q) 「区分ごとの単純過半数票」とは、加盟輸出国が投する票の過半数及び加盟輸入国が投する票の過半数（それぞれ別個に計算する）をいう。

(r) 「特別多数票」とは、加盟輸出国が投する票の三分の二以上の多数及び加盟輸入国が投する票の三分の二以上の多数（それぞれ別個に計算する）をいう。ただし、出席しかつ投票する加盟国の半数が代表されていることを条件とする。

(s) 「効力発生」とは、別段の規定がある場合を除くほか、この協定の最初の効力発生（暫定的なものであるか確定的なものであるかを問わない。）の日をいう。

第三章 加盟国

第三条 機関の加盟国

(1) 各締約国は、(2)の場合を除くほか、機関の単一の加盟国となる。

(2) 締約国及びその政府が国際関係について当分の間最終的責任を負う領域で第七十条(1)の規定に従つてこの協定が適用されるものは、個個に加盟輸出国を構成することができような一又は二以上のもの及び個個に加盟輸入国を構成することができような一又は二以上のものから成る場合であっても、合同して一個の加盟国となることができるものとし、当該締約国が第七十条(2)の規定に従つて通告を行つたときは、個個に加盟輸出国を構成することができような当該領域及び個個に加盟輸入国を構成することができような当該領域は、それぞれ単独に、合同して又は二以上の集團として別個の加盟国となることができる。

第四条 政府間機関の加盟

(1) この協定において、「千九百七十二年の国際連合コリア會議に招請された政府」というときは、国際協定、特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任を有する政府間機関を含む。したがつて、この協定において、政府による署名、批准書、受諾書若しくは承認書の寄託、通告、暫定的適用の明示又は加入を含む。そのような政府間機関については、政府間機関による署名、批准書、受諾書若しくは承認書の寄託、通告、暫定的適用の明示又は加入を含む。

(2) (1)の政府間機関は、それ自体の票を有しないが、その権限内の事項に關して表決が行なわれる場合には、その政府間機関の構成国の票を投する権利を有するものとし、それらの構成国の票を一括して投する。そのような表決が行なわれる場合には、その政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使することができない。

(3) 第十五条(1)の規定は、(1)の政府間機関については適用しないが、その権限内の事項に關しては、その政府間機関は、執行委員会の討議に参加することができ、その権限内の事項に關して表決が行なわれる場合には、その政府間機関

のいずれかの構成国が、執行委員会においてその政府間機関の構成国が投する権利を有する票を一括して投する。

第四章 組織及び運用

第五条 国際コリア機関の設立、本部及び構成

(1) この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監督するため、国際コリア機関を設立する。

(2) 機関は、次のものによつてその機能を営む。

(a) 国際コリア理事会及び執行委員会

(b) 事務局長及び職員

(3) 理事会は、その第一回会期において、機関の本部の所在地を決定する。

第六条 国際コリア理事会の構成

(1) 機関の最高機関は、国際コリア理事会とし、理事會は、機関のすべての加盟国で構成する。

(2) 各加盟国は、理事会において、一人の代表及び希望する場合には一人又は二人以上の代表代理によつて代表される。各加盟国は、また、その代表又は代表代理の顧問を任命することができる。

第七条 理事会の権限及び任務

(1) 理事会は、この協定に明示的に定めるところを実施するために必要なすべての権限を行使し、及びそのために必要なすべての任務を遂行し又は任務の遂行のための措置をとる。

(2) 理事会は、特別多数票による議決で、この協定を実施するために必要な規則でこの協定に適合するもの（理事会及びその委員会の手続規則、機関の会計及び職員に關する規則並びに緩衝在庫の運用及び管理に關する規則を含む。）を採択する。理事会は、その手続規則中に、会合することなしに特定の問題について決定を行なうための手続を定めることができる。

(3) 理事会は、この協定に基づく任務を遂行するために必要な記録及び適当と認めるその他の記録を保管する。

(4) 理事会は、年次報告を公表する。この報告

は、第五十八条に規定する年次検討を含むものとする。理事会は、また、適当と認めるその他の情報を公表する。

第八条 理事会の議長及び副議長

(1) 理事会は、各割当年度ごとに、議長一人及び副議長一人を選挙する。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。

(2) 議長及び副議長は、いずれか一方は加盟輸出国の代表團の中から、他方は加盟輸入国の代表團の中から選挙するものとし、各割当年度ごとに交互にふりあてらる。

(3) 議長及び副議長の双方が一時的に欠けた場合又は議長及び副議長がいずれか一方若しくはその双方が恒久的に欠けた場合には、理事会は、該当する区分の代表團の中から、一時的又は恒久的な新規の役員を選挙することができる。

(4) 議長及び理事會の会合において議長となつているその他の役員は、投票権を有しない。これらの者の代理は、その代表する加盟国の投票権を行使することができる。

第九条 理事会の会期

(1) 理事会は、原則として、割当年度の半期ごとに一回、通常会期を開催する。

(2) 理事会は、その他この協定中に特定する事態において会合するほか、その決定する場合又は次のいずれかのものによる要請がある場合にはいつでも、特別會議を開催する。

(a) 五の加盟国

(b) 少なくとも二百票を有する一又は二以上の加盟国

(c) 執行委員会

(3) 会期の通知は、緊急の場合又はこの協定に別段の定めがある場合を除くほか、少なくとも三十日前に行なう。

(4) 会期は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行なわないう限り、機関の本部において開催される。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合に

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号 千九百七十二年の國際コオア協定の締結について承認を求めるの件

は、その加盟国は、その会合に必要な追加の費用を支弁する。

第十条 票数

(1) 加盟輸出国は総体として千票を有し、加盟輸入国は総体として千票を有する。これらの各千票は、(2)から(6)までの規定に従つて、加盟輸出国及び加盟輸入国の各区分内でそれぞれ配分する。

(2) 加盟輸出国の票は、次のように配分する。百票は、すべての加盟輸出国の間で平等に配分し、その合計が百に最も近くなるようにする。残余の票は、基本割当てに比例して配分する。

(3) 加盟輸入国の票は、次のように配分する。百票は、すべての加盟輸入国の間で平等に配分し、その合計が百に最も近くなるようにする。残余の票は、附属書Dに掲げる各加盟国の輸入量に比例して配分する。

(4) 異なる加盟国も、三百をこえる票を有しない。(2)及び(3)の計算から生じた三百をこえる部分の票は、それぞれ(2)及び(3)の規定を基礎にして他の加盟国の間で再配分する。

(5) 機関の加盟国に変動がある場合又はこの協定のいずれかの規定に基づいて加盟国の投票権が停止され若しくは回復される場合には、理事会は、この条の規定に従つて票の再配分の措置をとる。

(6) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

第十一条 理事会の投票手続

(1) 各加盟国は、自国が有するすべての票を投ずる権利を有するものとし、これらの票を分割して投ずることができない。ただし、各加盟国は、(2)の規定に基づいて委託された票については、自国が有する票と別個に用いることができる。

(2) 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合において自国の利益を代表し及び自国の票

を投ずることを委任することができる。この場合には、前条(4)に定める制限は、適用しない。

(3) もつばら・ファイン・コオア又はフレーパー・コオアを生産する加盟輸出国は、割当ての設定及び調整並びに緩衝在庫の管理及び運用に関する事項については、表決に参加してはならない。

第十二条 理事会の決定

(1) 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定が特別多数票による議決で行なうことを定めている場合を除くほか、理事会における加盟国の区分ごとの単純過半数票による議決で行なう。

(2) 理事会の決定又は勧告に必要な票数を算定するにあたり、棄権した加盟国の票数は、算入しない。

(3) この協定において特別多数票による議決を必要とする理事会の措置に関しては、次の手続による。

(a) 三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため必要とされる多数が得られない場合には、当該議案は、区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行なう決定により、四十八時間以内により再び表決に付する。

(b) 二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため必要とされる多数がなお得られない場合には、当該議案は、区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行なう決定により、二十四時間以内により再び表決に付する。

(c) 一の加盟輸出国又は一の加盟輸入国の反対票のため必要とされる多数が三回目の表決においても得られない場合には、当該議案は、可決されたものとみなす。

(d) 理事会が議案を(a)又は(b)の規定による表決に付さない場合には、当該議案は、否決されたものとみなす。

(4) 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾すること

第十三条 他の機関との協力

(1) 理事会は、国際連合、その諸機関(特に国際連合貿易開発会議、国際連合食糧農業機関その他の国際連合の適当な専門機関及び適当な政府機関との協議及び協力のため、適当なすべての措置をとる。

(2) 理事会は、国際商品貿易における国際連合貿易開発会議の特別な役割を考慮して、適当な場合には、その活動及び事業計画について同会議に通報する。

(3) 理事会は、また、コオアの生産者、貿易業者及び製造業者の国際的機関との効果的な連絡を維持するため、適当なすべての措置をとること

第十四条 オブザーバーの参加

(1) 理事会は、国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国である機関の非加盟国に対し、オブザーバーとして理事会の会合に出席するよう招請することができる。

(2) 理事会は、また、前条に規定する機関に対し、オブザーバーとして理事会の会合に出席するよう招請することができる。

第十五条 執行委員会の構成

(1) 執行委員会は、八の加盟輸出国及び八の加盟輸入国で構成する。ただし、機関における加盟輸出国の数又は加盟輸入国の数が十以下の場合には、理事会は、加盟国の二の区分の間の均衡を維持しつつ、執行委員会の構成の総数を、特別多数票による議決で決定することができる。

(2) 執行委員会の構成は、次条の規定に従つて各割当年度ごとに選挙されるものとし、再選されることが出来る。

(3) 選出された各構成国は、執行委員会において、一人の代表及び希望する場合に一人又は二人以上の代表代理によつて代表される。各構成国は、また、その代表又は代表代理の顧問を任命することができる。

(4) 執行委員会の議長は、理事会によつて各割当

年度ごとに選挙されるものとし、再選されることが出来る。議長が一次的又は恒久的に欠けた場合には、執行委員会は、議長が解任し又は新たな議長が理事会によつて選挙されるまでの間につき、議長代理を選挙することができる。議長及び議長代理は、投票権を有しない。代表が議長又は議長代理に選挙された場合には、その代理が代表に代わつて投票することができる。

第十六条 執行委員会の構成国の選挙

(1) 執行委員会の構成輸出国及び構成輸入国は、理事会において、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選挙される。区分ごとの選挙は、(2)及び(3)の規定に従つて行なう。

(2) 加盟国は、第十条の規定に基づいて自国に属するすべての票を単一の候補に投ずる。加盟国は、第十一条(2)の規定に基づいて委託された票を他の候補に投ずることができる。

(3) 最も多数の票を獲得した候補を当選国とする。

第十七条 執行委員会の権限

(1) 執行委員会は、理事会に対して責任を負い、その一般的指示の下に活動する。

(2) 執行委員会は、市況を絶えず検討し、理事会に対して適当と認める措置を勧告する。

(3) 理事会は、その権限を行使する権利を害することなく、当該事項に関して理事会が決定するために必要とされる議決の別により区分ごとの単純過半数票による議決又は特別多数票による議決で、執行委員会に対して次の権限以外の権限の行使を委任することができる。

(a) 第十条の規定に基づいて票を再配分すること。

- (b) 第二十三条の規定に基づいて運営予算を承認し及び分担金の額を決定すること。
- (c) 第二十九条(2)の規定に基づいて最低価格及び最高価格を修正すること。
- (d) 第三十三条(3)の規定に基づいて附属書Cを修正すること。
- (e) 第三十一条の規定に基づいて年間輸出割当てを、第三十五条(8)の規定に基づいて四半期割当てを決定すること。
- (f) 第三十九条(4)の規定に基づいて緩衝在庫による買入れを制限し又は停止すること。
- (g) 第四十五条の規定に基づいてコアの通常の用途以外の用途への転換に關して措置をとること。
- (h) 第五十九条の規定に基づいて義務を免除すること。
- (i) 第六十一条の規定に基づいて紛争について決定を行なうこと。
- (j) 第六十二条(3)の規定に基づいて権利を停止すること。
- (k) 第六十八条の規定に基づいて加入の条件を定めること。
- (l) 第七十二条の規定に基づいて加盟国を除名すること。
- (m) 第七十四条の規定に基づいてこの協定の有効期間を延長し又はこの協定を終了させること。
- (n) 第七十五条の規定に基づいて加盟国に対して改正を勧告すること。
- (4) 理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、執行委員会に対する権限の委任をいつでも取り消すことができる。
- 第十八条 執行委員会の投票手続及び決定
- (1) 執行委員会の各構成国は、自国が第十六条の選挙において獲得したすべての票を投ずる権利を有するものとし、これらの票を分割して投ずることができない。
- (2) (1)の規定の適用を妨げることなく、執行委員会の構成国でない加盟輸出国又は加盟輸入国であつて選出されたいずれの構成国にも第十六条(2)の規定の下で票を投じなかつたものは、議長に対する書面による通報により、それぞれ、執行委員会のいすれかの構成輸出国又は構成輸入国に対し、執行委員会において自国の利益を代表し及び自国の票を投ずることを委任することができる。
- (3) 加盟国は、割当年度の途中において、自国が第十六条の規定の下で票を投じた執行委員会の構成国と協議した後、その構成国から自国の票を撤回することができる。このようにして撤回された票は、執行委員会の他の構成国に委託することができ、その割当年度の残余の期間中、当該他の構成国から撤回することができない。票を撤回された執行委員会の構成国は、その割当年度の残余の期間中、なお執行委員会の議長を維持する。この(3)の規定に従つてとる措置は、議長が書面によるその旨の通報を受けた後に効力を生ずる。
- (4) 執行委員会が行なういかなる決定も、理事会が当該決定を行なう場合と同様の多数による議決を必要とする。
- (5) 加盟国は、理事会がその手続規則に定める条件に従い、執行委員会の決定につき理事会に対して異議を申し立てる権利を有する。
- 第十九条 理事会及び執行委員会の定数
- (1) 理事会の会期の第一回目の会合においては、区分ごとにそれぞれ総票数の三分の二以上を有することを条件として、過半数の加盟輸出国及び過半数の加盟輸入国の代表が出席していなければならぬ。
- (2) 理事会の会期の第一回目の会合の日として予定された日及びその翌日において(1)の規定に基づく定数が得られない場合には、三日目及びその会期の残余の期間中の会合においては、区分ごとにそれぞれ総票数の過半数を有することを条件として、過半数の加盟輸出国及び過半数の加盟輸入国の代表が出席していなければならぬ。
- (3) (1)の規定に基づき会期の第一回目の会合が開催された後の会合の定足数は、(2)に定める定数とする。
- (4) 第十一條(2)の規定に基づいて代表される加盟国は、出席しているものとみなす。
- (5) 執行委員会の会合のための定足数は、理事会が執行委員会の手続規則で定める。
- 第二十条 機関の職員
- (1) 理事会は、執行委員会と協議した後、特別多数票による議決で事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件に照らして理事会が定める。
- (2) 事務局長は、機関の首席の管理職員であり、また、理事会の決定に従つてこの協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。
- (3) 理事会は、執行委員会と協議した後、特別多数票による議決で緩衝在庫の管理官を任命する。管理官の任用の条件は、理事会が定める。
- (4) 管理官は、この協定によつて与えられる任務及び理事会が決定するその他の任務につき、理事会に対して責任を負うものとし、事務局長と協議して、それらの任務に係る責任を遂行する。
- (5) (4)の規定の適用を妨げることなく、機関の職員は事務局長に対し、事務局長は理事会に対して責任を負う。
- (6) 事務局長は、理事会が制定する規則に従つて職員を任命する。理事会は、この規則を作成するにあたり、類似の政府間機関の職員に適用される規則を考慮に入れる。職員は、できる限り加盟輸出国及び加盟輸入国の国民の中から任命する。
- (7) 事務局長、管理官その他の職員は、コア産業、コアの取引、コアの輸送又はコアの宣伝について金銭上の利害關係を有してはならない。
- (8) 事務局長、管理官その他の職員は、その任務の遂行にあつて、加盟国又は機関外の他の当局のいすれにも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長、管理官その他の職員は、機関に対してのみ責任を負う。国際的職員としての立場を損ずるおそれのあるいかなる行動をも差し控えるものとする。各加盟国は、事務局長、管理官及び職員の責任のもつばら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者に対してその責任の遂行について影響を及ぼそうとしないことを約束する。
- 第五章 特権及び免除
- 第二十一条 特権及び免除
- (1) 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。
- (2) 機関の本部が所在する国の政府(以下「接受政府」という)は、この協定の効力発生の後でできる限りすみやかに、機関並びにその事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のために接受政府の領域に滞在している加盟国の代表につき、その地位、特権及び免除に關する取極で理事会が承認するものを機関と締結する。
- (3) (2)の取極は、この協定とは別個のものとする。もつとも、その取極は、次のいずれかの場合に終了する。
- (a) 接受政府と機関との間で合意する場合
- (b) 機関の本部が接受政府の領域から移転する場合
- (c) 機関が存在しなくなる場合
- (4) 接受政府は、(2)の取極が効力を生ずるまでの間、次のものに対する課税を免除する。
- (a) 機関がその被用者(接受加盟国の国民を除く

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号 千九百七十二年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件

三六二

(b) 機関の資産、収入その他の財産
(5) 機関は、理事会が(2)の取極を承認した後、この協定の機能が適正に営まれるために必要な特権及び免除に関する取極で、理事会が承認するものを他の加盟国と締結することができる。

第六章 会計

第二十二条 会計

(1) この協定の運用及び実施のため、運営勘定及び緩衝在庫勘定を置く。
(2) この協定の運用及び実施に必要な費用は、第三十七条の規定に基づいて設置される緩衝在庫の運用及び維持に附せられるものを除くほか、運営勘定に記帳するものとし、次条の規定に従つてその額が決定される加盟国の年次分担金から支弁する。もつとも、加盟国が特別な役務を要請する場合には、理事会は、その加盟国に対してそのための支払を要求することができる。

(3) 第三十七条(6)の規定により緩衝在庫の運用及び維持に附せられる費用は、緩衝在庫勘定に記帳する。第三十七条(6)に明記された費用以外の費用に係る緩衝在庫勘定の負担については、理事会が決定する。

(4) 機関の会計年度は、割当年度と同一とする。
(5) 理事会、執行委員会及び理事会又は執行委員会に属する委員会に対する代表団の費用は、関係加盟国が支弁する。

第二十三条 運営予算の承認及び分担金の額の決定

(1) 理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、かつ、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。
(2) 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該加盟国の票数が当該会計年度の運営予算の承認された時点においてすべての加盟国の票数の合計中に占める割合に比例するも

のとする。分担金の額の算定にあつては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによつて生ずる票の再配分を考慮しないで計算する。

(3) この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、その加盟国が有することとなる票の数及び当該会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

(4) この協定が最初の完全な会計年度の開始の八箇月前までに効力を生じた場合には、理事会は、その第一回会期において、最初の完全な会計年度の開始までの期間のみを対象とする運営予算を承認する。その他の場合には、最初の運営予算は、当初の期間及び最初の完全な会計年度の双方を対象とする。

第二十四条 運営予算に係る分担金の支払

(1) 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することができる通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。その支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。

(2) 加盟国が会計年度の開始の後五箇月を経過した時点において運営予算に係る分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、その加盟国に対し、できる限りすみやかに支払うことを要請する。事務局長による要請の後二箇月を経過した時点においてその加盟国がなおその分担金を支払っていない場合には、理事会及び執行委員会におけるその加盟国の投票権は、その分担金の全額が支払われる時まで停止される。

(3) 加盟国は、(2)の規定に基づいて投票権を停止された場合においても、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行なわないう限り、この協定に基づくその他の権利を奪われ又はこの協定に基づく義務を免除されることはない。その加盟国は、引き続き、その分担金を支払い、か

つ、この協定に基づくその他の会計上の義務を履行する責任を負う。

第二十五条 会計の検査及び公表

(1) 各会計年度の終了の後できる限りすみやかに、おそくとも六箇月以内に、第二十二条(1)にいう各勘定ごとに、当該会計年度の機関の決算書及び当該会計年度の終了の時に附ける貸借対照表につき会計検査を行なう。会計検査は、加盟国政府からの資格のある二人の会計検査専門家(理事会が各会計年度ごとに加盟輸出国及び加盟輸入国から各一人を選出する。)の協力を得て、権威のある独立の会計検査専門家がなう。加盟国政府からの会計検査専門家は、機関から報酬を受けない。

(2) 権威のある独立の会計検査専門家の任用の条件及び会計検査の目的は、機関の会計規則で定める。会計検査を了した機関の決算書及び貸借対照表は、理事会の承認を得るため次の通常会期に提出する。

(3) 会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要は、公表する。

第七章 価格、割当、緩衝在庫及び通常の用途以外の用途への転換

第二十六条 協定の実施

(1) この協定の目的を達成するため、加盟国は、カカオ豆の価格を合意した価格の間に維持する措置をとる。このため、理事会の統制の下に、輸出割当制度を設定し、緩衝在庫を設置し、並びに割当てに對し過剰となるコリア及び緩衝在庫に對し過剰となるカカオ豆を嚴重な規制の下で通常の用途以外の用途へ転換するための措置を講ずる。

(2) 加盟国は、この協定の目的が達成されるようにその通商政策を運用する。

第二十七条 コリア産業との協議及び協力

(1) 理事会は、加盟国がコリアの問題に関する専門家の意見を求めることを奨励する。

(2) 加盟国は、この協定に基づく義務を履行するにあたり、確立した取引経路を尊重しつつその活動を行ない、かつ、コリア産業の正当な利益に妥当な考慮を払う。

(3) 加盟国は、この協定を実施するために制定された規則を理由として契約が履行されない場合におけるコリアの買手と売手との間の商事紛争の仲裁に介入してはならず、また、仲裁の成立を妨げてはならない。加盟国がこの協定を遵守するためにとつた措置は、このような場合において、契約不履行の理由又は抗弁とはならない。

第二十八条 日ごとの価格及び指標価格

(1) この協定の適用上、カカオ豆の価格として、日ごとの価格及び指標価格を用いる。

(2) 日ごとの価格は、(3)の規定に従うことを条件として、ニュー・ヨーク・コリア取引所の正午現在及びロンドン・コリア定期市場の終了の時現在における最も期近の三の限月のカカオ豆の相場をその日ごとに平均したものとす。ロンドン・コリア定期市場の価格は、ロンドン為替市場の終了の時において公表された六箇月先物の為替相場を用いて、一ポンド当たりアメリカ合衆国セント建てに換算する。理事会は、これらの二のコリア市場のうちいずれか一方における相場が得られない場合及びロンドン為替市場が閉鎖された場合に用いる計算の方法を決定する。次の三の限月への移行時期は、最も期近の当り月の直前の月の十五日とする。

(3) 理事会は、(2)に規定する方法よりもすぐれているものであると認める場合には、特別多数票による議決で、日ごとの価格を決定するための他の方法を決定することができる。

(4) 指標価格は、連続した十五市場日又は、第三十四条(4)の規定の適用については、連続した二十二市場日の期間中の日ごとの価格を平均したものとす。この協定において指標価格がいずれかの価格に等しいというとき、それを下回る

というとき又はそれを上回るときは、所定の連続した市場日の期間中の日ごとの価格の平均が当該価格に等しいこと、それを下回っていること又はそれを上回っていることをいうものとし、この場合において、所定の連続した市場日の期間は、日ごとの価格が当該価格に等しい最初の日、それを下回る最初の日又はそれを上回る最初の日に開始されるものとする。

第二十九条 価格

(1) この協定の適用上、カカオ豆の最低価格は一ポンド当たり二十三アメリカ合衆国セント、最高価格は一ポンド当たり三十二アメリカ合衆国セントとする。

(2) 理事会は、第二割当年度の終了前に、(1)の価格を検討するものとし、最低価格と最高価格との幅を同一に保つことを条件として、特別多数票による議決で(1)の価格を修正することができる。第七十五条の規定は、この(2)の規定に基づき価格の修正については適用しない。

第三十条 基本割当て

(1) 附属書Aに掲げる各加盟輸出国は、最初の割当年度については同附属書に掲げる基本割当てを有する。附属書Bに掲げるバルク・ココアの生産が一万吨未満である加盟輸出国は、基本割当てを有しない。

(2) 基本割当ては、第二割当年度の開始前に、最終的な生産数量が理事会に提出されている直前の三收穫年度のそれぞれにおいて各加盟輸出国が生産したココアのトン数を考慮に入れて、自動的に修正されるものとし、次の方法で、この協定の残余の期間について適用される新たな基本割当てを計算する。

(a) 前記の直前の三收穫年度における最高年間生産数量が附属書Aに掲げる生産数量よりも大きい加盟輸出国については、この大きい方の数量がこの協定の残余の期間中その加盟輸出国について適用される新たな基本割当ての計算にあつて採用される。

(b) 前記の直前の三收穫年度における最高年間生産数量が附属書Aに掲げる生産数量を二十パーセント以上下回っている加盟輸出国については、この小さい方の数量がこの協定の残余の期間中その加盟輸出国について適用される新たな基本割当ての計算にあつて採用される。

(c) 前記の直前の三收穫年度における最高年間生産数量が附属書Aに掲げる生産数量を下回っているが、低下分が二十パーセントをこえない加盟輸出国については、附属書Aに掲げる生産数量がこの協定の残余の期間中その加盟輸出国について適用される新たな基本割当ての計算にあつて採用される。

(3) 理事会は、加盟輸出国の生産の変化により修正を必要とする場合には、附属書A及び附属書Bの表を修正する。

第三十一条 年間輸出割当て

(1) 理事会は、割当年度の開始の少なくとも四十日前に、摩砕量の過去の推移、消費の長期的傾向、緩衝在庫による充渡しの可能性、在庫変動の見通し、その時のココアの市場価格、生産の見積りその他のすべての関連要素を考慮して特別多数票による議決で、当該割当年度における世界のココアの需要の見積り及び年間輸出割当の対象とならない輸出の見積りを採択する。

理事会は、これらの見積りを勘案して、特別多数票による議決で、この条に規定する方法により当該割当年度についての加盟輸出国の年間輸出割当てを直ちに決定する。

(2) 理事会が当該割当年度の開始の少なくとも三十五日前に年間輸出割当てについて合意に達することができない場合には、事務局長は、自己の案を理事会に提出する。理事会は、特別多数票による議決で、直ちにその提案についての決定を行なう。理事会は、いかなる場合にも、当該割当年度の開始の少なくとも三十日前に、年間輸出割当てを決定する。

(3) 各加盟輸出国の年間輸出割当ては、前条に規定する基本割当てに比例するものとする。

(4) 理事会は、十分と認める証拠が提出されたときは、各割当年度において一万吨未満を生産する加盟輸出国に対し、輸出のために利用可能な実際の生産量をこえない量をその年度に輸出することを承認する。

第三十二条 輸出割当ての範囲

(1) 年間輸出割当ては、次のものを対象とする。

(a) 加盟輸出国からのココアの輸出

(b) 当該割当年度の終了の時ににおける実際の輸出割当ての限度内で輸出のため登録された当該收穫年度のココアであつて当該割当年度後に積み出されるもの。ただし、このような輸出は、次の割当年度の最初の四半期の終了前に、かつ、理事会が定める条件で、行なわなければならない。

(2) 加盟輸出国及び非加盟輸出国からのココア製品の輸出量のカカオ豆相当量を決定するための換算係数は、次のとおりとする。

カカオ脂 一・三三
ココアケーキ及びココア粉 一・一八
ココアペイスト及びココアニブ 一・二五

理事会は、必要に応じ、ココアを含有するその他の製品をココア製品とする旨の決定を行なうことができる。この(2)において換算係数が定められているココア製品以外の製品の換算係数は、理事会が定める。

(3) 理事会は、第四十八条に規定する証明書類を基礎として、ココア製品の加盟輸出国からの輸出量及び非加盟輸出国からの輸入量を絶えず検討する。当該割当年度中にいずれかの輸出国のココアケーキ及び(又は)ココア粉の輸出量とカカオ脂の輸出量との差が、抽出法加工の増加その他の理由により、ココアケーキ及び(又は)ココア粉の輸出の減少を伴つて相当に拡大したと理事会が認める場合には、当該割当年度において及び(又は)理事会が決定するときは次の割当年度において当該輸出国のココア製品の輸出量の換算係数は、次のとおりとする。

カカオ脂 二・一五
ココアペイスト及びココアニブ 一・二五
ココアケーキ及びココア粉 〇・三〇

この結果として、第三十八条の規定に従つて当該割当年度中に徴収すべき残りの換金についても調整する。ただし、この(3)の規定は、カカオ脂以外の製品の輸出量の減少が人間による国内消費の増加その他の理由(当該輸出国が提出し、理事会が十分かつ受諾しうると認めるものに限る。)による場合には適用しない。

(4) 第三十九条(2)及び(3)並びに第四十五条(1)の規定に基づく加盟輸出国による緩衝在庫の管理官への引渡し分並びに第四十五条(2)の規定に基づくココアの転換分は、当該加盟輸出国の輸出割当使用分に算入されない。

(5) 加盟輸出国が人道的目的その他の非商業的目的のためにココアを輸出したと理事会が認める場合には、そのココアは、当該加盟輸出国の輸出割当使用分に算入されない。

第三十三条 ファイン・ココア又はフリーバー・ココア

(1) 第三十一条及び第三十八条の規定にかかわらず、輸出割当て及び緩衝在庫をまかなうための換金に關するこの協定の規定は、もつぱらファイン・ココア又はフリーバー・ココアを生産する附属書C(1)に掲げる加盟輸出国からのファイン・ココア又はフリーバー・ココアについては適用しない。

(2) (1)の規定は、一部ファイン・ココア又はフリーバー・ココアを生産する附属書C(2)に掲げる加盟輸出国についても、同附属書(2)に掲げる生産割当を限度として適用する。残りの割合については、輸出割当て及び緩衝在庫をまかなうため

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号 千九百七十二年の国際コウア協定の締結について承認を求めるの件

三六四

の拠金に関するこの協定の規定その他この協定による制限を適用する。

(3) 理事会は、特別多数票による議決で附属書Cを修正することができる。

(4) 理事会は、附属書Cに掲げる国の生産又は輸出が急激に増加したと認める場合には、この協定の濫用又は回避が起きないようにするために適当な措置をとる。

(5) 附属書Cに掲げる各加盟輸出国は、自国の領域からファイン・コウア又はフレーバー・コウアを輸出することを許可する前に理事会の認める証明書の提出を求めることを約束する。各加盟輸入国は、自国の領域内にファイン・コウア又はフレーバー・コウアを輸入することを許可する前に理事会の認める証明書の提出を求めることを約束する。

第三十四条 年間輸出割当ての実施及び調整

(1) 理事会は、市況を絶えず検討し、事案が必要とするときはいつでも会合する。

(2) 理事会が特別多数票による議決でその増加又は削減を決定しない限り、次の輸出割当てが実施される。

(a) 指標価格が最低価格を上回り、かつ、最低価格に一ポンド当たり一アメリカ合衆国セントを加えた価格を下回り又はそれに等しい場合には、実際の輸出割当ては、年間輸出割当ての九十五パーセントとする。

(b) 指標価格が最低価格に一ポンド当たり一アメリカ合衆国セントを加えた価格を上回り、かつ、最低価格に一ポンド当たり三アメリカ合衆国セントを加えた価格を下回り又はそれに等しい場合には、実際の輸出割当ては、年間輸出割当ての九十五パーセントとする。

(c) 指標価格が最低価格に一ポンド当たり三アメリカ合衆国セントを加えた価格を上回り、かつ、最低価格に一ポンド当たり四・五アメリカ合衆国セントを加えた価格を下回り又は

それに等しい場合には、実際の輸出割当ては、年間輸出割当ての百パーセントとする。

(d) 指標価格が最低価格に一ポンド当たり四・五アメリカ合衆国セントを加えた価格を上回り、かつ、最低価格に一ポンド当たり六アメリカ合衆国セントを加えた価格を下回り又はそれに等しい場合には、実際の輸出割当ては、年間輸出割当ての百五パーセントとする。

(3) 理事会は、(2)の規定に従って実施された割当ての削減に関し、その削減分の回復が(2)に規定する価格水準よりも高い価格水準において行なわれることを、特別多数票による議決で決定することができる。ただし、この高い価格水準は、回復された割当てが実施されるべき価格帯内にあることを条件とする。

(4) 指標価格が最低価格に一ポンド当たり六アメリカ合衆国セントを加えた価格を上回る場合には、実際の輸出割当ては、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行なわない限り、停止される。指標価格が最低価格に一ポンド当たり六アメリカ合衆国セントを加えた価格を上回ることと確定するためには、第二十八条(4)の規定に従い、連続した二十二市場日の期間中の日ごとの価格の平均が最低価格に一ポンド当たり六アメリカ合衆国セントを加えた価格を上回っていないなければならない。輸出割当てが停止された後に、指標価格が最低価格に一ポンド当たり六アメリカ合衆国セントを加えた価格に等しくなり又はそれを下回ったことを確定するためには、同様の期間を適用する。

(5) 指標価格が最低価格に一ポンド当たり八アメリカ合衆国セントを加えた価格に等しい場合には、緩衝在庫の管理官は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行なわない限り、第四十条の規定に従って緩衝在庫からの充渡しを開始する。

(6) 指標価格が最高価格に等しい場合には、緩衝

在庫からの義務的充渡しは第四十条(1)に規定する条件に従って行なわれる。

(7) 指標価格が最低価格に等しい場合には、理事会は、市況を検討するため四就業日以内に会合し、特別多数票による議決で、最低価格を維持するための追加の措置を決定する。

(8) 指標価格が最高価格を上回る場合には、理事会は、市況を検討するため四就業日以内に会合し、特別多数票による議決で、最高価格を維持するための追加の措置を決定する。

(9) 割当年度の最後の四十五日間は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行なわない限り、輸出割当ての導入又は実際の輸出割当ての削減は、行なわれない。

第三十五条 輸出割当ての遵守

(1) 加盟国は、輸出割当てに關しこの協定において自国が負っている義務の完全な履行を確保するために必要な措置をとる。理事会は、加盟国に対し、輸出割当て制度の効果的な実施のため、必要に応じ、追加の措置(実際の輸出割当ての限度内で輸出されるべきすべてのコウアについて登録制度を設ける規則を加盟輸出国が制定することを含む)をとるよう要請することができる。

(2) 加盟輸出国は、秩序ある販売が行なわれるよう及び常に実際の輸出割当てを遵守することができるよう自国の充渡しを規制することを約束する。加盟輸出国は、いかなる場合にも、第三十一条の規定に基づいて決定される自国の年間輸出割当ての八十五パーセント又は九十五パーセントをこえて、それぞれ、最初の二の四半期又は最初の三の四半期に輸出してはならない。

(3) 各加盟輸出国は、自国のコウアの輸出量が実際の輸出割当てを超過しないことを約束する。

(4) 加盟輸出国が実際の輸出割当てを自国の年間輸出割当ての百パーセント未満超過する場合に

だし、その超過分は、次の割当年度において当該加盟輸出国の実際の輸出割当てから削減される。

(5) 加盟輸出国が最初に実際の輸出割当てを(4)に規定する許容量をこえて輸出した場合には、その加盟輸出国は、理事会が別段の決定を行なわない限り、理事会が発見してから三箇月以内に、超過分に等しい数量を緩衝在庫に売り渡さなければならない。この数量は、違反が行なわれた割当年度の直後の割当年度における実際の輸出割当てから自動的に削減される。この(5)の規定に基づく緩衝在庫への充渡しは、第三十九条(5)及び(6)の規定に従って行なう。

(6) 加盟輸出国が実際の輸出割当てを(4)に規定する許容量をこえて二回以上輸出した場合には、その加盟輸出国は、理事会が別段の決定を行なわない限り、理事会が発見してから三箇月以内に、超過分の二倍に等しい数量を緩衝在庫に売り渡さなければならない。この数量は、違反が行なわれた割当年度の直後の割当年度における実際の輸出割当てから自動的に削減される。この(6)の規定に基づく緩衝在庫への充渡しは、第三十九条(5)及び(6)の規定に従って行なう。

(7) (5)及び(6)の規定に基づいてとられた措置は、第十五章の規定の適用を妨げるものではない。

(8) 理事会は、第三十一条の規定に基づいて年間輸出割当てを決定する際に、特別多数票による議決で、四半期割当てを設定することを決定することができる。理事会は、同時に、その四半期割当ての実施及び廃止に關する規則を制定する。この規則の制定にあたり、理事会は、各加盟輸出国の生産の形態に考慮を払う。

(9) 輸出割当ての停止中に行なわれた契約又は締結時における実際の輸出割当ての枠内で行なわれた契約が存在するため、導入され又は削減された輸出割当てを当該割当年度において完全に遵守することができない場合には、次の割当年度における実際の輸出割当てについて調整を行

なり。理事会は、その契約に関する証拠を要求することができる。

(10) 加盟国は、この協定又は理事会が制定する規則に対する違反に関して入手した情報を直ちに理事会に提供することを約束する。

第三十六条 輸出割当ての不使用分の再配分

(1) 加盟輸出国は、自国の実際の輸出割当ての全部を使用しないとき、予想する場合は自国の実際の輸出割当てに比して超過分が生ずると予想する場合、その数量及び理由を、できる限りすみやかに、いかなる場合にも各割当年度の五月末までに、理事会に通告する。このような通告及び説明に照らし、事務局長は、理事会が状況を考慮に入れて特別多数票による議決で別段の決定を行なわなければならない限り、再配分の条件、時期及び方法について理事会が制定する規則に従い、加盟輸出国の間でその輸出割当ての不使用分を再配分する。その規則には、前条(5)及び(6)の規定に従つて削減された数量の取扱方法に関する規定を含む。

(2) 主なココアの採果期により、予想される輸出割当ての不使用分又は超過分を五月末までに理事会に通告することができない加盟輸出国に対しては、輸出割当ての不使用分又は超過分の通告期限を七月半ばまで延長する。この期限の延長を認められる輸出国は、附属書Eに掲げる。

第三十七条 緩衝在庫の設置及び会計

(1) 緩衝在庫を設置する。

(2) 緩衝在庫は、カカオ豆のみを買い入れ及び保有するものとし、その最高限度は、二十五万トンとする。

(3) 緩衝在庫の管理官は、理事会が採択する規則に従い、この協定の関係規定により、緩衝在庫を運用し、カカオ豆を買い入れ、それを売り渡し、カカオ豆の在庫を良好な状態に維持し及び市場に悪影響を及ぼすことなくカカオ豆の荷を入れ換えることについて責任を有する。

(4) 緩衝在庫は、その運用に伴う費用をまかなうため、この協定の効力発生の後の最初の割当年度の開始の時から、次条の規定に従つてココアに課される換金の形態で定期の収入を受領する。もつとも、理事会は、他の資金源を有する場合、換金の徴収につき別の期日を決定することができる。

(5) 換金による緩衝在庫の収入がその運用に伴う費用をまかなうために十分でないとき、予想される場合には、理事会は、特別多数票による議決で、適当な資金源(加盟国の政府を含む)から自由に交換することができる。その借入金、換金、緩衝在庫によるカカオ豆の売渡しの代金及び緩衝在庫の雑収入をもつて返済する。機関の個々の加盟国がその借入金の返済について責任を負うことはない。

(6) 緩衝在庫の運用及び維持の費用(2)緩衝在庫の運用及び維持にあたる管理官及び職員に対する報酬、換金の徴収の管理及び監督に係る機関の費用並びに理事会の借入金の利子又は手数料並びに(5)本船渡し地点から緩衝在庫の保管地点までの輸送及び保険の費用、くん蒸、運搬、保険、管理、検査等の保管の費用、カカオ豆の荷の条件及び価値を維持するためその荷を入れ換える際の費用その他の費用を含む)は、換金による定期の収入若しくは(5)の規定に基づく借入金又は第三十九条(5)の規定に基づく再販売の代金をもつてまかなう。

第三十八条 緩衝在庫をまかなうための換金

(1) 加盟国による最初の輸出又は輸入に伴つてココアに課される換金は、カカオ豆については一ポンド当たり一アメリカ合衆国セント、ココア製品については第三十二条(2)又は(3)の換算係数により算出した額をこえてはならない。いかなる場合においても、換金は、二回以上課されることはない。換金が徴収される最初の二の割当年度においては、換金の額は、カカオ豆については一ポンド当たり一アメリカ合衆国セント、ココア製品については第三十二条(2)又は(3)の換算係数により算出した額とする。その後の期間については、理事会は、緩衝在庫に係る機関の資金及び債務を勘案して、特別多数票による議決で一層低い換金の額を決定することができる。その決定が行なわれない場合には、その時にいて有効な額が引き続き適用される。理事会が、特別多数票による議決で、緩衝在庫を運用し及び緩衝在庫に係る機関の債務を履行するため十分資金が蓄積されたと認定する場合、その後の換金の徴収は、行なわれない。

(2) 換金証明書は、理事会がその制定する規則に従つて発行する。この規則は、ココア貿易の利益を考慮に入れるものとし、代理人の使用、換金の支払に係る文書の発行、一定の期限内での換金の支払等について規定する。

(3) この条の規定に基づく換金は、自由に交換することができる通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。

(4) この条のいかなる規定も、買手と売手との間の合意によつてココアの供給に対する支払の条件を定める買手又は売手の権利を害するものではない。

第三十九条 緩衝在庫による買入れ

(1) この条の規定の適用上、緩衝在庫の最高限度の二十五万トンは、第三十条の規定に基づく各加盟輸出国の基本割当てと同一の割合で各加盟輸出国の個々の権利数量に分割される。

(2) 各加盟輸出国は、年間輸出割当てが第三十四条の規定に従つて削減される場合には、直ちに、緩衝在庫の管理官に対し売渡しを申し入れるものとし、管理官は、割当ての削減の後十日以内に、各加盟輸出国の割当ての削減分に等しいカカオ豆の数量を各加盟輸出国から買入れするための契約を行なう。

(3) 各加盟輸出国は、收穫年度の終了前に、当該

割当年度末における実際の輸出割当てに対する生産量の超過分及び国内消費に必要なカカオ豆の数量を管理官に通告する。その通告を行なつた各加盟輸出国は、直ちに、管理官に対し売渡しを申し入れるものとし、管理官は、その通告の後十日以内に、当該割当年度末におけるその加盟輸出国の実際の輸出割当てを超過して生産されたカカオ豆であつて(2)の規定に従つて買入れられていないものから国内消費に必要な生産量を差し引いた数量をその加盟輸出国から買入れるための契約を行なう。

(4) 管理官は、認められた標準販売価格のあるカカオ豆に限り、かつ、百トン以上の数量に限つて買入れを行なう。

(5) 管理官は、この条の規定に従つて加盟輸出国からカカオ豆を買い入れるにあたり、(6)の規定に従うことを条件として、

(a) カカオ豆の引渡しの時に、本船渡し一ポンド当たり十アメリカ合衆国セントの当初支払を行なう。ただし、理事会は、当該割当年度末に、管理官の勧告に基づき、緩衝在庫のその時の及び予想される資金状況に照らし、当初支払を一ポンド当たり五アメリカ合衆国セントをこえない範囲内で増額することを決定することができる。管理官は、第三十七条(3)の規定に基づいて承認される規則に従い、カカオ豆の個々の荷の品質又は条件により、増額分の全額よりも少ない額を個々の荷について支払うことができる。

(b) 緩衝在庫からのカカオ豆の売渡しの時に、その売渡しの代金から(2)の規定に基づいて支払われた額、本船渡し地点から緩衝在庫の保管地点までの輸送及び保険の費用、保管及び運搬の費用並びにカカオ豆の荷の条件及び価値を維持するためその荷を入れ換える際の費用を差し引いて、補足支払を行なう。

(6) 加盟輸出国が(1)にいう自国の権利数量に等しい量のカカオ豆を管理官にすでに売り渡した場

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号 千九百七十二年の国際コカア協定の締結について承認を求めるの件

合には、管理官は、その後の買入れについては、引渡しの際に、カカオ豆が通常の用途以外の用途のために処分された場合に実現したであろう価格のみ支払を行なう。この(6)の規定に基づいて買入れられたカカオ豆がその後次条の規定に基づいて緩衝在庫から売り渡された場合には、管理官は、当該加盟輸出国に対し、その売渡しの代金からこの(6)の規定に基づいて支払われた額、本船渡し地点から緩衝在庫の保管地点までの輸送及び保険の費用、保管及び運搬の費用並びにカカオ豆の荷の条件及び価値を維持するためその荷を入れ換える際の費用を差し引いて、補足支払を行なう。

(7) (2)の規定に従つてカカオ豆が管理官に売り渡される場合の契約には、当該加盟輸出国が次のいずれかの場合において契約の全部又は一部をカカオ豆の引渡し前に解除することを認める条項を設ける。

(a) その後同一割当年度において、その売渡しの原因となつた割当年度の削減分につき第三十条の規定に従つて回復が行なわれる場合
(b) その売渡しの後、同一割当年度における生産量が当該加盟輸出国の実際の輸出割当てを満たすために十分でないことが判明した場合

(8) この条の規定に基づく買入れ契約には、契約に定める期間内に、おそくとも割当年度の終了の後二箇月以内に引渡しを行なうことを規定する。

(9) (a) 管理官は、緩衝在庫の資金状況を理事会に常時通報する。管理官は、当該割当年度において管理官に売り渡されると見込まれるカカオ豆に対する支払のため資金が十分でないことを認める場合には、理事会の特別会期を召集するよう事務局長に要請する。

(b) 理事会は、他の実質的な解決方法を見いだすことができない場合には、特別多数票による議決で、資金状態を解決することができるまでの間、(2)、(3)及び(6)の規定に基づく買入

れを停止し又は制限することができる。
管理官は、この協定に基づく自己の任務を遂行することができるように適当な記録を維持する。

第四十条 最高価格を維持するための緩衝在庫の売渡し

(1) 緩衝在庫の管理官は、この条の規定に従い、第三十四条(5)及び(6)の規定に基づく緩衝在庫からの売渡しを次のとおり行なう。
(a) 売渡しは、その時の市場価格で行なう。
(b) 緩衝在庫からの売渡しは第三十四条(5)の規定に従つて開始された場合には、管理官は、次の時までカカオ豆を売り渡すことを継続する。

(i) 指標価格が一ポンド当たり最低価格に入アメリカ合衆国セントを加えた価格に下落した時
(ii) 管理官が処分することができるすべてのカカオ豆がなくなつた時

(iii) 指標価格が一ポンド当たり最低価格に入アメリカ合衆国セントを加えた価格と最高価格との間にある場合において、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行なつた時

(c) 指標価格が最高価格に等しい場合又はそれを上回つてゐる場合には、管理官は、指標価格が最高価格に下落した時又は管理官が処分することができるすべてのカカオ豆がなくなつた時のいずれか早い方の時まで、カカオ豆を売り渡すことを継続する。

(2) 管理官は、(1)の規定に基づく売渡しを行なうときは、理事会が承認する規則に従い、加盟国における通常の経路を通じて、将来の加工のため、ココアの貿易又は加工に従事する業者及び団体に売り渡す。

(3) 管理官は、(1)の規定に基づく売渡しを行なうときは、非加盟国の買手からの入札を受け入れの前に、加盟国の買手に対し、その入札価格が

受け入れられるものであることを条件として先買権を与える。

第四十一条 カカオ豆の緩衝在庫からの引出し

(1) 前条の規定にかかわらず、収獲の不足のため割当年度中に自国の割当ての全部を使用することができない加盟輸出国は、前割当年度中に緩衝在庫の管理官が買入れ、かつ、売り渡すことなく保管してゐる自国のカカオ豆の全部又は一部(その実際の輸出割当ての当該割当年度の生産量に対する超過分を限度とする)を引き出すことを承認するよう理事会に申請することができる。その加盟輸出国は、カカオ豆の放出時に、そのカカオ豆に要した費用(当初支払、本船渡し地点から緩衝在庫の保管地点までの輸送及び保険の費用並びに保管及び運搬の費用を含む)を管理官に支払う。

(2) 理事会は、(1)の規定に基づくカカオ豆の緩衝在庫からの引出しにつき規則を制定する。

第四十二条 通貨の為替相場の変更

アメリカ合衆国ドル若しくはスターリング・ポンドの平価が変更される場合又はこれらの通貨のうちのいずれかの通貨の為替相場がその平価につき国際的に定められた幅に維持されない場合には、事務局長が四就業日以内に理事会の特別会期を召集する。この特別会期までの間、事務局長及び緩衝在庫の管理官は、必要と認める暫定措置をとる。特に、事務局長及び管理官は、理事会の議長と協議のうえ、緩衝在庫の運用を一時的に制限し又は停止することができる。理事会は、事態(事務局長及び管理官がとつた暫定措置を含む)を検討し及び通貨の平価の変更又は為替相場の変動がこの協定の効果的な実施に対して及ぼす影響を検討した後、特別多数票による議決で、必要な是正措置をとることができる。

第四十三条 緩衝在庫の清算

(1) この協定が緩衝在庫に関する規定を含む新たな協定によつて置き替へられることとなる場合

には、理事会は、緩衝在庫が引き続きその機能を営むことにつき適当と認める措置をとる。

(2) この協定が緩衝在庫に関する規定を含む新たな協定によつて置き替へられることなく終了する場合に、次の規定が適用される。

(a) 緩衝在庫のためのカカオ豆の買入れについて、新規の契約を行なわない。緩衝在庫の管理官は、この協定の効力発生の際に理事会が特別多数票による議決で制定する規則に従い、その時の市況に照らして緩衝在庫を処分する。もつとも、理事会は、この協定の終了に先立ち、特別多数票による議決でその規則を修正することができる。管理官は、清算の費用に充てるため清算期間中いつでもカカオ豆を売り渡す権利を保持する。

(b) 売渡しの代金及び緩衝在庫勘定の残高は、次の順序で支払のために使用する。

(i) 清算の費用
(ii) 緩衝在庫につき機関により又は機関のために行なわれた借入金未払分及び利子
(iii) 第三十九条の規定に基づく補足支払の未払分

(c) (b)の規定に基づく支払の完了後の残高は、加盟輸出国に対し、拠金の支払があつた当該加盟輸出国の輸出量に比例して支払われる。

第四十四条 供給の保証

加盟輸出国は、ココアの供給を人為的に制限せず、かつ、加盟国の輸入者に対するココアの規則的な供給を確保するような販売政策及び輸出政策をこの協定の枠内で追求することを約束する。加盟輸出国は、価格が最高価格を上回つてゐるときにココアの売渡しを行なうにあたり、非加盟国の輸入者に対して加盟国の輸入者を優先する。

第四十五条 通常の用途以外の用途への転換

(1) 緩衝在庫の管理官が第三十九条の規定に基づいて保管してゐるカカオ豆の数量が緩衝在庫の最高限度を超過する場合には、管理官は、理事

会が定める条件に従い、超過分のカカオ豆を通常の用途以外の用途への転換のために処分する。その条件は、特に、当該ココアが通常のココア市場において再び流通しないことを確保するものとする。各加盟国は、このことにつき可能な最大限まで理事会と協力する。

(2) 加盟輸出国は、緩衝在庫が最高限度に達した場合に、管理官にカカオ豆を売り渡す代りに、理事会の規制の下に自国の過剰ココアを国内で通常の用途以外の用途へ転換することができ、

(3) この協定に合致しない転換（通常の用途以外の用途へ転換されるココアが市場において再び流通することを含む）が行なわれたことを理事会が知った場合には、理事会は、最も早い機会に、事態を是正するためにとるべき措置を決定する。

第八章 輸入量及び輸出量の報告、割当ての使用の記録並びに規制措置

第四十六条 輸出量の報告及び割当ての使用の記録

(1) 事務局長は、理事会が制定する規則に従い、各加盟輸出国につき、年間輸出割当て及びその調整の記録を維持する。その記録には、各加盟輸出国による割当ての最新の使用状況が明らかになるように、割当てに対応して、当該加盟輸出国が行なった割当ての対象となる輸出の数量を記入する。

(2) (1)の記録のため、各加盟輸出国は、理事会が決定する間隔で、登録された輸出量の全量を理事会が定めるその他の資料とともに事務局長に報告する。この情報は、各月の終りに公表する。

(3) 割当ての対象とならない輸出量は、別個に記録する。

第四十七条 輸入量及び輸出量の報告

(1) 事務局長は、理事会が制定する規則に従い、

加盟国の輸入量及び加盟輸入国からの輸出量の記録を維持する。

(2) (1)の記録のため、各加盟国はその輸入量の全量を、各加盟輸入国はその輸出量の全量を、理事会が定めるその他の資料とともに、理事会が決定する間隔で、事務局長に報告する。この情報は、各月の終りに公表する。

(3) この協定の下で輸出割当て使用分に算入されない輸入量は、別個に記録する。

第四十八条 規制措置

(1) ココアを輸出する各加盟国は、自国の関税地域からのココアの積出しを許可する前に、有効な換金証明書その他の理事会の認める証明書の提出を求めなければならない。ココアを輸入する各加盟国は、加盟国からであるか非加盟国からであるかを問わず、自国の関税地域内へのココアの輸入を許可する前に、有効な換金証明書その他の理事会の認める証明書の提出を求めなければならない。

(2) 第三十二条(4)及び(5)の規定の適用を受けて輸出されるココアについては、換金証明書を必要としない。理事会は、そのような積出しに関する適当な証明書の発行について措置をとる。

(3) 換金証明書その他の理事会の認める証明書は、当該期間のため認められた輸出量を超えて当該期間内に行なわれるココアの積出しについて発行してはならない。

(4) 理事会は、特別多数票による議決で、換金証明書その他の理事会の認める証明書について必要と認める規則を採択する。

(5) 理事会は、フライン・ココア又はフレイバー・ココアについては、すべての関連のある要素を考慮に入れて、理事会の認める証明書に關する手続を簡素化するため必要と認める規則を作成する。

第九章 生産及び在庫量

第四十九条 生産及び在庫量

(1) 加盟国は、生産と消費との間の合理的な均衡

を維持する必要性を認識し、この目的の達成のため理事会と協力する。

(2) 各加盟生産国は、(1)の目的を達成するため、自国の生産を調整する計画を作成することができ、当該加盟生産国は、この目的の達成のために採用する政策及び方法について責任を有する。

(3) 理事会は、全世界に保有されている在庫量の水準を毎年検討するものとし、この検討を基礎として必要な勧告を行なう。

(4) 理事会は、その第一回会期において、世界の現実の及び潜在的な生産能力及び消費量を科学的な基礎において決定するために必要な情報を収集する計画を作成するための措置をとり、加盟国は、この計画の実施について便宜を与える。

第十章 消費の増大

第五十条 消費の増大に対する障害

(1) 加盟国は、ココア経済を可能な最大限まで拡大すること及びそのための供給と需要との間の最良の長期的均衡を確保するよう生産との関連においてココアの消費の増大を促進することの重要性を認識し、また、このような増大に対するすべての障害を漸進的に除去することの重要性を認識する。

(2) 理事会は、(1)にいうココア貿易及びココアの消費の増大に対する障害に關して個々の問題を明らかにするものとし、そのような障害を漸進的に除去するための相互に受け入れることができる実質的な措置について検討する。

(3) 前記の目的及び(2)の規定を考慮して、加盟国は、ココアの消費の増大に対する障害を漸進的に低減し、また、可能な限り排除するための措置又は障害が及ぼす影響を実質的に軽減するための措置をとるよう努力する。

(4) 理事会は、この条の目的を達成するため、加盟国に対して勧告を行なうことができるものとすし、達成された結果を第二割当年度の最初の通

常会期から定期的に審査する。

(5) 加盟国は、この条の規定を実施するために採用したすべての措置を理事会に通報する。

第五十一条 消費の振興

(1) 理事会は、輸出国及び輸入国の双方におけるココアの消費を増大させることを目的とする委員会を設置することができる。理事会は、この委員会の活動を定期的に検討する。

(2) 振興計画の費用は、加盟輸出国からの拠出金をもつて支弁する。加盟輸入国も、資金的に貢献することができ、委員会の構成員は、振興計画に拠出する加盟国に限られる。

(3) 委員会は、加盟国の領域において運動を実施するに先立ち、当該加盟国の同意を求めなければならない。

第五十二条 ココアの代替品

(1) 加盟国は、代替品の使用がココアの消費の増大を阻害するおそれがあることを認識する。加盟国は、ココア製品及びチョコレートについて規則を作成し又は必要に応じ現行の規則を修正し、当該規則により、消費者に誤認を生じさせる目的をもつて、ココアから作られたものではない物質をココアの代りに使用することを禁止することに同意する。

(2) 加盟国は、(1)の原則に基づく規則の作成又は再検討にあたり、理事会、ココア製品・チョコレート規格委員会その他の権限のある国際団体の勧告及び決定を十分に考慮に入れる。

(3) 理事会は、加盟国に対し、この条の規定の遵守を確保するために理事会が適当と認める措置をとるよう勧告することができる。

(4) 事務局長は、この条の規定の遵守の状況について年次報告を理事会に提出する。

第十一章 加工ココア

第五十三条 加工ココア

(1) 開発途上にある国が、特に、工業化及び製品の輸出（ココアの加工並びにココア製品及びチョコレート）の輸出を含む）によつてその経済の

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号 千九百七十二年の国際コカア協定の締結について承認を求めるの件

基礎を拡大することを必要としていることが認識される。この関係において、加盟輸入国及び加盟輸出国のコカア経済に対する著しい損害を回避することの必要性が、また、認識される。

(2) (1)の点について自国の利益がその加盟国は、それがあつて認められる場合には、その加盟国は、相互に満足すべき了解に達するため他の関係加盟国と協議することができ、協議が失敗した場合においては、その加盟国は、理事会に報告することができ、その加盟国は、満足すべき了解が得られるように当該事案について周旋する。

第十二章 加盟国と非加盟国との関係

第五十四条 非加盟国からの輸入の制限
各加盟国は、附屬書Cに掲げる輸出国からのファイン・コカア又はフレーバー・コカアの輸入量を除くほか、非加盟国において生産されるコカアの年間輸入量をこの条の規定に従つて制限する。

(2) 各加盟国は、各割当年度について次のことを約束する。

(a) 非加盟国において生産されるコカアの輸入の合計が千九百七十年から千九百七十二年までの三歴年間に於けるそれらの非加盟国全体からの輸入の平均をこえることを許可しないこと。

(b) 指標価格が最低価格を下回る場合に(a)に定める量を二分の一に削減し及び実際の輸出割当の水準が第三十四条(2)(c)に規定する水準に達する時までこの削減を維持すること。

(3) 理事会は、特別多数票による議決で、(2)に基づく制限の全部又は一部を停止することができる。(2)(a)の制限は、コカアの指標価格が最高価格を上回つていない限り、適用されることはない。

(4) (2)(a)に基づく制限は、指標価格が最高価格を上回つたときに締結された契約に基づいて買入れられたコカアについては適用されないものとし、(2)(b)に基づく制限は、指標価格が最低

低価格を下回る前に締結された契約に基づいて買入れられたコカアについては適用されない。このような場合において、削減は、理事会が当該削減を免除し又はその後の割当年度において当該削減を適用することを決定しない限り、(2)(b)の規定に従うことを条件として、次の割当年度において適用される。

(5) 加盟国は、非加盟国から輸入し又は非加盟国に輸出したコカアの量を定期的に理事会に通報する。

(6) 非加盟国からの加盟国の輸入量のうちこの条の規定に基づいて許容される数量をこえる分は、理事会が別段の決定を行なわない限り、次の割当年度において許容されたであろう数量から差し引かれる。

(7) 理事会は、加盟国が二回以上この条の規定を遵守しない場合には、特別多数票による議決で、理事会における投票権及び執行委員会においてその票を投じ又は投じさせる権利を停止することができる。

(8) この条に規定する義務は、これと矛盾する義務で加盟国がこの協定の効力発生前から二国間又は多数国間の取極に従つて非加盟国に対して負つていゝるものを害するものではない。ただし、その矛盾する義務を負う加盟国は、この条に規定する義務との矛盾をできる限り軽減するようにその矛盾する義務を履行し、その矛盾する義務をこの条の規定に適合させるための措置をできる限りすみやかにとり、かつ、理事会に對し、その矛盾する義務の性質及びその矛盾を軽減し又は除去するためにとつた措置を詳細に通報する。

第五十五条 非加盟国との商業的取引

(1) 加盟輸出国は、加盟輸入国に對し当該時点において提供される条件に比し、通常の貿易慣行に照らして商業的に一層有利な条件で、非加盟国に對しコカアを販売しないことを約束する。

(2) 加盟輸入国は、加盟輸出国から当該時点にお

いて受け入れる条件に比し、通常の貿易慣行に照らして商業的に一層有利な条件で、非加盟国からコカアを購入しないことを約束する。

(3) 理事会は、定期的に(1)及び(2)の規定の実施状況を検討するものとし、次条の規定に従つて適当な情報を提供することを加盟国に要求することができる。

(4) 前条(8)の規定の適用を妨げることなく、加盟国は、他の加盟国が(1)又は(2)の規定に基づく義務を履行しなかつたと信ずる理由がある場合には、その旨を事務局局長に通報し及び第六十条の規定に基づいて協議を要請し又は第六十二条の規定に基づいて当該事案を理事会に付託することができる。

第十三章 情報及び研究

第五十六条 情報

(1) 機関は、次のものの収集、交換及び出版のためのセンターとして活動する。

(a) 世界におけるコカアの生産、販売、価格、輸出、輸入、消費及び在庫に関する統計的情報

(b) 適当と認める場合には、コカアの栽培、加工及び利用に関する技術的情報

(2) 理事会は、他の条の規定により加盟国が提供すべき情報のほか、加盟国に對し、理事会の運営のために必要と認める情報(生産及び消費の政策並びに販売、価格、輸出、輸入、在庫及び課税に関する定期的報告を含む)を提供することを要求することができる。

(3) 理事会が機関の適正な運営のために要求した統計的情報その他の情報を加盟国が妥当な期間内に提供せず、又はそのような提供が困難であると認める場合には、理事会は、その加盟国に對し、その理由を説明することを要求することができる。理事会は、情報の提供につき技術援助を必要として認める場合には、必要な措置をとることができる。

第五十七条 研究

理事会は、必要と認める範囲内で、コカアの生産及び流通の経済的条件(傾向及び予測を含む)、輸出国及び輸入国における政府の施策がコカアの生産及び消費に及ぼす影響、伝統的な用途及び可能な新しい用途においてコカアの消費を増大させる可能性並びにこの協定の実施がコカアの輸出者及び輸入者に及ぼす影響(輸出者と輸入者との間の交易条件に対する影響を含む)に関する研究を奨励するものとし、研究の主題について加盟国に對して勧告することができ、理事会は、これらの研究の奨励のため、国際機関と協力することができる。

第五十八条 年次検討

理事会は、各割当年度の終了の後でできる限りすみやかに、この協定の実施状況並びに加盟国によるこの協定の原則の遵守及びその目的の推進の状況を検討する。理事会は、この検討の後、加盟国に對しこの協定の運用を改善する方法及び手段について勧告することができる。

第十四章 例外的事態における義務の免除

第五十九条 例外的事態における義務の免除

(1) 理事会は、例外的な若しくは緊急な事態、不可抗力又は信託統治制度の下で施政が行なわれている地域に對する国際連合憲章に基づく国際的義務によつて必要となる場合には、特別多数票による議決で、加盟国に對して義務を免除することができる。

(2) 理事会は、(1)の規定に基づき加盟国に對して免除を与えるにあたり、その加盟国が義務を免除される条件及び期間を明示する。

(3) 理事会は、(1)の規定にかかわらず、次の事項については、加盟国に對して免除を与えない。

(a) 第二十四条の規定に基づく分担金を支払う義務及び分担金を支払わないことの結果

(b) すでに超過した場合における輸出割当てその他の輸出の制限

(c) 第三十七条に規定する拠金の支払を要求す

義務

第十五章 協議、紛争及び苦情

第六十条 協議

各加盟国は、この協定の解釈又は適用に関し他の加盟国が自国に対して行なつた申立てに好意的考慮を払い、かつ、協議のために十分な機会を与える。このような協議の間に、いずれか一方の当事国の要請により、かつ、他方の当事国の同意を得て、事務局長は、適当な調停の手続を定める。この手続に係る費用は、機関の負担としない。その手続により解決がもたらされた場合には、その旨を事務局長に報告する。解決が得られない場合には、当該事案は、いずれかの当事国の要請により、次条の規定に従つて理事会に付託することができる。

第六十一条 紛争

(1) この協定の解釈又は適用に関する紛争で紛争の当事国によつて解決されないものは、その紛争のいずれかの当事国の要請により、決定のため、理事会に付託される。

(2) 紛争が(1)の規定に基づいて理事会に付託され、かつ、討議された場合には、過半数の加盟国又は総票数の三分の一以上を有する加盟国は、理事会に対し、決定を行なう前にその紛争中の問題につき(3)の規定に従つて構成される特別諮問委員会の意見を求めることを要求することができる。

(3)(a) 特別諮問委員会は、理事会が全会一致で別段の決定を行なわない限り、次の者で構成する。

- (i) 加盟輸出国が指名する二人の者。そのうちの一人は当該紛争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識及び経験を有する者とする。
- (ii) 加盟輸入国が指名する二人の者。これらの者は、加盟輸出国が指名する者と同様の資格を有する者とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定に従つて指名される四人の者が一致して選定し、又は、これらの四人の意見が一致しない場合には、理事会の議長が選定する委員長

(b) 締結国の国民は、特別諮問委員会の構成員となる資格を有する。

(c) 特別諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けずに行動する。

(d) 特別諮問委員会の費用は、機関が支弁する。

(4) 特別諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行なう。

第六十二条 苦情及び理事会の行動

(1) 加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる加盟国の要請により、理事会に付託される。理事会は、その苦情を検討し、それについて決定を行なう。

(2) 加盟国がこの協定に基づく義務に違反している旨の理事会の認定は、区分ごとの単純過半数票による議決で、その違反の性質を明示して行なう。

(3) 理事会は、苦情の申立てに対してであるかどうかを問わず、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定する場合には、他の条(第七十二条を含む。)に明示的に規定する他の措置の適用を妨げることなく、特別多数票による議決で、次のことを決定することができる。

(a) 当該加盟国が理事会及び執行委員会において有する投票権を停止すること。

(b) 必要と認める場合には、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、当該加盟国のその他の権利、特に、理事会若しくはその委員会の役員に選挙され又はその地位を保持する権利を停止すること。

(4) 加盟国は、(3)の規定に基づいてその投票権を停止された場合にも、引き続き、この協定に基づいて

づく会計上の義務その他の義務を履行する責任を負う。

第十六章 最終規定

第六十三条 署名

この協定は、千九百七十二年十一月十五日から千九百七十三年一月十五日まで、国際連合本部において、千九百七十二年の国際連合コリア会議に招請された政府による署名のため、開放しておく。

第六十四条 批准、受諾又は承認

(1) この協定は、署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

(2) 批准書、受諾書又は承認書は、次条の場合を除くは、千九百七十三年四月三十日まで、国際連合事務総長に寄託する。

(3) 理事会は、(2)の規定に従つて批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

(4) 批准書、受諾書又は承認書を寄託する各政府は、その寄託の際に、加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを明記する。

第六十五条 通告

(1) 署名政府は、できる限りすみやかに、かつ、千九百七十三年四月三十日までには又はいかなる場合にもその後二箇月以内に、その憲法上の手続に従つてこの協定を批准し、受諾し又は承認するように努力することを約束する旨を国際連合事務総長に通告することができる。

(2) 理事会がその加入のための条件を定めた政府は、できる限りすみやかに、かつ、いかなる場合にも国際連合事務総長が通告を受領した日から二箇月以内に、その憲法上の手続に従つて加入するように努力することを約束する旨を国際連合事務総長に通告することができる。

(3) (1)又は(2)の規定に従つて通告を行なつた政府は、その通告が受領された日から次条の規定に基づいて暫定的適用の明示を行なうまで又は(1)若しくは(2)の規定に基づく通告中の期限が満了するまでの間、オブザーバーの地位を有する。その政府が所定の期間内に批准し、受諾し、承認し若しくは加入することができず又は次条の規定に基づいて明示を行なうことができない場合には、理事会は、(1)又は(2)の規定に従つてその政府がとつた措置に照らして、その政府のオブザーバーの地位をさらに一定の期間継続させることができる。

第六十六条 暫定的適用の明示

(1) 前条(1)の規定に従つて通告を行なう署名政府は、その通告の際に又はその後いつでも、この協定が次条の規定に従つて効力を生ずる日又は、すでに効力を生じている場合には、特定の日からこの協定を暫定的に適用する旨を明示することができる。この協定が次条の規定に従つて効力を生ずる日からこの協定を適用する旨の署名政府による明示は、この協定の暫定的効力発生については、批准書、受諾書又は承認書と同等の効力を有する。その明示を行なう各政府は、その際に、加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれの資格で機関に参加するかを明記する。

(2) この協定が暫定的又は確定的に効力を生じている場合には、前条(2)の規定に従つて通告を行なう政府も、その通告の際に又はその後いつでも、特定の日からこの協定を暫定的に適用する旨を明示することができる。その明示を行なう各政府は、その際に、加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれの資格で機関に参加するかを明記する。

(3) この協定が効力を生ずる日又は特定の日からこの協定を暫定的に適用する旨を(1)又は(2)の規定に基づいて明示した政府は、この協定が効力を生ずる日又はその特定の日から批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託する日又は前条の規定に基づく通告中の期限が満了する日のいずれか早い方の日までの間、機関の暫定的加

盟国としての地位を有する。もつとも、理事会は、その政府がその憲法上の手続を完了することとが困難であるためその文書を寄託しなかつたと認める場合には、その政府の暫定的加盟国としての地位をさらに一定の期間継続させることができる。

第六十七条 効力発生

(1) この協定は、附属書Aに掲げる輸出国のうち少なくとも五の国で同附属書に掲げる基本割当ての八十パーセント以上を有するものを代表する政府及び附属書Dに掲げる輸入国で同附属書に掲げる総輸入量の七十パーセント以上を有するものを代表する政府が千九百七十三年四月三十日まで又はその後の二箇月以内のいずれかの日までに批准書、受諾書又は承認書を国際連合事務総長に寄託したときは、それぞれ、同年四月三十日又はその後の寄託の日、確定的に効力を生ずる。この協定は、また、暫定的に効力を生じた場合には、その後の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託により前記の百分率の要件が満たされる時に確定的に効力を生ずる。

(2) この協定は、附属書Aに掲げる輸出国のうち少なくとも五の国で同附属書に掲げる基本割当ての八十パーセント以上を有するものを代表する政府及び附属書Dに掲げる輸入国で同附属書に掲げる総輸入量の七十パーセント以上を有するものを代表する政府が千九百七十三年四月三十日まで又はその後の二箇月以内のいずれかの日までに批准書、受諾書若しくは承認書を国際連合事務総長に寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を明示したときは、それぞれ、同年四月三十日又はその後の寄託若しくは明示の日に、暫定的に効力を生ずる。批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府及びこの協定を暫定的に適用する旨を明示した政府は、この協定が暫定的に効力を有している期間中、この協定の暫定的加盟国としての地位を有する。

(3) 国際連合事務総長は、(1)又は(2)のいずれの規定によつても効力発生のための要件が所定の期間内に満たされなかつた場合には、批准書、受諾書又は承認書を寄託した政府及び前条の規定に従つてこの協定を暫定的に適用する旨を明示した政府の間でこの協定の全部又は一部を暫定的又は確定的に発効させるかどうかを決定するためのそれらの政府による会合を、千九百七十三年六月三十日後のできる限り早い日で事務総長が実行可能と認める日に、招集する。事務総長は、その会合において決定が行なわれなかつた場合において、適当と認めるときは、そのような会合を再び招集することができる。事務総長は、第六十五条の規定に従つて通告を行なつた政府に対し、これらの会合にオブザーバーとして出席するよう招集する。加入は、次条の規定に基づいて行なう。批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府及びこの協定を暫定的に適用する旨を明示した政府は、この協定がこの(3)の規定に基づいて暫定的に効力を有している期間中、この協定の暫定的加盟国としての地位を有する。この協定がこの(3)の規定に基づいて暫定的に効力を有している間に、それらの参加政府は、事態を検討するため必要な措置をとり、この協定がそれらの政府の間で確定的に効力を生ずること、引き続き暫定的に効力を有すること又は終了することを決定する。

(4) 国際連合事務総長は、この協定が暫定的又は確定的に効力を生じた後できる限りすみやかに、おそくとも九十日以内に、理事会の第一回会合を招集する。

第六十八条 加入

(1) 国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国政府は、理事会が定める条件に従つてこの協定に加入することができる。

(2) 理事会は、当該政府が附属書A又は附属書Cのいずれにも掲げられていない輸出国の政府である場合には、必要に応じ、当該輸出国の基本割

当てを設定するものとし、その基本割当ては、附属書Aに掲げられているものとみなす。当該輸出国が附属書Aに掲げられていない場合には、同附属書に掲げる基本割当てを当該輸出国の基本割当てとする。

第六十九条 留保

(4) 加入書を寄託する各政府は、その寄託の際に、加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれの資格で機関に参加するかを明記する。

留保は、この協定のいかなる規定についても行なうことができる。

第七十条 適用地域

(1) いずれの政府も、署名の際若しくは批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に又はその後のいつでも、国際連合事務総長に対する通告により、自国が国際関係について当分の間最終的責任を負ういづれかの領域についてこの協定を適用することを宣言することができる。この協定は、その通告の日又はこの協定が当該政府について効力を生ずる日のいずれかおそい方の日から、その通告中に特定する領域について適用される。

(2) いずれの締約国も、自国が国際関係について当分の間最終的責任を負ういづれかの領域について第三条の規定に基づく権利を行使すること希望する場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に又はその後のいつでも、国際連合事務総長に対する通告により、その権利を行使することができる。別個の加盟国となる領域が加盟輸出国であつて附属書A又は附属書Cのいずれにも掲げられていない場合には、理事会は、必要に応じ、その領域の基本割当てを設定するものとし、その基本割当ては、附属書Aに掲げられているものとみなす。その領域が附属書Aに掲げられている場合には、同附属書に掲げる基本割当てをその領域の基本割

当てとする。

(3) (1)の宣言を行なつた締約国は、その後のいつでも、国際連合事務総長に対する通告により、その通告中に特定する領域についてのこの協定の適用を終止することを宣言することができる。その領域についてのこの協定の適用は、その通告の日に終止する。

(4) (1)の規定に基づいてこの協定が適用されていた領域がその後独立する場合に、その領域の政府は、国際連合事務総長に対する通告により、独立が達成された後九十日以内に、この協定の締約国の権利及び義務を受諾したことを宣言することができる。その政府は、その通告の日から、この協定の締約国となる。その締約国が加盟輸出国であつて附属書A又は附属書Cのいずれにも掲げられていない場合には、理事会は、必要に応じ、その締約国の基本割当てを設定するものとし、その基本割当ては、附属書Aに掲げられているものとみなす。その締約国が附属書Aに掲げられている場合には、同附属書に掲げる基本割当てをその締約国の基本割当てとする。

第七十一条 自発的脱退

加盟国は、国際連合事務総長に対して書面による脱退の通告を行なうことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退は、国際連合事務総長がその通告を受領した後九十日で効力を生ずる。

第七十二条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると第六十二条(3)の規定に従つて認定し、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多数票による議決で、機関からその加盟国を除名することができる。理事会は、この除名を国際連合事務総長に直ちに通告する。その加盟国は、理事会の決定の後九十日で加盟国でなくなり、その加盟国が締約国である場合には、この協定の締約国でなくなる。

第七十三条

脱退する加盟国又は除名される加盟国の会計上の決済

(1) 理事会は、脱退する加盟国又は除名される加盟国についてその会計上の決済を行なう。機関は、脱退する加盟国又は除名される加盟国がすでに支払った金額を払い戻さないものとし、また、その加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対して負っている債務を弁済する義務を引き続き負う。ただし、改正を要することのできないため第七十五条(2)の規定に基づいてこの協定への参加を停止する締約国については、理事会は、公正と認める会計上の決済を行なうことができる。

(2) この協定から脱退し、除名され又は他の理由によつてこの協定への参加を停止した加盟国は、清算の結果生ずる残金その他の機関の資産の分配を受ける権利を有しないものとし、また、この協定の終了の際に機関に欠損があつた場合には、そのいずれの部分をも負担しない。

第七十四条

有効期間及び終了

(1) この協定は、効力発生の後の第三の完全な割当年度が終了する時まで効力を有する。ただし、(3)若しくは(4)の規定に基づいてその有効期間が延長される場合又は(5)の規定に基づいて一層早く終了する場合は、この限りでない。

(2) 理事会は、(1)に規定する第三の割当年度の終了前に、特別多数票による議決で、この協定について再交渉することを決定することができる。

(3) (1)に規定する第三の割当年度の終了前に、この協定に代わる新たな協定についての交渉が終結していない場合には、理事会は、特別多数票による議決で、この協定の有効期間をさらに一割当年度延長することができる。理事会は、その延長を国際連合事務総長に通告する。

(4) (1)に規定する第三の割当年度の終了前に、この協定に代わる新たな協定についての交渉が行

なわれ、批准、受諾又は承認によりその新たな協定を効力させるために必要な数の政府が署名したが、その新たな協定が暫定的又は確定的に効力を生じていない場合には、この協定の有効期間は、その新たな協定が暫定的又は確定的に効力を生ずる時まで延長される。ただし、この延長は、一年をこえないものとする。理事会は、その延長を国際連合事務総長に通告する。

(5) 理事会は、特別多数票による議決で、いつでも、この協定を終了させることを決定することができる。その終了は、理事会が定める日に効力を生ずる。ただし、第三十七条の規定に基づき加盟国の義務は、緩衝在庫に係る債務が履行された時又はこの協定の効力発生の後の第三の割当年度が終了する時のいずれか早い方の時まで継続する。理事会は、その決定を国際連合事務総長に通告する。

(6) 理事会は、この協定の終了の後、機関の清算、会計上の決済及び資産の処分を行なうために必要な期間を存続するものとし、その期間中、これらの目的のために必要な権限及び任務を有する。

第七十五条

改正

(1) 理事会は、特別多数票による議決で、締約国に対しこの協定の改正を勧告することができる。理事会は、各締約国が国際連合事務総長に対する改正の受諾の通告を開始する日を定めることができる。改正は、加盟輸出国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸出国で加盟輸出国の総数の八十五パーセント以上を有するものを代表する締約国及び加盟輸入国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸入国で加盟輸入国の総数の八十五パーセント以上を有するものを代表する締約国から国際連合事務総長が受諾の通告を受領した後百日で、又は理事会が特別多数票による議決で決定する一層おそい日に、効力を生ずる。理事会は、各締約国が国際連合事務総長に対して改正の受諾を通告することができる。

きる期限を定めることができる。改正は、その期限までに効力を生じなかつた場合には、撤回されたものとみなす。理事会は、国際連合事務総長に対し、その受領した受諾の通告の数が改正の効力を生じさせるために十分であるかどうかを決定するために必要な情報を提供する。

(2) 加盟国は、改正の効力発生の日までに、改正を受諾する旨の通告が自国について行なわれなかつた場合には、改正の効力発生の日にこの協定への参加を停止する。ただし、理事会が、改正の効力発生の日の後の最初の会合において、憲法上の手続を完了することが困難であるため改正の効力発生の日までに受諾することが不可能であつた旨のその加盟国の申立てを認め、かつ、その加盟国のためこのような困難が解決される時まで受諾の期間を延長することを決定する場合は、この限りでない。その加盟国は、改正の受諾を通告する時まで、改正に拘束されない。

第七十六条

国際連合事務総長による通告

国際連合事務総長は、国際連合、その専門機関及び国際原子力機関のすべての加盟国に対し、署名、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託、第六十五条の規定に基づく通告及び第六十六条の規定に基づく明示並びにこの協定の暫定的及び確定的な効力発生の日を通告する。事務総長は、すべての締約国に対し、第七十条の規定に基づく通告、脱退の通告、除名、この協定の終了、この協定の延長、改正の効力発生の日、改正が撤回されたときとみなされる日及び前条(2)の規定に基づくこの協定への参加の停止を通告する。

第七十七条 この協定の正文
この協定は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、国際連合に寄託する。国際連合事務総長は、各署名政府、各加入政府及び機関の事務局長に対し、その認証謄本を送付する。

第七十八条 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

附屬書 A 第三十条(1)の規定に基づく基本割当て

輸 出 国	生 産 (千トン)	基本割当て (百分率)
ガ イ ジ エ リ ア	五八〇・九	三六・七
ナ イ ロ	三〇七・八	一九・五
象 牙 海 岸	二二四・〇	一四・二
ブ ラ ジ ル	二〇〇・六	一二・七
カ メ ル ー ン	一二六・〇	八・〇
ド ミ ニ カ 共 和 国	四七・〇	三・〇
赤 道 ギ ニ ア	三八・七	二・四
ト ゴ	二八・〇	一・八

昭和四十八年四月二十五日 参議院会議録第十四号 千九百七十二年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

メ キ シ コ	二七・〇	一・七
合 計	一五八〇・〇	一〇〇・〇

注 一九六四—一九六五収穫年度以降の最高年間生産量に基づいて最初の割当年度のために計算したもの

附属書B 第三十条(1)のバルク・ココアの生産が一万吨未満である国

国 名	単 位 (千 トン)	
	一九六四—一九七〇年度	一九七〇—一九七一年度
ザ イ ー ル	四・九	五・六
ガ ボ ン	四・七	五・〇
フ イ リ ビ ン	四・三	三・六
シ エ ラ ・ レ オ ー ネ	四・〇	五・一
ハ イ テ イ	四・〇	三・七
マ レ イ シ ア	二・三	二・五
ペ ル ー	二・〇	二・〇
リ ベ リ ア	一・九	一・八
コ ン ゴ ー	一・三	二・〇
ボ リ ヴ ー ア	一・三	一・四
キ ュ ー バ	一・〇	一・〇
ニ カ ラ グ ア	〇・六	〇・六
ニ ュ ー ・ ヘ ブ リ デ ス	〇・六	〇・七
グ ア テ マ ラ	〇・五	〇・五
タン ザ ニ ア 連 合 共 和 国	〇・四	〇・四
ウ ガ ン ダ	〇・四	〇・五
ア ン ゴ ラ	〇・三	〇・三
ホ ン デ ュ ラ ス	〇・三	〇・三

出所 国際連合食糧農業機関ココア統計・月刊報告千九百七十二年七月号(ただし、

ウガンダの数字は、千九百七十二年の国際連合ココア会議ウガンダ代表団が提供したものによる。)

附属書C ファイン・ココア又はフレーパー・ココアの生産国

(1) もつばらファイン・ココア又はフレーパー・ココアを生産する輸出国

ドミニカ
エクアドル
グレナダ
インドネシア
ジャマイカ
マダガスカル
パナマ

(2) 一部ファイン・ココア又はフレーパー・ココアを生産する輸出国

スリ・ランカ
セント・ルシア
セント・ヴィンセント
スリナム
トリニダード・トバゴ
ヴェネズエラ
西サモア
ファイン・ココア又はフレーパー・ココアの生産量の百分率
コスタ・リカ 二五
サン・トメ及びプリンシペ 五〇
オーストラリア(パプア・ニューギニア) 七五

附属書D 第十条の規定の適用のため計算したココアの輸入量(注1)(単位は千トン)

千九百七十二年の国際連合ココア会議に招請された輸入国

アメリカ合衆国	三五二・九
ドイツ連邦共和国	一六六・〇
オランダ王国	一四〇・七
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国	一三三・二
ソヴィエト社会主義共和国連邦	一二六・五
フランス	六八・八
日本国	四八・〇
イタリア	四四・四
カナダ	四一・三
スペイン	三三・二
ベルギー	三一・九
スイス	二八・〇

ポーランド	一九・六
チェッコスロヴァキア	一七・二
オーストリア	一五・九
アイルランド	一四・四
ユーゴスラヴィア	一二・五
スウェーデン	一一・六
アルゼンティン	一〇・八
ハンガリー	一〇・七
コロンビア	九・五
ブルガリア	九・一
ノールウェー	七・九
デンマーク	七・四
南アフリカ	七・二
ルーマニア	六・三
フィンランド	五・二
ニュー・ジブラント	四・八
フィリピン	四・七
ペルー	一・八
チリ	一・七
インド	〇・八
アルジェリア	〇・七
ウルグアイ	〇・六
テニジア	〇・五
マレーシア	〇・二
ホンデラス	〇・一
合 計	一、三九五・一

出所 国際連合食糧農業機関ココア統計・月刊報告千九百七十二年七月号
注1 カカオ豆の純輸入量と第三十二条(2)の換算係数によりカカオ豆に換算したココア製品の総輸入量との合計の千九百六十九年から千九百七十一年までの三年間(又は統計が入手可能であつた過去三年間)の平均数量

附屬書E 第三十六条(2)の規定が適用される輸出国

ブラジル
ドミニカ共和国
アフガニスタンのために
アルバニアのために
アルジェリアのために
A・ラハル
千九百七十三年一月十二日
アルゼンティンのために
オーストラリアのために
L・R・マツキンタイア
千九百七十三年一月十二日
オーストリアのために
ドクター・ペーター・ヤンコヴィツチ
千九百七十三年一月九日
バハレーンのために
パングラデシュのために
バルバドスのために
ベルギーのために
M・ファン・ユッセル
千九百七十三年一月三日
ブータンのために
ボリヴィアのために
ボツワナのために
ブラジルのために
セルジオ・アルマンド・フラザオン
千九百七十三年一月十二日
ブルガリアのために

ゲ・グロゼフ

千九百七十三年一月十五日

(注) 署名欄末尾の宣言が行なわれ
た。

ビルマのために

ブルンディのために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

カメルーンのために

バメラ・エンゴ

カナダのために

サール・F・レイ

千九百七十三年一月十二日

中央アフリカ共和国のために

チャードのために

チリのために

ハメス・オルヘル

千九百七十三年一月十二日

中国のために

アウグスト・エスピノサ

千九百七十三年一月十二日

コンゴのために

コスタ・リカのために

キューバのために

セルヒオ・マルティネス・パロソ

千九百七十三年一月十五日

サイプラスのために

チェッコスロヴァキアのために

昭和四十八年四月二十五日 参議院会議録第十四号 千九百七十二年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

三七四

ダホメのために

イエメン民主人民共和国のために

デンマークのために

オット・R・ボルク

千九百七十二年十一月二十日

ドミニカ共和国のために

エクアドルのために

レオポルド・ベニテス

千九百七十三年一月十五日

エジプトのために

エル・サルヴァドルのために

赤道ギニアのために

エティオピアのために

ドイツ連邦共和国のために

ヴァルター・ゲールホフ

千九百七十三年一月十二日

フィジーのために

フィンランドのために

アルノ・カルヒロ

千九百七十三年一月十五日

フランスのために

ルイ・ド・ギランゴ

千九百七十二年十一月二十二日

ガボンのために

ガンビアのために

ガーナのために

F・E・ポーター

千九百七十二年十一月二十二日
ギリシャのために

グアテマラのために

ラファエル・E・カステイヨ

千九百七十三年一月十五日

ギニアのために

ガイアナのために

ハイティのために

ヴァチカンのために

ホンデュラスのために

ロベルト・マルティネス・オルドニェス

千九百七十三年一月十五日

ハンガリーのために

K・サルカ

千九百七十三年一月十五日

アイスランドのために

インドのために

インドネシアのために

イランのために

イラクのために

アイルランドのために

フロレンス・オリオーダン

千九百七十三年一月十二日

イスラエルのために

イタリヤのために

ピエロ・ヴィンチ

千九百七十三年一月十二日

(注) 署名欄末尾の宣言が行なわれた。

象牙海岸のために

S・アケ

千九百七十三年一月五日

ジャマイカのために

D・O・ミルズ

千九百七十三年一月十五日

日本国のために

中川融

千九百七十三年一月十五日

ジョルダンのために

ケニアのために

カンボディア共和国のために

クウェイトのために

ラオスのために

レバノンのために

レソトのために

リベリアのために

リビア・アラブ共和国のために

リヒテンシュタインのために

ルクセンブルグのために

M・ファン・ユッセル

千九百七十三年一月三日

マダガスカルのために

マラウイのために

マレイシアのために

モルディヴのために

マリのために

マルタのために

モリタニアのために

モリシアスのために

メキシコのために

モナコのために

モンゴルのために

モロッコのために

ナウルのために

ネパールのために

オランダのために

R・フアック

千九百七十二年十一月二十七日

ニュージーランドのために

ニカラグアのために

ニジェールのために

ナイジェリアのために

O・アデニジ

千九百七十三年一月十二日

ノールウェーのために

オーレ・オールゴルド

千九百七十三年一月十二日

オマーンのために

パキスタンのために

パナマのために

パラグアイのために

ペルーのために

フィリピンのために

ポーランドのために

ポルトガルのために

アントニオ・パトリシオ

千九百七十三年一月八日

カタールのために

大韓民国のために

ヴィエトナム共和国のために

ルーマニアのために

ルーマニア政府は、第三條、第五十九條及び第八十條(注 第七十條の誤り)並びに第十四條及び第六十八條の規定につき、別途宣言を行なうことが必要と考へる。

イオン・ダトク

(注 この宣言は、署名欄末尾に記載する。)

ルワンダのために

サン・マリノのために

サウディ・アラビアのために

セネガルのために

シエラ・レオネのために

シンガポールのために

ソマリアのために

南アフリカのために

スペインのために

アントニオ・エリアス

千九百七十三年一月十五日

スリ・ランカのために

スーダンのために

スワジランドのために

スウェーデンのために

オーロフ・リュードベック

千九百七十二年十二月十七日

スイスのために

B・トゥレットイニ

千九百七十三年一月九日

シリア・アラブ共和国のために

タイのために

トーゴのために

J・トグベ

千九百七十二年十二月二十一日

トンガのために

トリニダード・トバゴのために

E・シニョレ

千九百七十三年一月十五日

テニジリアのために

トルコのために

ウガンダのために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

に

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

ヤー・マリク

千九百七十三年一月九日

アラブ首長国連邦のために

(注 署名欄末尾の宣言が行なわれた。)

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

C・クロイ

千九百七十二年十一月十五日

タンザニア連合共和国のために

アメリカ合衆国のために

上ヴォルタのために

ウルグアイのために

ヴェネズエラのために

レオナルド

千九百七十三年一月十五日

西サモアのために

J・V・スコット

千九百七十三年一月十五日

イエメンのために

ユーゴスラヴィアのために

ラザル・モイソフ

千九百七十三年一月十五日

ザイルのために

ザンビアのために

欧州経済共同体のために

アルド・マツィオ

千九百七十三年一月十五日

ブルガリア政府の宣言

いくつかの国が締約国となり得ないものとす
る千九百七十二年の国際コリア協定第六十三條
の規定による制限は、国の主権平等、特に国際
連合の諸原則を遵守する国の主権平等の普遍的
原理に反するものである。世界のすべての国
は、法の下に平等であり、したがって千九百七
十二年の国際コリア協定の締約国となる権利を
有すべきである。

イタリア政府の宣言

イタリア政府は、欧州経済共同体のいずれか
の構成国が国際コリア協定から将来脱退する場
合には、同協定の締約国としてのイタリア政府
の地位を再検討しなければならないことを宣言
する。

この宣言は、協定第七十一條の規定に従つて
行なわれるものである。

千九百七十三年一月十二日にニュー・ヨーク
で

ルーマニア政府の宣言

1 ルーマニア社会主義共和国政府は、第三
條、第五十九條及び第七十條において言及さ
れているいくつかの領域の従属的地位の維持
が、国際連合憲章並びに植民地及びその人民
に対する独立の付与に關して国際連合が採択
した文書(千九百七十年の国際連合総会にお
いて全会一致で採択された、植民地主義のす
みやかな終結をもたらすため人民の同権及び
自決の原則の実現を促進すべき諸国の責任を

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号

千九百七十二年の國際コリア協定の締結について承認を求めるの件 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案外一件

三七六

嚴肅に宣言する、國際連合憲章に基づく諸國間の友好關係及び協力に關する國際法の諸原則についての宣言(第二十五回會期決議第二千六百二十五号)を含む。)に反してゐると考へる。

2 ルーマニア社會主義共和國政府は、協定第十四条及び第六十八条の規定が、多數國間條約はその目標及び目的について関心を有するすべての國による参加のため開放されるべきであるとの原則に反してゐると考へる。

ソヴェト社會主義共和國連邦政府の宣言

(a) いづつかの國に對し協定に参加する機會を制限する協定第六十三条及び第六十八条の規定は、國の主權平等について一般に認められた原則に反するものである。

(b) 締約國が國際關係について責任を負う領域について協定を適用する權利に關する協定第二二条、第三條及び第七十條の規定は、時代おくれのものであり、かつ、すべての形態の植民地主義のすみやかなかつ無條件の終結をもたらし必要性を宣言した、植民地及びその人民に對する獨立の付与に關する國際連合總會の宣言(千九百六十年十二月十四日の第十五回會期總會決議第五百十四号)に反するものである。

〔平島敏夫君登壇、拍手〕

○平島敏夫君 ただいま議題となりました千九百七十二年の國際コリア協定につきまして、外務委員會における審議の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、昨年十月、ジュネーブの國連コリア會議で採択されたものでありまして、開發途上國において産出され、著しく價格変動にさらされやすいカカオ豆の價格を、生産國及び消費國の協力によって安定せしめるために、最低價格及び最高價格の設定、輸出割り当て制度及び緩衝在庫制

度の設置等を取りきめたものであります。委員會における質疑の詳細は、會議録によつて御承知願ひます。

昨二十四日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三三君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三三君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(森八三三君) 日程第三 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

日程第四 炭鉱職者臨時措置法の一部を改正する法律案

(いづれも内閣提出、衆議院送付)

以上兩案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長佐田一郎君。

審査報告書

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年四月二十四日

商工委員長 佐田 一郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員會の決定の理由

本法律案は、石炭対策の一層の推進を図るため、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を昭和四十八年度から昭和五十一年度に改め、石炭鉱

業合理化事業団について経営改善資金の貸付け等の業務の追加、管理委員會の設置等を行ない、さらに石炭鉱業を営む会社に対する再建交付金の交付制度の拡充等を行なうとともに、石炭及び石油対策特別會計が昭和四十八年度から昭和四十九年度に變更する等の改正を行なうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十八年度石炭及び石油対策特別會計予算において、炭鉱整理促進費補助金百二十四億四千七百四十四万八千円、坑内骨格構造整備拡充事業費補助金五十五億六千三百万円、石炭鉱業合理化事業団出資金八十億円、石炭鉱業再建交付金九十二億六千六百万円、石炭鉱業安定補給交付金九十二億一千三百九十万円、國債整理基金特別會計へ繰入九十二億二千七百七十九万九千円、合計五百三十六億五千二百四十七万七千円が計上されている。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年四月十三日

衆議院議長 中村 梅吉

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第一条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 總則(第七條―第十三條)」を「第一節 總則(第七條―第十三條)」とし、「第一節の二 管理委員會(第十三條の二―第十三條の十)」に改める。

第三条第二項第一号中「昭和四十八年度」を「昭和五十一年度」に改め、同項第四号の二中「又は石炭鉱山整理特別交付金」を削る。

第三章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 管理委員會

(設置)

第十三條の二 事業団に、管理委員會(以下「委員會」といふ。)を置く。

(権限)

第十三條の三 次の事項は、委員會の議決を経なければならぬ。

一 収支予算及び決算

二 事業計画

三 第二十七條第二項の交付計画、貸付計画、貸付減額計画及び保証計画

(組織)

第十三條の四 委員會は、委員四名及び事業団の理事長をもつて組織する。

2 委員會に委員長一人を置き、委員及び理事長のうちから、その互選により選任する。

3 委員長は、委員會の會務を總理する。

4 委員會は、あらかじめ、委員及び理事長のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めて置かなければならぬ。

(委員の任命及び任期)

第十三條の五 委員は、石炭鉱業に關しすぐれた識見を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることが出来る。

(委員の欠格条項)

第十三條の六 次の各号の一に該当する者は、

委員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

二 政府職員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。）

三 事業団の役員又は職員

（委員の解任）
第十三条の七 通商産業大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 通商産業大臣は、委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

（委員の秘密保持義務）

第十三条の八 委員又は委員の職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（議決の方法）

第十三条の九 委員会は、委員長又は第十三条の四第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。可否同数のときは、委員長が決する。

（委員の地位）

第十三条の十 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十四条を次のように改める。

（役員等の秘密保持義務及び地位）

第二十四条 第十三条の八及び第十三条の十の規定は、事業団の役員及び職員について準用する。

第二十五条第一項第五号中「若しくは石炭鉱山整理特別交付金」を削る。

第二十五条第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 採掘権者に対する坑内骨格構造整備拡充補助金の交付
七の三 採掘権者又は租鉱権者に対する石炭鉱業安定補助金の交付

第二十五条第一項第八号中「石炭坑の近代化」を「石炭坑の近代化等」に改め、同項第九号の三中「貸付け」の下に「及び譲渡」を加え、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 石炭鉱業の経営の改善に必要な資金の貸付け
第二十六条第二項第四号を削り、第五号を第四号とし、第五号の二を第五号とし、同項第六号中「若しくは石炭鉱山整理特別交付金」を削る。

第二十六条第二項第八号の次に次の二号を加える。

八の二 坑内骨格構造整備拡充補助金の額の算定の基準並びに交付の時期及び方法
八の三 石炭鉱業安定補助金の額の算定の基準並びに交付の時期及び方法

第二十六条第二項第九号の三中「貸付け」の下に「及び譲渡」を加え、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 前条第一項第十一号の二に規定する資金の貸付けをすることができるときは、同項に「及び譲渡」を加え、同項第十一号の次に次の一号を加える。

第二十七条第二項中「保る」の下に「坑内骨格構造整備拡充補助金及び石炭鉱業安定補助金の交付計画」を加え、「開発資金及び近代化機

械の貸付計画」及び「開発資金の貸付計画、近代化機械の貸付計画」に、「保証の計画」を「保証計画」に改め、同項第十一号に規定する資金の下に「及び同項第十一号の二に規定する資金」を加え、同条第三項中「前項の」の下に「交付計画」を加え、「及び債務の保証の計画」を「貸付計画及び保証計画」に改める。

第三十五条中「租鉱権者に対し、」の下に「政令で定めるところにより算定した金額の」を加える。

第三十五条の三第一項中「額（以下「交付金額」という。）に政令で定める割合を乗じて得た」を「うちから、政令で定めるところにより算定した」に改め、同条第二項中「交付金額に」を削り、「割合を乗じて得た」を「ところにより算定した」に改める。

第三十五条の四「当該廃止事業者に係る交付金額に」を削り、「割合を乗じて得た」を「ところにより算定した」に改める。

第三十五条の五中「交付金額に」を削り、「割合を乗じて得た」を「ところにより算定した」に改める。

第三十五条の十一第一項中「若しくは特別交付金」を削る。

第三十六条の二の次に次の二条を加える。

第三十六条の二の二 坑内骨格構造整備拡充補助金の交付は、採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに對し、当該採掘権者が行なう坑道の掘き又は拡大の工事であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに必要経費について行なうものとする。

（石炭鉱業安定補助金の交付）
第三十六条の三 石炭鉱業安定補助金の交付は、採掘権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに對し、当該採掘権者又は租鉱権者が掘採した石炭の

数量に応じて行なうものとする。

第三十六条の三第二項中「必要な設備であつて」を「必要な設備（以下この項において「近代化設備」という。）又は鉱山労働者の用に供することを主たる目的とする住宅その他の福利厚生施設（附帯施設及び附属設備を含む。）以下この項において「福利厚生施設」という。）であつて、」に、「その設備を近代化設備に係る資金の貸付けにあつては、その近代化設備に改め、」を「」の下に、「福利厚生施設に係る資金の貸付けにあつては、その福利厚生施設に係る石炭鉱山の石炭坑において掘採しようとする石炭の鉱量、生産能率及び生産費が通商産業省令で定める基準に適合する場合に限り」を加える。

第三十六条の十二の見出し中「の相手方」を「及び譲渡」に改め、同条中「貸付け」の下に「及び譲渡」を加え、同条に次の一項を加える。

2 近代化機械の譲渡は、事業団が貸付けを行なつた機械に限り、行なうものとする。

第三十六条の十九第三項中「第二十四条」を「第十三条の十」に改める。

第三十六条の二十二を次のように改める。

（経営改善資金の貸付け）
第三十六条の二十二 第二十五条第一項第十一号の二に規定する資金の貸付けは、採掘権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに對し、当該採掘権者又は租鉱権者が支払うべき資金、資材費その他通商産業省令で定める費用の支払に必要な資金（当該採掘権者又は租鉱権者の事業を整備するために必要な資金であつて第三十六条の十三第一号に掲げるもの並びに石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号）第三十条第一項第二号及び第三号に規定する資金を除く。）について、その貸付けを行なうことが当該採掘権者又は租鉱権者の事業の経営を改善するために必要と認められる場合に限り、行なうものとする。

2 第三十六條の八、第三十六條の九及び第三十六條の十一の規定は、前項に規定する資金の貸付けを受けた者について準用する。

第四十條の三「その」を「委員会の委員並びに事業団の」に改める。

第五十三條の二第三号中「第三十五條の十一第一項」の下に、「第三十六條の二の二、第三十六條の二の三」を、「第三十六條の二十一第一項」の下に、「第三十六條の二十二第一項」を加える。

第八十五條中「第二十一條」を「第十三條の八(第二十四條において準用する場合を含む。)」に、「三万円」を「五万円」に改める。

第八十六條中「三万円」を「五万円」に改める。

第八十七條及び第八十九條中「一万円」を「三万円」に改める。

附則第二條の二「中」に対する交付金の交付」の下に、「坑内骨格構造整備拡充補助金の交付、石炭鉱業安定補給金の交付」を、「近代化機械の貸付け」の下に「及び譲渡を加え、及び再建資金の貸付け」を、「石炭鉱業の経営の改善に必要な資金の貸付け並びに再建資金の貸付け」に、「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三章第一節の二の規定は、昭和五十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

附則第二條の二の次に次の一項を加える。

(近代化資金等の償還期間の特例)

第二條の三 事業団は、石炭鉱業再建整備臨時措置法第四條の二第四項に規定する会社から、事業団が当該会社と結んでいる近代化資金、石炭鉱業の整備に必要な資金又は再建資金に係る貸付けの内容を同項に定めるところにより変更したい旨の申出があつたときは、第三十六條の四第一項、第三十六條の二十一第二項又は第三十六條の二十三第三項の規定にかかわらず、当該貸付けの内容を変更することができる。

(石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部改正)

第二條 石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 昭和四十七年六月三十日以前から引き続き石炭鉱業を営んでいる会社(前項の再建整備計画について次条第一項の認定を受けたものを除く。)であつて、その掘採可能鉱量が通商産業省令で定める基準に該当するものは、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第一項第二号の政令で定める日後三月をこえない範囲内において政令で定める日までに、前条第一項の認定を受けた会社にあつては、石炭鉱山における保安の確保のための措置に関する事項の追加その他必要な再建整備計画の変更をし、その他の会社にあつては、第二條第一項各号に掲げる事項及び石炭鉱山における保安の確保のための措置について定めた再建整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その再建整備計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

第三條の三第一項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四條の二第一項中「政府は、」の下に「第三條の二第二項の再建整備計画について」を加え、「以下」再建交付金交付契約」という。を削り、同条第三項を次のように改める。

3 政府は、政府が第一項の交付金を交付する旨の契約を結んでいる会社が同項第一号に定めるところにより内容を変更したそれぞれの借入契約(日本開発銀行、中小企業金融公庫、石炭鉱業合理化事業団その他の通商産業省令で定める金融機関と結んでいる借入契約を除く。)ごとに、昭和四十八年五月一日現在にお

ける借入残高につき、金融機関との間において当該借入契約の内容を変更して、その変更に係る借入金の償還期間並びにその借入金の元本の償還及び利子の支払の方法をそれぞれ第一号及び第二号に適合するものとしたときは、その変更後の借入契約の内容に従つて、当該会社と結んでいる同項の交付金を交付する旨の契約の内容を変更することができる。

一 変更に係る借入金の償還期間が昭和四十八年五月一日から起算して五年六月となつていないこと。

二 変更に係る借入金の元本の償還及び利子の支払の方法が、元利合計半年賦均等償還の方法その他の通商産業省令で定める方法となつていないこと。

4 政府は、政府が第一項の交付金を交付する旨の契約を結んでいる会社又は第三條の二第二項の再建整備計画について第三條の三第一項の認定を受けた会社が、金融機関から昭和四十七年六月三十日以前において借入れ、昭和四十八年五月一日現在において借入残高のある借入金(償還期間(すえおき期間を含む。)が一年未満のものとして借入れられたものを除く。)のそれぞれ借入契約ごとに、同日現在における借入残高につき、当該金融機関との間において当該借入契約の内容を変更して、その内容を、第一項第一号に規定する開貸資金として借入れられた借入金に係る借入契約にあつては第三号に、同項第一号に規定する開貸資金として借入れられた借入金以外の無利子の借入金に係る借入契約にあつては第一号及び第三号に、その他の借入金に係る借入契約にあつては次の各号に適合するものとしたときは、その変更に係る借入金の元本の償還及び利子の支払のための交付金を交付する旨の契約を当該会社と結ぶことができる。

一 変更に係る借入金の償還期間が昭和四十八年五月一日から起算して十五年となつていないこと。

二 変更に係る借入金の利率が年三パーセントとなつていないこと。

三 変更に係る借入金の元本の償還及び利子の支払が、元利合計半年賦均等償還の方法その他の通商産業省令で定める方法に従つて行なわれることとなつていないこと。

5 政府が第一項の交付金を交付する旨の契約又は前項の交付金を交付する旨の契約(以下「再建交付金交付契約」という。)を結ぶ場合における再建交付金交付契約に係る借入金及び債務の元本の額の総額は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。

一 第一項の交付金を交付する旨の契約 千億円

二 前項の交付金を交付する旨の契約 六百八十億円

第三條の二「中」の二第一項及び第二項を「第三條の二」に、「第四條の二第一項」を「第四條の二第一項、第三項及び第四項」に改める。

第十八條中「三万円」を「五万円」に改める。

附則第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十八年三月三十一日」に改める。

(石炭及び石油対策特別会計法の一部改正)

第三條 石炭及び石油対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第二号中「坑道展開の効率化、」を削り、同項第三号中「第四條の二第一項」を「第四條の二第五項」に改める。

附則第八項中「昭和四十七年度」の下に「及び昭和四十八年度」を加え、「同年度の」を「各年度の」に、「同年度に」を「当該年度に」に改める。

附則第九項中「三年」の下に「(附則第七項の規定により昭和四十五年度に借入れられた借入金にあつては、四年)」を加える。

附則第十二項中「昭和四十七年度」を「その借入れをした年度」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 公布の日
昭和四十八年四月一日

二 第一条の規定中「石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項第七号の次に二号を加える改正規定、同法第二十六条第二項第八号の次に二号を加える改正規定、同法第二十七条第二項及び第三項の改正規定中「係る」の下に「坑内骨格構造整備補助金及び石炭鉱業安定補助金の交付計画」を加える部分及び「前項」の下に「交付計画」を加える部分、同法第三十六条の二の次に二条を加える改正規定、同法第五十三条の二第三号の改正規定中「第三十五条の十一第一項」の下に「第三十六条の二の二、第三十六条の二の三」を加える部分並びに同法附則第二条の二の次に一条を加える改正規定、第二条の規定（石炭鉱業再建整備臨時措置法第十八条の改正規定を除く）並びに次項、附則第六項及び附則第七項の規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
(経過措置)

2 石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する坑内骨格構造整備補助金及び石炭鉱業安定補助金の交付計画については、第一条の規定による改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法第二十七条第二項中「事業年度の毎四半期開始前」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第一項第二号の政令で定める日後遅滞なく」とする。

3 石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する近代化機械の貸付譲渡計画及び第一条の規定による改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項第十一号の二に規定する資金の貸付計画については、第一条の規定による改正後の同法第二十七条第二項中「事業年度の毎四半期開始前」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）の施行後遅滞なく」とする。

4 この法律の施行前にされた交付の申請に係る石炭鉱山整理促進交付金については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 石炭鉱業経理規則臨時措置法の一部改正等（石炭鉱業経理規則臨時措置法（昭和三十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。
一 前一年以内において石炭鉱業合理化事業団から石炭鉱業安定補助金の交付を受けたことがあること。

7 昭和四十九年一月一日を基準日とする前項の規定による改正後の石炭鉱業経理規則臨時措置法第二条第二項の規定による指定又は指定の取消しについては、同項第一号中「前一年以内において」とあるのは、「前一年以内において、石炭及び石油対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）第三条第二項第三号の石炭鉱業の経営経理の改善若しくは安定を図るための補助金として交付される石炭鉱業安定補助金の交付を受け、又は」とする。

審査報告書

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和四十八年四月二十四日
商工委員長 佐田 一郎
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされた炭鉱離職者の再就職を促進するため、炭鉱離職者求職手帳の発給要件を緩和し、雇用促進事業団の援護業務の拡充を行なうほか、炭鉱離職者臨時措置法の廃止期限である昭和四十九年三月三十一日を昭和五十二年三月三十一日に変更する等の改正を行なうとするものであつて、妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行に関連する経費として、昭和四十八年度石炭及び石油対策特別会計予算（石炭勘定）において、炭鉱離職者援護対策費六十五億九千九百七十四万八千円が計上されている。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十八年四月十九日
衆議院議長 中村 梅吉
参議院議長 河野 謙三殿

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案
炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案
炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「又は」を削り、「経歴を有すること」を「経歴を有するが、又は昭和四十六年七月一日以降において当該離職の日まで一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有すること」に改める。

第二十三条第一項中第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動を行なう炭鉱離職者に対してその求職活動に要する費用（第二十五条第二項第一号の二及び第四十四条の二において「広域求職活動費」という。）を支給すること。

第二十五条第二項中第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 広域求職活動費の支給基準及び支給方法
第四十四条の二中「移住資金」の下に「広域求職活動費」を加える。

附則第十六条中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 昭和四十七年七月一日からこの法律の施行の日の前日までに離職した炭鉱離職者であつて、第八条第一項の規定の改正により新たに同項、第九条第一項第一号又は第九条の二第一項若しくは第二項の規定に該当するに至つたものについては、第八条第二項本文（第九条第二項及び第九条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

「佐田 一郎君登壇、拍手」

○佐田 一郎君 ただいま議題となりました両法律案について、商工委員会における審議の経過と結

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案外一件 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

果を報告いたします。

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法法律案のおもな内容は、第一に、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正して、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を三年間延長して昭和五十一年度に変更、各種助成業務を石炭鉱業合理化事業団に一元化するとともに、同事業団に管理委員会を設置すること。

第二に、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正して、現行再建交付金交付契約の期間を短縮するとともに、再建交付金の交付対象に新たに昭和四十七年六月三十日以前に借り入れた長期借り入れ金債務を追加すること。

第三に、石炭対策及び石油対策特別会計法の一部を改正して、閉山交付金等に不足が生じた場合は、借り入れ金をすることができるとの措置を講ずることとあります。

本法法律案については、石炭対策小委員会において審査を行ない、石炭の再評価、将来の炭産目標など石炭対策の当面する諸問題について質疑が行なわれましたが、その詳細は、會議録によって御承知いただきたいと存じます。

委員会においては、石炭小委員長の報告を聞いた後、質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法法律案は多数をもって衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案は、炭鉱離職者求職手帳の発給要件の緩和、炭鉱離職者に対する広域求職活動費の支給及び本法の廃止期限の三年間延長等を行なうとするものであります。

委員会においては、炭鉱離職者対策の現状と見直し等について質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録によって御承知いただきたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○副議長(森八三三君) これより採決をいたします。

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○副議長(森八三三君) 次に、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三三君) 議員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 日程第五 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長沢田政治君。

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって別紙の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年四月二十四日

建設委員長 沢田 政治

参議院議長 河野 謙三殿

附則第一項中「昭和四十八年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法法律案は、住宅金融公庫の業務範囲を拡大し、住宅団地の建設にあわせて関連公共施設整備に要する資金の貸付けを行なうこととする。ことに、個人住宅建設資金、関連公共施設整備資金等について、貸付利率、償還期間等の貸付条件を改善するものであつて、妥当な措置と認められ、施行期日について別紙の通り修正議決した。

二、費用

本法施行のため必要な費用は、昭和四十八年度一般会計住宅金融公庫補給金百八十二億九千八百万円の中に計上されている。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十八年三月二十七日

参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 中村 梅吉

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項及び第三項を次のように改める。

2 公庫は、前項の場合においては、次に掲げる資金を、それぞれ当該住宅の建設に必要な資金にあわせて貸し付けることができる。

一 前項各号に掲げる者が住宅の建設に附随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするときは、当該土地又は借地権の取得に必要な資金。

二 前項第三号又は第四号に掲げる者(次号に掲げる者を除く)が住宅の建設にあわせて幼稚園又は保護者の委託を受けたその乳児若しくは幼児を保育することを目的とするその他の施設(以下「幼稚園等」という)の建設を必要とするときは、当該幼稚園等の建設に必要な資金(幼稚園等の建設に附随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするときは、当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)

三 前項第三号又は第四号に掲げる者で政令で定める規模以上の一団地の住宅の建設をするものが当該住宅の建設にあわせて学校、幼稚園、店舗その他の居住者の利便に供する施設で政令で定めるもの(以下「関連利便施設」という)の建設又は道路、公園、下水道その他の公共の用に供する施設で政令で定めるもの(以下「関連公共施設」という)の建設に附随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするときは、当該土地又は借地権の取得に必要な資金(関連利便施設又は関連公共施設の建設に附随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするときは、当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)

区	分	限	度
耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費(購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下この条において同じ。)及び土地又は借地権の価額(価額が標準価額をこえる場合においては、標準価額。以下この条において同じ。)の八割五分に相当する金額	住宅の建設費及び土地又は借地権の価額の八割に相当する金額	

第三十條第三項を次のように改める。

第三十條第二項又は第四項の規定による貸付金で次の表の区分の欄各項に掲げるものの金額の限度は、当該各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区	分	限	度
一	第十七條第二項第二号の規定による貸付金	耐火構造の幼稚園等又は簡易耐火構造の幼稚園等の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	幼稚園等の建設費及び土地又は借地権の価額の八割五分に相当する金額	
二	第十七條第二項第三号の規定による貸付金	耐火構造の幼稚園等及び簡易耐火構造の幼稚園等以外の幼稚園等の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	幼稚園等の建設費及び土地又は借地権の価額の八割に相当する金額	
三	第十七條第四項第二号の規定による貸付金	店舖等以外の関連利便施設の建設費及び土地又は借地権の価額の九割に相当する金額	店舖等以外の関連利便施設の建設費の九割に相当する金額	
四	第十七條第二項第三号又は第四項第二号の規定による貸付金	耐火構造の幼稚園等以外の幼稚園等の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	耐火構造の幼稚園等以外の幼稚園等の建設費及び土地又は借地権の価額の九割に相当する金額	

備考

一 この表において「耐火構造の幼稚園等」とは、主要構造部を耐火構造とした幼稚園等をいう。
二 この表において「簡易耐火構造の幼稚園等」とは、耐火構造の幼稚園等以外の幼稚園等で建築基準法第二條第九号の三イ又はロのいずれかに該当するものをいう。

第二十條第四項から第七項までを削り、第八項を第四項とし、同条第九項中「関連利便施設又は特定中高層耐火建築物については幼稚園等、関連利便施設又は特定中高層耐火建築物」と又は「関連利便施設(店舖等を除く。以下この項において同じ。)」については幼稚園等又は関連利便施設に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とし、同条に次の一項を加える。

7 前各項に定めるもののほか、第十七條の規定による貸付金の金額の限度については、政令で定める。

第二十一條第一項及び第二項を次のように改める。

第十七條第一項、第二項又は第四項の規定による貸付金で次の表の区分の欄各項に掲げるものと及び同条第五項から第八項までの規定による貸付金の利率、償還期間及び据置期間は、同表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の利率の欄、償還期間の欄及び据置期間の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区	分	利	率	償	還	期	間	据	置	期	間
一	第十七條第一項又は第二項第一号の規定による貸付金(同条第一項第四号に掲げる者のうち地方公共団体等以外者を除く)	中高層耐火建築物の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五・五パーセント以内で政令で定める		五十年以内							
二	第十七條第二項第二号の規定による貸付金	耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五・五パーセント以内で政令で定める		二十五年以内							
三	第十七條第二項第三号の規定による貸付金	耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五・五パーセント以内で政令で定める		二十五年以内							
四	第十七條第四項第二号の規定による貸付金	店舖等以外の関連利便施設の建設費及び土地又は借地権の価額の九割に相当する金額	年五・五パーセント以内で政令で定める		十八年以内							
五	第十七條第二項第三号又は第四項第二号の規定による貸付金	耐火構造の幼稚園等以外の幼稚園等の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年六・五パーセント以内で政令で定める		十年以内(据置期間を含む)							三年以内

三	四	五	六
第十七条第二項第三号又は第四項第二号の規定による貸付金(店舗等に係る貸付金を除く。) 年六・五パーセント以内で政令で定める 十年以内(政令で定める大規模な事業による建設される学校の他の施設に定める貸付金に係るもの)を、期間とし、据置(含む。) 三年以内	第十七条第五項の規定による貸付金 年六・〇パーセント以内で政令で定める 十年以内 —	第十七条第六項の規定による貸付金 イ 耐火構造の災害復興住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地の取得を目的とする貸付金 年五・五パーセント以内で政令で定める 三十五年以内 三年以内 ロ 簡易耐火構造の災害復興住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地の取得を目的とする貸付金 年五・五パーセント以内で政令で定める 二十五年以内 三年以内 ハ 耐火構造の災害復興住宅及び簡易耐火構造の災害復興住宅以外の災害復興住宅の建設並びにこれに附随する土地又は借地の取得を目的とする貸付金 年五・五パーセント以内で政令で定める 十八年以内 三年以内	第十七条第七項の規定による貸付金 イ 耐火構造の地すべり等関連住宅の移転又は建設並びにこれに附随する土地又は借地の取得を目的とする貸付金 年五・五パーセント以内で政令で定める 三十五年以内 三年以内 ロ 簡易耐火構造の地すべり等関連住宅の移転又は建設並びにこれに附随する土地又は借地の取得を目的とする貸付金 年五・五パーセント以内で政令で定める 二十五年以内 三年以内 ニ 災害復興住宅の補修及びこれに附随する移転又は整地を目的とする貸付金 年五・五パーセント以内で政令で定める 十年以内(据置期間を含む。) 一年以内

七	備考
第十七条第八項の規定による貸付金 年六・五パーセント以内で政令で定める 十五年以内 —	この表において「耐火構造の災害復興住宅」とは、主要構造部を耐火構造とした災害復興住宅をいう。 二 この表において「簡易耐火構造の災害復興住宅」とは、耐火構造の災害復興住宅以外の災害復興住宅で建築基準法第二十九条の三イ又はロのいずれかに該当するものをいう。 三 この表において「耐火構造の地すべり等関連住宅」とは、主要構造部を耐火構造とした地すべり等関連住宅をいう。 四 この表において「簡易耐火構造の地すべり等関連住宅」とは、耐火構造の地すべり等関連住宅以外の地すべり等関連住宅で建築基準法第二十九条の三イ又はロのいずれかに該当するものをいう。 2 前項に定めるもののほか、第十七条の規定による貸付金の利率、償還期間及び据置期間については、政令で定める。 第二十一条第三項から第八項までを削り、同条第九項中「第一項又は第七項」を「前項」に、「の規定に該当する」を「に掲げる」に、「施設建築物等」を「土地の取得及び造成、店舗等の建設若しくは中高層耐火建築物等」に改め、同項を同条第三項とする。 第二十一条の二第一項中「特定中高層耐火建築物」を「中高層耐火建築物等」に改める。 第二十一条の二第二項中「同項第一号」を「同項の表」に改め、同条第三項中「同項」を「同項の表」に、「年五分五厘」を「年五・五パーセント」に、「年六分」を「年六・〇パーセント」に改める。 第三十五条第三項中「家賃」を「賃借人の資格、取得及び造成若しくは」に改める。 第四十九条第四号を次のように改める。

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

項	分	限	率	償還期間
一	公庫法第十七条第一項各号に掲げる者(同項第四号に掲げる者のうち地方公共団体等以外の者を除く)に対する貸付金	住宅の建設費(購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額が標準建設費をこえる場合における標準建設費)以下この表において同表の欄各項目に掲げる区分に應じ、それぞれ同表の欄の欄、利率の欄及び償還期間の欄各項目に掲げるとおりとする。	年五・五パーセント以内で政令で定める	五十年以内
イ	中高層耐火建築物内の防寒住宅であつて、耐火構造の住宅である住宅の建設費及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費(購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額が標準建設費をこえる場合における標準建設費)以下この表において同表の欄各項目に掲げる区分に應じ、それぞれ同表の欄の欄、利率の欄及び償還期間の欄各項目に掲げるとおりとする。	年五・五パーセント以内で政令で定める	五十年以内
ロ	中高層耐火建築物内の防寒住宅以外の住宅である住宅の建設費及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費(購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額が標準建設費をこえる場合における標準建設費)以下この表において同表の欄各項目に掲げる区分に應じ、それぞれ同表の欄の欄、利率の欄及び償還期間の欄各項目に掲げるとおりとする。	年五・五パーセント以内で政令で定める	三十五年以内

四 第二十條第一項から第三項まで若しくは第七項の規定による限度をこえて、又は同条第四項の規定によらないで床面積を計算して、貸付金の貸付けをしたとき。

第四十九條第五号中「第二十條第十項」を「第二十條第六項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 産業労働者住宅資金金融通法(昭和二十八法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項及び第二項を次のように改める。

第七條の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の一戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間については、政令で定める。

2 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十一條第三項の規定は、前項の規定により政令で利率を定める場合について準用する。この場合において、同条第三項中「地方公共団体等以外の者で第十七條第一項第四号に掲げるもの」の行なう住宅の建設又は土地の取得及び造成、店舗等の建設若しくは中高層耐火建築物等の建設若しくは購入とあるのは、「産業労働者住宅の建設」と読み替へるものとする。

第十七條第二号中「又は同条第二項において準用する住宅金融公庫法第二十條第八項の規定に違反して貸付金の限度をこえて貸付を行つた」を「による限度をこえて、貸付金の貸付けをした」に改め、同条第三号を削る。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「第十七條第四項」を「第十七條第二項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 公庫が北海道の区域内において住宅の建設をしようとする者に対し、公庫法第十七條第一項又は第二項第一号の規定により資金を貸し付ける場合においては、貸付金の一戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間は、次の表の区分の欄各項目に掲げる区分に應じ、それぞれ同表の欄の欄、利率の欄及び償還期間の欄各項目に掲げるとおりとする。

第八條第三項中「同項」を「前項の表」に、「八割」を「八十五パーセント」に、「八割五分」を「八十八パーセント」に、「年六分五厘」を「年五・五パーセント」に、「年六分」を「年六・〇パーセント」に改め、同条第六項中「第二十條第八項」を「第二十條第四項」に、「同条第九項及び第十項」を「同条第五項及び第六項」に改め、同条第七項中「第二十一條第九項」を「第二十一條第三項」に改め、「第二項の下に」(同項の表二の項に係る部分に限る。)を加える。

第八條の二第二項を次のように改める。

2 公庫が北海道の区域内において災害復興住宅若しくは地すべり等関連住宅を建設し、又は

は当該災害復興住宅若しくは地すべり等関連住宅の建設に附随して土地若しくは借地権を取得し、若しくは当該災害復興住宅の建設に附随して土砂の排除その他の宅地の整備をしようとする者に対し、公庫法第十七條第六項又は第七項の規定により資金の貸付けをする場合においては、貸付金の一戸当たりの金額の限度は、政令で定めるものとし、貸付金の利率、償還期間及び据置期間は、次の表の区分の欄各項目に掲げる区分に應じ、それぞれ同表の利率の欄、償還期間の欄及び据置期間の欄各項目に掲げるとおりとする。

備考	金額	率	償還期間
一 この表において「地方公共団体等」とは、公庫法第二十條第一項に規定する地方公共団体等をいう。	政令で定める	政令で定める	政令で定める
二 この表において「中高層耐火建築物」とは、公庫法第二條第六号に規定する中高層耐火建築物をいう。	住宅の建設費及び土地又は借地権の価額の八十パーセントに相当する金額	年五・五パーセント以内で政令で定める	三十年以内
三 この表において「耐火構造の住宅」とは、公庫法第二條第四号に規定する耐火構造の住宅をいう。	住宅の建設費及び土地又は借地権の価額の八十パーセントに相当する金額	年五・五パーセント以内で政令で定める	十八年以内
四 この表において「簡易耐火構造の住宅」とは、公庫法第二條第五号に規定する簡易耐火構造の住宅をいう。	住宅の建設費及び土地又は借地権の価額の八十パーセントに相当する金額	年五・五パーセント以内で政令で定める	十八年以内

項 区 分	利 率	償 還 期 間	据 置 期 間
一 耐火構造の家屋に係る貸付金	年五・五パーセント以内で政令で定める	三十五年以内	三年以内
二 簡易耐火構造の家屋に係る貸付金	年五・五パーセント以内で政令で定める	三十年以内	三年以内
三 耐火構造の家屋及び簡易耐火構造の家屋以外の家屋に係る貸付金	年五・五パーセント以内で政令で定める	十八年以内	三年以内

備考
一 この表において「耐火構造の家屋」とは、主要構造部を耐火構造（公庫法第二条第三号に規定するものをいう。）とした家屋をいう。
二 この表において「簡易耐火構造の家屋」とは、耐火構造の家屋以外の家屋で建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当するものをいう。

- 第九条第二項を削り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。
- 3 公庫が北海道の区域内において住宅の建設をしようとする者に対し、融通法第七条の規定により資金の貸付けをする場合においては、貸付金の一戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間については、政令で定める。
- 第九条第四項を次のように改める。
- 4 融通法第九条第二項の規定は、前項の規定により政令で利率を定める場合について準用する。
- 4 (沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。
第十九条第二項第三号中「又は第四項第二号」を削る。
- 5 この法律（前項の規定を除く。）による改正後

の法律の規定は、住宅金融公庫が昭和四十八年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したもののから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔沢田政治君登壇、拍手〕

○沢田政治君 たいだいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、住宅金融公庫の業務の範囲を拡大するとともに、貸し付け条件の改善等を行なうもので、そのおもな内容は、第一に、公庫は、住宅団地の建設資金にあわせて、関連公共施設及び関連利便施設の整備に必要な資金を貸し付けることができること。第二に、公庫が貸し付ける個人住宅建設資金、関連公共施設整備資金等の貸し付け利

率、償還期間等の貸し付け条件を改善することとし、利率を法律の定める限度内で政令で定めることとする。第三に、公庫が事業者に貸し付ける宅地造成資金、特定中高層耐火建築物建設資金等の貸し付け限度、利率、償還期間等を政令で定めることとする等であります。

委員会における質疑の詳細は、会議録で御承知伺います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、山内委員より、施行期日を公布の日に変更する旨の修正案が提出され、採決の結果、本案は、全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（森八三三君） これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（森八三三君） 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決されました。

○副議長（森八三三君） 日程第六 入場税法の一部を改正する法律案

日程第七 物品税法の一部を改正する法律案

日程第八 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤田正明君。

審査報告書

入場税法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年四月二十四日

大蔵委員長 藤田 正明
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における入場税の負担の状況にかえりみ、その軽減を図るため、映画、演劇等に対する税率を引き下げ、国が企画して行なう一定の催物について入場税を課さないこととするほか、所要の規定の整備を図るものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十八年度六十三億円である。

附帯決議

一、政府は、文化の向上、社会教育の充実に寄与すると認められる種類の催物について、今後とも入場税を減免するよう配慮すべきである。

二、政府は、最近における競馬、競輪等の実情等にかえりみ、福祉対策の充実を図るため、ギャンブルに対する税負担を強化する方向で、その具体化に努めるべきである。

右決議する。

入場税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十八年四月十七日

衆議院議長 中村 梅吉
参議院議長 河野 謙三殿

入場税法の一部を改正する法律案

入場税法の一部を改正する法律案

入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(課税標準及び税率)

第四条 入場税は、入場料金を課税標準とし、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる税率により課する。

一 第一条第一号に掲げる場所(次号に掲げる場所を除く。)

イ 入場料金が一人一回の入場について千円以下であるとき。 入場料金の百分の五

ロ 入場料金が一人一回の入場について千円をこえるとき。 入場料金の百分の十

二 演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物のみを催す場所

イ 入場料金が一人一回の入場について二千円以下であるとき。 入場料金の百分の五

ロ 入場料金が一人一回の入場について二千円をこえるとき。 入場料金の百分の十

三 第一条第二号及び第三号に掲げる場所

入場料金の百分の十

第六条中「この条」を「この項」に、「第四条に規定する税率」を「第四条第一号イ又は第二号イに掲げる税率(当該興行場等が第一条第二号又は第三条に掲げる場所であるときは、第四条第三号に掲げる税率)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

第一条第一号に掲げる場所の経営者等が当該場所への入場者から徴収した一人一回の入場について金額が、第四条第一号イ又は第二号イに掲げる税率の適用を受ける入場料金の最高額と当該最高額に対する入場税額との合計額をこえ、当該最高額と当該最高額に対し同条第一号ロ又は第二号ロに掲げる税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その徴収した金額から当該最高額を控除した額に相当する入場税を課する。

第九条第一項を次のように改める。

次に掲げる場所への入場については、入場税を課さない。

一 国が企画して行なう催物で政令で定めるものを催す場所

二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)の規定により助成の措置を講ぜられた文化財のみを公開する場所

四 国立劇場が国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)第一条(目的)に規定する伝統芸能のみを公開する場所

四 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としないうる者により行なわれるスポーツを催す競技場

た金額から当該最高額を控除した額に相当する入場税を課する。

第九条第一項を次のように改める。

次に掲げる場所への入場については、入場税を課さない。

一 国が企画して行なう催物で政令で定めるものを催す場所

二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)の規定により助成の措置を講ぜられた文化財のみを公開する場所

四 国立劇場が国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)第一条(目的)に規定する伝統芸能のみを公開する場所

四 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としないうる者により行なわれるスポーツを催す競技場

第九条第二項中「学校のうち」を削り、「政令で定めるものの教員」を「これらの学校の教育に準ずる教育を行なう学校又は施設として政令で定めるもの(以下この項において「学校等」という。)

の教員又はこれに準ずる職員に、「これらの学校」を「当該学校等」に、「又は校長」を「若しくは園長又は当該施設の長」に改める。

第十条第一項第一号中「総額」を「税率区分ごとの総額(第五条又は前条の規定により課税されない入場料金の総額を除く。以下「課税標準額」という。)

に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「入場税額」の下に「及び当該入場税額の合計額」を加え、同条を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号中「第四号に掲げる入場税額」を「第二号に掲げる入場税額の合計額」に改め、同条を同項第四号とし、同項第七号中「第四号に掲げる入場税額から第五号」を「第二号に掲げる入場税額の合計額から第五号」に改め、同条を同項第五号とし、同項第八号を同項第六号とする。

第十三条第一項中「中止したため」を「中止したことその他のやむを得ない事情があるため」に、

「月の翌月」を「月(その日と当該徴収の日とが同一の月に属する場合には、その月の翌月)」に、「同項第四号に掲げる入場税額」を「同項第二号に掲げる入場税額の合計額」に改め、同条第二項中「同項第七号」を「同項第五号」に改め、同条第四項中「若しくは中止したため」を「又は中止したことその他のやむを得ない事情があるため」に、「月の翌月」を「月」に改める。

第二十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、経営者等が、政令で定めるところにより、所轄税務署長の承認を受けて当該特別入場券に大蔵省令で定める書式による表示をしたときは、この限りでない。

第二十条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「検印を受けた」を「検印を受け又は表示をした」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「特別入場券の用紙」を「第二項の規定により検印を受ける特別入場券の用紙」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項ただし書の承認の申請があつた場合において、当該経営者等が第十四条の規定により命ぜられた担保の提供をしないとき、その他入場税の保全上不適当と認められるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

第二十六条第四号及び第五号中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」に改める。

附 則

公布の日

昭和四十八年四月一日から施行する。

正後の入場税法(以下「新法」という。)の規定を適用したときの入場税額に相当する金額との差額を払いもどしたときは、当該払いもどしが旧法第十三条第一項の規定に該当するときは除き、当該払いもどしを新法第十三条第一項の払いもどしと、当該払いもどしに係る金額を同項の規定による控除を受けるべき金額とみなして、新法の規定を適用する。

4 この法律の施行前に、旧法第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者が、この法律の施行の日以後に同条第八項の規定に該当することとなつた場合における同日前に徴収した入場料金を係る入場税について、は、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 印紙等換取取締法(昭和二十二年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「入場税法第二十条第五項」を「入場税法第二十条第六項」に改める。

7 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

審査報告書

物品税法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年四月二十四日

大蔵委員長 藤田 正明

参議院議長 河野 謙三殿

入場税法の一部を改正する法律案外二件

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号

入場税法の一部を改正する法律案外二件

入場税法の一部を改正する法律案外二件

入場税法の一部を改正する法律案外二件

入場税法の一部を改正する法律案外二件

入場税法の一部を改正する法律案外二件

入場税法の一部を改正する法律案外二件

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における消費の実態及び課税物品の取引の状況等にかえりみ、税率の引下げ、課税の廃止、新規の物品に対する課税等を行なうことにより税負担の軽減合理化を図るほか、納税の手續を簡素化する等所要の規定を整備するものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十八年度三百七億円である。

物品税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年四月十七日

衆議院議長 中村 梅吉

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律

物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「小売業者」を「販売業者」に改め、同条第二項中「又は第三種及び」、それぞれ

を削る。

第四条中「又は第三種」を削り、「これらの物品」を「当該物品」に改める。

第五条の見出し及び同条第一項から第五項までの規定中「小売業者」を「販売業者」に改め、同条第六項中「物品が入札その他競争の方法により売買された場合」を「物品につき入札その他競争の方法による売買」に、「より換価された場合を除く。」を「より換価を除く。次条第四項において「競争の方法による売買」という。」がされた場合に、「小売業者」を「販売業者」に改め、同条に次の一項を加える。

7 前各項の規定は、次条第六項に規定する場合に該当するときは、適用しない。

第五条の次に次の一条を加える。

(販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等)

第五条の二 別表第一種第一号から第四号までに掲げる物品(以下この条において「貴石等」という。)の販売業者は、貴石等の他の販売業者に課税物品に該当する貴石等(以下この項において「課税貴石等」という。)の販売(貴石等の販売業者に委託して行なう販売及び買受けの委託を受けた貴石等の販売業者を通じて行なう当該委託をした者に対する販売を除く。)又は次に掲げる引渡し(以下この条において「販売等」という。)を行なう場合には、当該他の販売業者が第三十五條の二第一項に規定する販売業者証明書を所持する者であり、又は外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六條第一項第六号(定義)に規定する非居住者(以下「非居住者」という。)で貴石等の販売を業とする

ものであることを確認のうえ、政令で定めるところにより、その確認の事実を明らかにしななければならない。

一 販売又は買受けの委託を受けて行なう課税貴石等の引渡し

二 他の者からの委託により、その者から提供された課税貴石等の材料又は原料を用いて、自己において又は他に委託して製造(加工を含む。)をした課税貴石等の引渡し

三 請負契約(これに準ずる契約を含む。)に基づき課税貴石等の引渡し(前号に掲げる引渡しに該当するものを除く。)

四 民法第四百八十二条(代物弁済)に規定する他の給付又は同法第五百五十三条(負担付き贈与)に規定する贈与若しくは同法第五百八十六條第一項(交換)に規定する交換に係る財産権の移転としての課税貴石等の引渡し

2 貴石等の販売業者の媒介により貴石等の他の販売業者に貴石等の販売が行なわれる場合には、当該媒介を行なう貴石等の販売業者がその販売の時に当該貴石等の販売をするものとみなす。

3 展覧会その他これに類する催し物を行なう場合において、その催し物の主催者が貴石等の販売業者に貴石等の販売(販売の代理を含む。)をするときは、その催し物を行なう場所を第二十七條第一項に規定する販売場とみなし、その主催者が貴石等の販売業者として当該貴石等の販売をするものとみなす。

4 貴石等につき競争の方法による売買がされる場合において、その落札者が貴石等の販売業者であるときは、前条第六項に規定する場所を第二十七條第一項に規定する販売場とみなし、その札元又はこれに準ずる者が貴石等の販売業者

として当該貴石等の販売をするものとみなす。

5 第一項の場合において、同項に規定する貴石等の販売業者が、同項に規定する事実を明らかにしていないときは、その事実を明らかにすべき販売等の時にその者が当該販売等に係る貴石等の小売をしたものとみなす。

6 貴石等の販売業者が、第三十五條の二第一項に規定する販売業者証明書を所持する者にその者が貴石等の販売業者でないことを知らないで貴石等の販売等をした場合において、その知ることができなかったことにつき、その販売等をした販売業者の責めに帰することができないときは、当該所持する者を貴石等の販売業者とみなし、その販売等の時にその者が当該貴石等の小売をしたものとみなして、この法律(第二十九條、第三十一條第一項、第三十五條及び第三十六條並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。

第六條第一項から第四項までの規定中「又は第三種」を削る。

第七條第一項中「又は第三種及び」若しくは第三種」を削り、同条第二項中「又は第三種」を削り、「これらの物品」を「当該物品」に改め、同条第三項及び第四項中「又は第三種」を削る。

第八條の次に次の一条を加える。

(第二種の物品の製造に係る製造場等とみなす場合)
第八條の二 第二種の物品の製造場を二以上有する当該物品の製造者が政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場合において、当該製造者が、その製造した第二種の課税物品を当該製造に係る製造場以外の当該製造者の第二種の物品の製造場(当該製造者の製造した第二種の物品の管理及び保管をするための蔵置場と

して、政令で定めるところにより、当該蔵置場の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場所を含み、第十七条第六項又は第十八条第六項の規定により当該物品の製造場とみなされる場所であつたときは、当該移入のためにする他の製造場からの移出につき第十七条第一項の規定の適用がある場合を除き、当該移入をした第二種の課税物品については、当該移入をした場所を当該物品の製造に係る製造場とみなし、当該移入を当該物品の製造に係る製造場へのもとし入れとみなす。

第十條中「又は第三種」を削る。

第十一條第一項中「又は数量」を削り、「小売業者」を「販売業者」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、同条第三項中「第四号」を「第三号」に改め、「並びに同項第三号及び第五号に掲げる数量」を削る。

第十二條第一項中「みなされる第一種の物品の下に」又は第五條の二第五項の規定により小売をされたものとみなされる別表第一種第一号から第四号までに掲げる物品のうち同条第一項第二号の引渡しを受けたものを加え、「同項に規定する第一種の物品の小売業者が同項」を第五條第二項又は第五條の二第五項の規定により小売をしたものとみなされる販売業者が第五條第二項又は第五條の二第一項第二号に改め、同条第二項中「第一種の」を削り、「小売業者」を「販売業者」に改め、同条第三項中「又は第四項」を「若しくは第四項」に改め、「第一種の物品」の下に「又は第五條の二第五

項の規定により小売をされたものとみなされる別表第一種第一号から第四号までに掲げる物品のうち同条第一項第三号若しくは第四号の引渡しを受けたものを加え、「当該物品を」これらの物品に改め、同条第四項中「小売業者」を「販売業者」に改める。

第十五條第一項中「第五條第二項の場合」の下に「又は第五條の二第五項の場合(同条第一項第二号の引渡しに係る場合に限る)」を加え、「同項に規定する第一種の物品の小売業者」を「第五條第二項又は第五條の二第五項の規定により小売をしたものとみなされる販売業者」に、「当該小売業者」を「当該販売業者」に改める。

第十七條第一項中「又は第三種」及び「製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他の」を削り、同条第二項中「又は第三種」を削り、「同項に規定する」を「当該申告書の提出」に改め、「当該物品の移出に関する明細書並びに」を削り、「を証する」を「についての明細を記載した」に改め、同条第三項、第四項及び第六項中「又は第三種」を削り、同条第七項中「又は第三種」を削り、「から十日以内(政令で定めるところにより当該税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月末日まで)」を「の属する月の翌月末日まで」に改め、同条第八項中「又は第三種」を削る。

第十八條第一項及び第六項から第九項までの規定中「又は第三種」を削る。

第十九條第一項中「小売業者」を「販売業者」に改め、「若しくは第三種」を削り、同条第二項中「小

売業者」を「販売業者」に改め、「若しくは第三種」を削り、「これらの規定に規定する」を「当該申告書の提出」に改め、「当該物品の小売又は移出に関する明細書及び」を削り、「を証する」を「についての明細を記載した」に改め、同条第三項中「第二種」を「又は第二種」に改める。

第二十條第一項中「外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六條第一項第六号(定義)に規定する非居住者(以下「非居住者」という。))」を「非居住者に改め、同条第二項中「これらの規定に規定する」を「当該申告書の提出」に改め、「当該物品の小売又は移出に関する明細書及び」を削る。

第二十一條第一項中「又は第三種」を削り、「第十七條第六項」を「第八條の二、第十七條第六項」に改め、同条第二項中「又は第三種」及び「当該物品の輸出に関する明細書及び」を削り、「を証する」を「についての明細を記載した」に改め、同条第三項中「又は第三種」を削る。

第二十二條第一項中「小売業者」を「販売業者」に改め、同条第二項中「小売業者」を「販売業者」に改め、「これらの規定に規定する」を「当該申告書の提出」に改め、「当該物品の小売又は移出に関する明細書及び」を削り、同条第四項中「から十日以内」を「の属する月の翌月末日まで」に改める。

第二十四條第一項中「第十七條第六項」を「第八條の二、第十七條第六項」に改め、同条第二項中「当該物品の販売に関する明細書及び」を削る。

第二十六條第一項中「別表第七号」から「第三号」までを「別表第二種第七号」に改め、同条第二項中「同

項に規定する」を「当該申告書の提出」に、「を証する」を「についての明細を記載した」に改め、同条第三項中「又は第三種」を削る。

第二十七條第一項中「についての証明書」を「証する書類」に改め、「第二十九條第一項並びに第三十五條第一項及び第五項並びに第四十三條において」を削る。

第二十八條第一項中「小売業者」を「販売業者」に改め、「若しくは第三種」を削り、「場合を除き」を「場合及び当該もどし入れのためにする他の製造場からの移出につき第十七條第一項の規定の適用があつた場合を除き」に改め、「又は第三種」を削り、「これらの規定に規定する」を「当該申告書の提出」に、「第二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条第二項中「第二項第八号」を「第二項第七号」に改め、同条第三項中「又は第三種」を削り、「当該製造場における」を「その者の他の第二種の物品の製造場に移入した場合又は当該製造に係る製造場における」に、「当該製造場であつた場所の所在地」を「当該移入に係る製造場の所在地又は当該製造に係る製造場であつた場所の所在地」に改め、同条第五項中「小売業者」を「販売業者」に改め、同条第五項中「もどし入れ」の下に「又は移入」を加える。

第二十九條第一項中「小売業者」を「販売業者」に改め、同条第二項中「又は第三種」を削り、同条第一号中「に係る次に掲げる事項」を「の号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準

たる金額」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「に係る前号イ又はロに掲げる事項」を、の号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額に改め、同項第三号中「第二種の課税物品については、を削り、規定する第二種の課税物品については、を掲げる」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「又は課税標準数量」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「第五号」を、第四号に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第五号」を「第四号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同条第三項中「同条第三項のもとし入れの下」若しくは同項の移入を加え、「当該もどし入れの下」若しくは移入を加え、同条の次に次の一条を加える。

(納税申告書の提出期限の特例)
第二十九条の二 第一種の物品の販売場において小売された第一種の課税物品又は第二種の物品の製造場において製造された第二種の課税物品で当該製造場から移出されたものに係る物品税の課税標準たる金額の最近における一年間の合計額が政令で定める金額以下である場合において、当該小売又は移出をした第一種の物品の販売業者又は第二種の物品の製造業者が、政令で定めるところにより、当該販売場又は製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該販売場又は製造場に係る前条第一項又は第二項に規定する申告書のうち次の表の上欄に掲げる月分に係るものの提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月分のこれらの規定に規定する申告書の提出期限と同一の提出期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月

十月及び十一月

十二月

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者につき次の各号の一に該当する事実があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。
一 前項に規定する合計額が同項の政令で定める金額以下であると認められないこと。
二 次項の規定による取消しの通知を受けた日又は第四項の届出書の提出があつた日以後一年以内に当該承認の申請をしたものであること。

三 当該承認の申請をした者につき現に国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であることその他物品税の保全上不適当と認められる事情があること。
3 税務署長は、第一項の承認を受けた者について前項第一号又は第三号に該当する事実が生じたとき認めるときは、その承認を取り消すことができる。

4 第一項の承認を受けた者は、その承認に係る販売場又は製造場の同項に規定する合計額が同項の政令で定める金額をこえることとなつたときは、遅滞なく、その旨その他政令で定める事項を記載した届出書を当該販売場又は製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出の日の属する月(その月が同項の表の上欄に掲げる月である場合には、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月の翌月分以後の前条第一項又は第二項に規定する申告書については、その承認は、その効力を失ふものとする。

5 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する合計額の計算方法その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第三十条第一項第一号中「に係る次に掲げる事項」を、の号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額(以下この項において「課税標準額」という。)に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「前号イに掲げる」及び「又は同号ロに掲げる課税標準数量」を削る。
第三十一条第一項中「小売業者は、同項に規定するを販売業者は、当該に改め、同条第二項中「又は第三種」を削り、同項に規定するを、当該に、「同項第七号」を「同項第六号」に改め、同条第三項中「又は第三種」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一条を加える。
3 第五條の二第六項の規定に該当する第一種の課税物品に係る物品税については、同項の販売業者等に係る販売場の所在地の所轄税務署長が、その販売等をした日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。
第三十三條中「又は第三種」を削り、「第二十九條第二項第七号」を「第二十九條第二項第六号」に改める。
第三十四條中「又は第三種」を削る。
第三十五條第一項中「小売業者を販売業者」に、「小売業」を「販売業」に改め、同条第二項中「又は第三種」を削り、同条第三項中「小売業者」を「販売業者」に改め、「若しくは第三種」を削り、同条第四項中「又は第三種」を削り、同条第五項中「小売業者」を「販売業者」に改め、「若しくは第三種」を削り、「小売業」を「販売業」に改め、同条第六項中「小売業」を「販売業」に改め、「若しくは第三種」を削り、同条の次に次の一条を加える。
(販売業者証明書の交付等)
第三十五條の二 税務署長は、貴石等(第五條の二第二項に規定する貴石等をいう。以下この条において同じ。)の販売業者からの申請に基づき、その者が当該物品の販売業者であることを証する証明書(以下「販売業者証明書」という。)を交付する。
2 税務署長は、前項の規定による販売業者証明書の交付を受けようとする者が貴石等の販売業者であることが明らかでない場合には、当該販売業者証明書の交付をしないことができる。

3 税務署長は、販売業者証明書を交付する場合には、当該販売業者証明書に一定の有効期限を附することができる。

4 販売業者証明書の交付を受けた者は、貴石等の販売業を廃止した場合及び販売業者証明書の記載された事項に異動を生じた場合には、直ちに、当該販売業者証明書を第一項の税務署長に返さなければならない。
5 販売業者証明書の交付申請手続及び記載事項その他販売業者証明書に關し必要な事項は、政令で定める。
第三十八條第一項中「若しくは第三種」を削り、同条第三項中「又は第三種」を削り、同条第四項中「若しくは第三種」を削る。
第三十九條第一項及び第四十條中「若しくは第三種」を削る。
第四十二條の二中「末日でないこと」の下に「その他これに準ずる特別の事情があること」を加え、「特別の事情がある」を削り、「当該法人が」を「第一種の物品の販売業者又は第二種の物品の製造者が」に、「当該法人に」を「これらの者に」に改める。

第四十三條第一号中「小売業者」を「販売業者」に改め、同条第二号中「又は第三種」を削り、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「又は第三種」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。
四 第五條の二第六項の規定に該当する第一種の課税物品 同項の販売等に係る販売場 第四十五條第八号中「若しくは第三種」を削り、同号を同条第十号とし、同条第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 偽りその他不正の手段により販売業者証明書の交付を受けた者
六 販売業者証明書を譲り渡し、若しくは貸し

九八八

与えた者又は他の者が交付を受けた販売業者
 証明書を行使して、第五条の二第一項に規定
 する貴石等の販売業者から同項に規定する課
 税貴石等を購入し、若しくは同項各号に掲げ
 る引渡しを受けた者
 第四十六条中第六号を第七号とし、第三号から
 第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次
 の一号を加える。

三 第三十五条の二第四項の規定に違反して販

別表第三号の品目欄及び税率欄を次のように改める。

- 1 室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道用具、香道用具、華道用具、照明器具、びようぶ、つい立て、喫煙用具、身辺用細貨類、化粧用具、メダルその他これに類する収集品、文具類、宝石箱、カクテルシェーカー、食卓用品、携行用の飲料容器及び優勝杯、優勝杯その他これらに類する賞品（貴金属をめぐし、又は張つた製品については、第二種の物品に該当するものを除く。）

一五%

別表第四号及び第五号の税率欄中「二〇%」を「一五%」に改める。

別表第七号の品目欄及び税率欄を次のように改める。

- 1 普通乗用自動車、キャンピングカー及びキャンピングトレーラー（2及び5に掲げるものを除く。）
- 2 小型普通乗用四輪自動車、小型キャンピングカー及び小型キャンピングトレーラー（小型普通乗用四輪自動車及び小型キャンピングカーにあつては、四輪駆動式のもの及び電気を動力源とし、ホイールベースが二七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下のもの並びにその他のものでホイールベースが二七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下で気筒容積が二、〇〇〇立方センチメートル以下のものをいい、小型キャンピングトレーラーにあつては、三輪以上のものでホイールベースが二七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下のもの及びその他のもので長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下のものをいう。）
- 3 自動車用の冷房装置並びにその圧縮機、蒸発器及び凝縮器
- 4 雪上スクーター
- 5 乗用三輪自動車及び二輪自動車

三〇%

一五%
一五%
一〇%
五%

別表第八号の品目欄中「六メートルをこえるもの」を「八メートルをこえるもの」に、「七・五メートルをこえるもの」を「九メートルをこえるもの」に、「7に掲げるもの」を「8に掲げるもの」に改め、

昭和四十八年四月二十五日 参議院会議録第十四号 入場税法の一部を改正する法律案外二件

「デッキゴルフ用のスティック及びバック」及び「闘球盤」を削り、同号の税率欄中「四〇%」を

「三〇%」に改め、同号中

- 6 小型モーターボート（全長が六メートル以下のものをいう。）及び小型ヨット（全長が七・五メートル以下のものをいう。）及びスカル並びにこれらの艇体
- 7 ゴムボート、ファルトボート及びゴムヨットその他これらに類する折りたたみ式の水上演習具類並びに水上スキー、水上自転車及びフライング・ソーサー
- 8 舟艇用の船外機関及び船内外機関

一〇%
一〇%

に

を

- 6 中型モーターボート（全長が五メートルをこえ、八メートル以下のものをいう。）及び中型ヨット（全長が五メートルをこえ、九メートル以下のものをいう。）並びにこれらの艇体（8に掲げるものを除く。）
- 7 小型モーターボート（全長が五メートル以下のものをいう。）及び小型ヨット（全長が五メートル以下のものをいう。）及びスカル並びにこれらの艇体
- 8 ゴムボート、ファルトボート及びゴムヨットその他これらに類する折りたたみ式の水上演習具類並びに水上スキー及び水上自転車
- 9 舟艇用の船外機関及び船内外機関

一五%
一〇%
一〇%
一〇%

改める。
 別表第九号の類別欄中「液体燃料器具類」の下に、並びにこれらの関連製品を加え、同号の品目欄及び税率欄を次のように改める。

- 1 ルームクーラー並びにその圧縮機、蒸発器又は凝縮器を含む室内ユニット及び室外ユニット並びにその冷暖調整器（第七号3に掲げるものを除く。）
- 2 大型冷蔵庫（有効内容積が〇・一七立方メートルをこえるものをいう。）
- 3 多燈型照明器具（懸垂式、天井直付式又は屋内壁面取付式のものに限る。）及びその燈架、グローブ、シェード又はよりらくを含む部分品ユニット並びに電気スタンド
- 4 ストープ及びラジエーター
- 5 電気ふとん、電気座ふとん、電気クッション、電気敷布及び電気掛布
- 6 湯沸かし器、冷水器、レンジ、天火、電波調理器、菓子焼器、ミキサー、果汁しぼり器、コーヒーマシン、粉砕機、アイスクリーム製造器

二〇%
二〇%
二〇%
一五%
一五%
一五%

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号 入場税法の一部を改正する法律案外二件

9	食物洗器及びデイスボーター	一五%
7	電気掃除機、電気洗たく機及び電気脱水機並びに芝生刈込機	一五%
8	小型冷蔵庫(有効内容積が〇・一七立方メートル以下のものをいう。及び温蔵庫)	一五%
9	扇風機及び冷風扇	一五%
別表第一〇号の品目欄及び税率欄を次のように改める。		
1	大型テレビジョン受像機(映像面の最大径が六九センチメートルをこえるブラウン管を使用したものをいう。及びそのブラウン管以下のブラウン管を使用したものをいう。及びそのブラウン管に蓄音機(アンサンブル式の蓄音機用レコード演奏装置を含む。並びに蓄音機用レコードのレコードプレーヤー、レコードプレーヤーユニット及びレコード選択機	二〇%
2	小型テレビジョン受像機(映像面の最大径が六九センチメートル以下のブラウン管を使用したものをいう。及びそのブラウン管に蓄音機(アンサンブル式の蓄音機用レコード演奏装置を含む。並びに蓄音機用レコードのレコードプレーヤー、レコードプレーヤーユニット及びレコード選択機	一五%
3	蓄音機(アンサンブル式の蓄音機用レコード演奏装置を含む。並びに蓄音機用レコードのレコードプレーヤー、レコードプレーヤーユニット及びレコード選択機	一五%
4	ステレオ式の磁気音声再生機(アンサンブル式の磁気音声再生機用レコード演奏装置を含む。及び磁気音声再生機用レコードのプレーヤー	一五%
5	ステレオ式のラジオ受信機及び拡声用増幅器(他の拡声用増幅器に接続してその入力を増幅するための増幅器を含む。10において同じ。で、幅又は高さが九〇センチメートル以上の金属製ケースに収容されたものの以外のもの	一五%
6	複合型スピーカースystem	一五%
7	蓄音機又は磁気音声再生機用のレコード	一五%
8	ラジオ受信機(10に掲げるものを除く。)	一〇%
9	磁気音声再生機及び磁気音声再生機用レコードのプレーヤー	一〇%
10	マイクホン、ラジオ受信機(マイクホンミキサーを有するもの及び幅又は高さが九〇センチメートル以上の金属製ケースに収容されたもので、その出力が二五ワット以上のものに限る。)、拡声用増幅器及びスピーカースystem	五%
別表第一二号の品目欄中、「尺八」を削る。		
別表第一二四号の品目欄中「せん光電球」の下に「その他これに類するせん光電球」を加える。		
別表第一五号の品目欄中「電気マッテ、パイプ、きせる、パイプケース、きせる入れ、たばこ入れ及び、たばこ盆」を削る。		
「3 固型ラムネ、粉末ジュースその他溶解して好飲料に供する固型、粉末及びねり状のもの		
4	炭酸飲料(玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。)	五%
5	コーヒー、ココア、ウーロン茶及びパオチョン茶並びにマテ及びチコリー	五%

3	炭酸飲料(玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。)	五%
4	コーヒー、ココア、ウーロン茶及びパオチョン茶並びにマテ及びチコリー	五%
に改める。		
別表中		
第三種の物品		
一八	マッテ	一、〇〇〇本
1	マッテ	につき一円
を削る。		
附則		
(施行期日)		
第一条 この法律は、公布の日(昭和四十八年四月一日)から施行する。		
(一般的経過措置)		
第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。		
(販売業者証明書制度に係る経過措置)		
第三条 改正後の第五條の二の規定は、昭和四十八年五月三十一日までに行なわれる同条第一項に規定する課税貨物等の同項に規定する販売等については、適用しない。		
(暫定的非課税)		
第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。から昭和四十八年九月三十日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次に掲げる物品については、物品税を課さない。		
一 改正後の別表(以下「新別表」という。第二種第七号1及び2に掲げる物品のうち、キャンピングカー及びキャンピングトレーラー並びに小型キャンピングカー及び小型キャンピングトレーラー		
二 新別表第二種第七号4に掲げる物品		
三 新別表第二種第九号1に掲げる物品のうち、ルームクリーターの圧縮機、蒸発器又は凝縮器を含む室内ユニット及び室外ユニット並びにその冷暖調整器並びにこれらの物品からなるルームクリーター		
四 新別表第二種第九号3に掲げる物品のうち、天井直付式又は屋内壁面取付式の多燈型照明器具及びその燈架、グローブ、シェード又はよりくを含む部分品ユニット		
五 新別表第二種第九号6に掲げる物品のうち、電波調理器		
六 新別表第二種第一〇号4及び9に掲げる物品のうち、改正前の別表(以下「旧別表」という。第二種第一〇号4、8又は9に掲げる物品のいずれにも該当しないもの		
七 新別表第二種第一〇号7に掲げる物品のうち、磁気音声再生機用のレコード		
(税率の暫定的軽減)		
第五条 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに課されるべき物品税の税率は、新別表又は他の法律の規定にかかわらず、それぞれ次の表の税率欄に掲げる税率とする。		

物 品 名	期 間	税 率
1 前条第一号に掲げる物品で、新別表第二種第七号1に掲げる物品に該当するもの	昭和四十八年一月一日から昭和四十九年九月三〇日まで	一〇%
2 前条第一号に掲げる物品で、新別表第二種第七号2に掲げる物品に該当するもの	昭和四十八年一月一日から昭和四十九年九月三〇日まで	五%
3 前条第五号に掲げる物品		
4 前条第六号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号4に掲げる物品に該当するもの（自動車用のものを除く。）	昭和四十九年一月一日から昭和五〇年九月三〇日まで	一〇%
5 附則第十条第二項第二号イの物品		
6 前条第二号に掲げる物品	昭和四十八年一月一日から昭和四十九年九月三〇日まで	五%
7 前条第六号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号9に掲げる物品に該当するもの		
8 附則第十条第二項第二号ロの物品		
9 前条第三号に掲げる物品	昭和四十八年一月一日から昭和五〇年九月三〇日まで	一〇%
	昭和五〇年一月一日から昭和五一年九月三〇日まで	一五%
10 前条第四号に掲げる物品	昭和四十八年一月一日から昭和四十九年九月三〇日まで	一〇%
	昭和四十九年一月一日から昭和五〇年九月三〇日まで	一五%
11 前条第六号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号4に掲げる物品に該当するもの（自動車用のものに限定する。）	昭和四十八年一月一日から昭和五〇年九月三〇日まで	五%
12 前条第七号に掲げる物品	昭和五〇年一月一日から昭和五一年九月三〇日まで	一〇%
13 新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号8に掲げる物品に該当するもの	施行日から昭和五〇年九月三〇日まで	一〇%

昭和四十八年四月二十五日 参議院会議録第十四号 入場税法の一部を改正する法律案外二件

14 新別表第二種第一〇号5に掲げる物品のうち、ラジオチューナー		
15 新別表第二種第一〇号9に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号9に掲げる物品に該当するもの	施行日から昭和四十九年九月三〇日まで	五%

(免税引取り等に係る経過措置)

第六条 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて施行日前に第一種の物品の小売業者が小売をし、若しくは保税地域から引き取られた旧別表第一種の物品又は当該免除を受けて施行日前にその製造に係る製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた旧別表第二種の物品（次条第三項各号に掲げる物品を除く。）について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における物品税の税率については、なお従前の例による。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
物品税法第十八条第一項	同法第十八条第八項
物品税法第二十三條第一項	同法第二十三條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項において準用する関税法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第一百一十一号）第九条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）第三条第二項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七條(日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律第四條において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條

(輕減税率適用物品等の免稅移出に係る経過措置)

第七條 附則第五條の表の物品名稱に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されるもので、物品税法第十七條第三項(同法第十九條第三項、第二十二條第三項及び第二十六條第三項において準用する場合を含む。)(又は租稅特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十八條の二第三項(同法第八十八條の五第三項において準用する場合を含む。))の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限がその移出に係る日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に到来するものに限る。)(について、当該期限までにこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、当該期限の日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとした場合に適用される税率とする。

2 附則第五條の表の物品名稱に掲げる物品のうち、前條の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて附則第五條の表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律第八條(日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律第四條において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第二條

場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて、その移出又は引き取りに係る日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に前條の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれその該当することとなつた日に当該物品をその製造に係る製造場から移出し、又は保税地域から引き取つたものとした場合に適用される税率とする。

3 前二項の規定は、次に掲げる物品で、施行日前にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものについて準用する。この場合において、第一項中「その移出に係る日の属する当該期間の終了の日の翌日」とあり、又は前項中「その移出又は引き取りに係る日の属する当該期間の終了の日の翌日」とあるのは、第一号に掲げる物品については「附則第五條の表の期間欄に掲げる当該物品に係る期間の終了の日の翌日」と、第二号に掲げる物品については「施行日」と、それぞれ読み替へるものとする。

一 附則第五條の表の物品名稱13から15までに掲げる物品

二 旧別表第二種第八号6に掲げる物品で、新別表第二種第八号6に掲げる物品に該当するもの

(輸出免稅を受けた輕減税率適用物品等の用途外使用に係る経過措置)

第八條 附則第五條の表の物品名稱に掲げる物品のうち、次の各号に掲げるもので同表の期間欄に掲げる期間内に購入され、又は引き取られたものについて、その購入され又は引き取られた日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に当該各号に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれその該当することとなつた日に当該物品をその製造に係る製造場から移出し、又は保税地域から引き取つたものとした場合に適用される税率とする。

一 物品税法第二十條第六項に規定する輸出品販賣場において同条第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入された課稅物品 同条第三項本文又は第五項本文

二 物品税法第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十四條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(の規定の適用を受けて購入され、又は引き取られた課稅物品 同法第二十二條第六項(同法第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。))

三 租稅特別措置法第八十八條の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された課稅物品 同条第五項において準用する物品税法第二十條第三項本文又は第五項本文

四 租稅特別措置法第八十八條の五第一項に規定する出品者等によつて同項に規定する方法により購入された課稅物品 同条第五項本文

2 前項の規定は、前条第三項各号に掲げる物品

で、施行日前に購入され又は引き取られたものについて準用する。この場合において、前項中「その購入され又は引き取られた日の属する当該期間の終了の日の翌日」とあるのは、同条第三項第一号に掲げる物品については「附則第五條の表の期間欄に掲げる当該物品に係る期間の終了の日の翌日」と、同項第二号に掲げる物品については「施行日」と、それぞれ読み替へるものとする。

(もどし入れに係る経過措置)

第九條 改正後の第二十八條第三項及び第五項の規定は、施行日以後に同条第三項の廃棄がされた第二種課稅物品について適用する。

(營業開廢申告に係る経過措置)

第十條 施行日前から引き続いて第一号に掲げる物品の販賣業を営む者(当該物品で課稅物品に該当するものを小売しない者を除く。)(及び施行日前から引き続いて第二号又は第三号に掲げる物品で課稅物品に該当するものの製造をする者は、施行日から一月以内に、その販賣場又は製造場の位置その他政令で定める事項を当該販賣場又は製造場の所在地の所轄稅務署長に書面で申告しなければならぬ。

一 新別表第一種第三号1に掲げる物品のうち、貴金屬製又は金若しくは白金を用いたメダルその他これに類する取集品

二 新別表第二種第九号8に掲げる物品のうち、懸垂式の多燈型照燈器具の燈架、グロープ、シェード又はよりらくを含む部分ユニット

三 新別表第二種第二二号6に掲げる物品のうち、せん光電球に類するせん光体

2 昭和四十八年十月一日前から引き続き次に掲げる物品の製造をする者は、同日から一月以内に前項に規定する事項を当該製造場の所在地の所轄稅務署長に書面で申告しなければならぬ。

一 附則第四條各号に掲げる物品で、課稅物品

に該当するもの

二 次に掲げる物品のうち、物品税法第九条の規定に基づき特殊な性状、構造又は機能を有することにより物品税を課さないこととされているもので、昭和四十八年十月一日から新たに課税物品に該当することとなるもの

イ 新別表第二種第九号に掲げる物品のうち湯沸かし器、天火及び食器洗器並びに同号8に掲げる物品のうち小型冷蔵庫

ロ 新別表第二種第一四号3に掲げる物品のうち、時計及びムーブメント

3 施行日前から引き続き物品税法第七条第一項の委託又は指示をすることにより、同項の規定により第一項第二号又は第三号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、施行日から一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他法令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

4 昭和四十八年十月一日前から引き続き物品税法第七条第一項の委託又は指示をすることにより、同項の規定により第二項各号に掲げる物品の製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、前項に規定する事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

5 第一項若しくは第三項の規定による申告をした者又は第二項若しくは前項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日又は昭和四十八年十月一日において物品税法第三十五条第一項前段、第二項前段又は第四項の規定による申告をした者とみなす。

6 第一項又は第三項及び物品税法第四十六条第二号の規定は、第一項又は第三項に規定する者で施行日から一月以内に第一項の販売業者若しくは製造を廃止し、又は第三項の行為をしないこととなるものについて、第二項又は第四項及び同条第二号の規定は、第二項又は第四項に規定する者で昭和四十八年十月一日から一月以内に第二項の製造を廃止し、又は第四項の行為をしないこととなるものについて、それぞれ適用しない。

（手持品課税）
第十一条 次の表の物品名欄に掲げる物品（課税物品に該当するものに限り。以下この条において同じ。）を、同表の期日欄に掲げる日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所（第五項の規定により製造場とみなされる場所を含む。）で販売のため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所所持する場合に於いて、その合計数量）がそれぞれ同表の数量欄に掲げる数量以上であるときは、当該物品（同項の確認を受けて所持するものを除く。）については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、その日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとみなして、同表の税率欄に掲げる税率により物品税を課する。ただし、他の法律に別段の定めがあることにより、当該物品のその製造に係る製造場からの移出につき課されるべき物品税の税率が同表の期日欄に掲げる日とその前日とにおいて同一である場合には、この限りでない。

物 品 名	期 日	数 量	税 率
附則第四条第一号に掲げる物品で、 新別表第二種第七号1に掲げる物品	昭和四十八年一月一日 昭和四十九年一月一日	一〇個 一〇個	一〇％ 一〇％

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号 入場税法の一部を改正する法律案外一件

に該当するもの	昭和五〇年一月一日	一〇個	一〇％
附則第四条第一号に掲げる物品で、 新別表第二種第七号2に掲げる物品 に該当するもの	昭和四十八年一月一日 昭和四十九年一月一日 昭和五〇年一月一日	二〇個 二〇個 二〇個	五％ 五％ 五％
附則第四条第二号に掲げる物品	昭和四十八年一月一日 昭和四十九年一月一日	五〇個 五〇個	五％ 五％
附則第四条第三号に掲げる物品	昭和四十八年一月一日 昭和四十九年一月一日 昭和五〇年一月一日	一〇〇個 一〇〇個 一〇〇個	一〇％ 一〇％ 一〇％
附則第四条第四号に掲げる物品	昭和五〇年一月一日 昭和五一年一月一日	一〇〇個 一〇〇個	五％ 五％
附則第四条第五号に掲げる物品	昭和四十八年一月一日 昭和四十九年一月一日 昭和五〇年一月一日	二〇〇個 二〇〇個 二〇〇個	五％ 五％ 五％
附則第四条第六号に掲げる物品で、 新別表第二種第一〇号4に掲げる物 品に該当するもの（自動車用のもの に限る。）	昭和四十八年一月一日 昭和四十九年一月一日 昭和五〇年一月一日 昭和五一年一月一日	二〇〇個 二〇〇個 二〇〇個 二〇〇個	五％ 五％ 五％ 五％
附則第四条第六号に掲げる物品で、 新別表第二種第一〇号4に掲げる物 品に該当するもの（自動車用のもの を除く。）	昭和四十八年一月一日 昭和四十九年一月一日 昭和五〇年一月一日	二〇〇個 二〇〇個 二〇〇個	五％ 五％ 五％
附則第四条第六号に掲げる物品で、 新別表第二種第一〇号9に掲げる物 品に該当するもの	昭和四十八年一月一日 昭和四十九年一月一日	二〇〇個 二〇〇個	五％ 五％
附則第四条第七号に掲げる物品	昭和四十八年一月一日 昭和五〇年一月一日 昭和五一年一月一日	一〇、〇〇〇個 一〇、〇〇〇個 一〇、〇〇〇個	五％ 五％ 五％

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号 入場税法の一部を改正する法律案外二件

前条第二項第二号イの湯沸かし器	昭和四十八年一月一日	二〇〇個	五%
前条第二項第二号イの天火	昭和四十九年一月一日	二〇〇個	五%
前条第二項第二号イの食器洗器	昭和四十八年一月一日	一〇〇個	五%
前条第二項第二号イの小型冷蔵庫	昭和四十九年一月一日	一〇〇個	五%
前条第二項第二号ロの物品	昭和四十八年一月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号に掲げる物品に該当するもの	昭和四十九年一月一日	二〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号に掲げる物品のうち、ラジオチューナー	昭和五〇年一月一日	二〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号に掲げる物品に該当するもの	昭和四十九年一月一日	二〇〇個	五%

2 前項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品に係る物品税額の合計額をそれぞれその該当することとなつた日の属する月の翌月の一日から五月内の各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

3 第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに当該物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該物品が同項の規定により製造場から移出されたものとみなされた日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長

に提出しなければならない。

4 第一項の表の物品名欄に掲げる物品で同項の規定による物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場にもどし入れられた場合（物品税法第二十八条第三項の廃棄がされた場合を含む。）において、当該物品の製造者（第一項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額は、同条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額にあわせて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

5 第一項に規定する者が、政令で定めるところにより、その所持する物品が輸出する目的その他政令で定める目的に充てるべきものであることにつき当該物品の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長の確認を受けた場合には、当該確認に係る物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、当該物品の貯蔵場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

（第三種の物品に係る経過措置）
第十二条 昭和四十九年九月一日前に、その製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる旧別表第三種第一八号に掲げる物品については、改正前の物品税法の規定及び附則第十五条の規定による改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の規定は、なおその効力を有する。

（罰則に係る経過措置）
第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対

する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国税定率法の一部改正）

第十四条 関税定率法の一部を次のように改正する。

別表の附表簡易税率表第七号を同表第八号とし、同表第六号の品名欄(3)中「第四号を」と第五号に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号を同表第六号とし、同表第四号中「獵銃」を削り、「五〇％」を「四〇％」に改め、「第九三・〇四号の一」を削り、同号を同表第五号とし、同表第三号の次に次の一号を加える。

四 獵銃	五〇％	第九三・〇四号の一
------	-----	-----------

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）
第十五条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「若しくは第三種」を削る。

（租税特別措置法の一部改正）
第十六条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八十八条の二第二項中「同項に規定する」を「当該申告書の提出」に改め、「当該物品の移出に関する明細書及び」を削り、同条第五項中「第四十三条第六号」を「第四十三条第七号」に改める。

（国税通則法の一部改正）
第十七条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第六号中「小売業者」を「販売業者」に改める。

審査報告書
農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の

償還に関する特別措置法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年四月二十四日

大蔵委員長 藤田 正明

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における国際収支の状況にかんがみ、対外経済関係の調整に資するため、農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の繰上償還を行なうことに伴い必要となる借入金等を産業投資特別会計の負担においてすることができるとする等の措置を講じようとするものである。あつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴い、昭和四十八年度産業投資特別会計予算の歳出に、米国対日援助債務処理費として約三百二十六億円が、また、国債整理基金特別会計への繰入としてそのうち約二百十三億円が計上されている。

なお、繰上償還に伴い、歳入に資金運用部資金から借入金として三百五十億円が計上されている。

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年四月十九日

衆議院議長 中村 梅吉

参議院議長 河野 謙三殿

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の

昭和四十八年四月二十五日 参議院会議録第十四号

償還に関する特別措置法案

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、最近における国際収支の状況にかんがみ、対外経済関係の調整に資するため、農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金及び日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づく債務（以下「借入外貨資金等」という。）で、履行期限の到来していないものを当該期限を繰り上げて償還することにより必要となる特別措置を定めるものとする。

(借入金)

第二条 政府は、昭和四十八年度において、履行期限の到来していない借入外貨資金等を当該期限を繰り上げて償還するため必要があるときは、三百五十億円を限り、予算で定めるところにより、産業投資特別会計の負担において、借入金をすることができ、

2 政府は、昭和四十九年度において、前項の規定による借入金の償還金及び利子を支弁するため必要があるときは、三百五十億円から百十億円を控除した金額を限り、予算で定めるところにより、産業投資特別会計の負担において、借入金をすることができ、

3 政府は、昭和五十年年度において、前項の規定による借入金の償還金及び利子を支弁するため必要があるときは、三百五十億円から百十億円と百二十億円の合算額を控除した金額を限り、予算で定めるところにより、産業投資特別会計の負担において、借入金をすることができ、

4 前三項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

入場税法の一部を改正する法律案外二件

(産業投資特別会計の歳入歳出等)

第三条 前条第一項から第三項までの規定による借入金は、それぞれその借入れをした年度における産業投資特別会計の歳入とし、当該借入金の償還金及び利子は、それぞれその支出をした年度における同会計の歳出とする。

2 前条第一項から第三項までの規定による借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、産業投資特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔藤田正明君登壇、拍手〕

○藤田正明君 ただいま議題となりました三法律案について申し上げます。

まず、入場税法の一部を改正する法律案及び物品税法の一部を改正する法律案は、今次税制改正の一環として、最近における入場税負担の実情並びに物品税の課税物品の消費態様、取り引き状況等に照らし、入場税、物品税の負担を軽減、合理化しようとするものであります。すなわち、入場税法の一部改正案は、催しものの種類、入場料金の高低にかかわらず、一律一〇％となつて現行税率を、映画千円以下、演劇、音楽等二千円以下の入場料金の場合、それぞれ五％に引き下げるほか、入場税の非課税範囲の拡大、特別入場券の検印制度の簡素化等、所要の規定の整備を行なうとするものであります。

また、物品税法の一部改正案は、製造課税で四〇％の税率が適用されている大型モーターボート等の税率を三〇％に、小売り課税で二〇％になつてゐる貴石、貴金属製品等の税率を一五％に引き下げる等の改正を行なうとともに、マッチ、固型ラムネ等に対する課税を廃止し、新たに現行課税物品との負担均衡をはかるため、セパレート型ルームクーラー、電波調理器、貴金属メダル等を課税の対象とするほか、販売業者証明書制度の創

設、小規模納税申告書の提出期限の特例の新設等、所要の規定の整備を行なうとするものであります。

なお二案に対し、衆議院において、施行期日を公布の日の翌日に改める等の修正が行なわれております。

委員会におきましては、二案に対し、参考人より意見を聴取するとともに、入場税及び物品税の基本的性格、文化の向上、社会教育の普及を目的とした催しものに対する入場税のあり方、物品税率引き下げ等の効果が商品価格に反映しがたい理由等の諸問題について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、二案を順次採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、入場税法の一部改正案に対し、全会一致をもつて附帯決議が附されましたが、その内容は、「政府は、文化の向上、社会教育の充実に資すると認められる種類の催物について、今後とも入場税を減免するよう配慮すべきである。」「政府は、最近における競馬、競輪等の実情等にかえりみ、福祉対策の充実を図るため、ギャンブルに対する税負担を強化する方向で、その具体化に努めるべきである。」「旨のものであります。

次に、農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、最近における国際収支の状況にかんがみ、対外経済関係の調整に資するため、農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金及び日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づく債務を、昭和四十八年度に繰り上げて一括償還することとし、産業投資

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

三九六

特別会計において、これに伴い必要となる借り入れ金をすることができるとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、一括返済にかかわる資金調達のあり方、ガリオア援助の債務性、余農資金の使途等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三二君) これより採決をいたします。

まず、入場税法の一部を改正する法律案及び農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三二君) 過半数と認めます。よって、両案は可決されました。

○副議長(森八三二君) 次に、物品税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三二君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○副議長(森八三二君) 日程第九 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高田浩運君。

審査報告書

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年四月二十四日

参議院議長 河野 謙三殿

内閣委員長 高田 浩運

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行については宿泊料の定額を平均約四十％、日当、食卓料および移転料の定額を平均約三十％引き上げるとともに、外国旅行についても、日当、宿泊料の定額を平均約二十％、移転料の定額を約三十％引き上げようとするもの等であつて、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法律施行に要する経費は、昭和四十八年度において一般会計六十三億七千三百万円、特別会計三十二億四千六百万円である。

附帯決議

政府は、本法の施行に際し、次の点について留意すべきである。

一、旅費の定額については、実費弁償を建前とするにかんがみ、等級区分の縮少等制度の合理化を図ること。

一、旅費の実態調査については、物価、公共料金等社会経済情勢の推移に即応して時期を失することなく実施するとともに、出張態様等を含めてその方法についても再検討すること。

一、教員の旅費の支給については、従来多年の慣行により打ち切り旅費が支給されている実情にか

んがみ、今後正規の旅費が支給されるよう改めること。

右決議する。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決

した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年四月十九日

衆議院議長 中村 梅吉

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「動続二年以上の」を削り、同条第七項中「事故に因り」を「事故又は天災その他大蔵大臣が定める事情により」に改める。

第十九条第一項中「別表第一の定額による」を「一キロメートルにつき十一円とする」に改める。

別表第一の一中「車賃」を削り、表の部分を次のように改める。

区 分	日当(一日につき)	宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)
		甲 地方	乙 地方	
内閣総理大臣等	一、七〇〇円	八、九〇〇円	八、〇〇〇円	一、七〇〇円
内閣総理大臣及び最高裁判所長官	一、五〇〇円	七、四〇〇円	六、七〇〇円	一、五〇〇円
その他の者	一、三〇〇円	六、五〇〇円	五、九〇〇円	一、三〇〇円
指定職の職務又は一等級の職務にある者	一、三〇〇円	六、五〇〇円	五、九〇〇円	一、三〇〇円
二等級の職務にある者	一、一〇〇円	五、六〇〇円	五、〇〇〇円	一、一〇〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者	九〇〇円	四、六〇〇円	四、一〇〇円	九〇〇円
六等級以下の職務にある者	七五〇円	三、七〇〇円	三、三〇〇円	七五〇円

別表第一の二中表の部分を次のように改める。

区 分	内閣総理大臣及び最高裁判所長官		その他の者		指定職の職務にある者		一等級の職務にある者		二等級の職務にある者		三等級の職務にある者		四等級の職務にある者		五等級以下の職務にある者																	
	鉄道五十キロメートル未満	鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満	鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	鉄道二千キロメートル以上	五九、二〇〇円	六三、五〇〇円	六九、八〇〇円	七四、〇〇〇円	八〇、七〇〇円	八五、六〇〇円	八九、九〇〇円	九三、三〇〇円	九八、五〇〇円	一〇七、七〇〇円	一一八、五〇〇円	一二四、三〇〇円	一三三、八〇〇円	一四三、七〇〇円	一五四、七〇〇円	一六五、八〇〇円	一七六、一〇〇円	一八二、一〇〇円	一九二、一〇〇円	二〇八、一〇〇円	二二四、一〇〇円	二四〇、二〇〇円	二六四、二〇〇円	二八〇、二〇〇円
内閣総理大臣等	四二、三〇〇円	四八、九〇〇円	五九、九〇〇円	七一、八〇〇円	九五、六〇〇円	一一〇、五〇〇円	一二七、三〇〇円	一六〇、一〇〇円	五五、〇〇〇円	六三、六〇〇円	六九、八〇〇円	七四、〇〇〇円	八〇、七〇〇円	八五、六〇〇円	八九、九〇〇円	九三、三〇〇円	九八、五〇〇円	一〇七、七〇〇円	一一八、五〇〇円	一二四、三〇〇円	一三三、八〇〇円	一四三、七〇〇円	一五四、七〇〇円	一六五、八〇〇円	一七六、一〇〇円	一八二、一〇〇円	一九二、一〇〇円	二〇八、一〇〇円	二二四、一〇〇円	二四〇、二〇〇円	二六四、二〇〇円	二八〇、二〇〇円
指定職の職務にある者	六三、五〇〇円	七三、四〇〇円	八九、九〇〇円	一〇七、七〇〇円	一四三、四〇〇円	一六五、八〇〇円	一九一、〇〇〇円	二四〇、二〇〇円	五九、二〇〇円	六八、五〇〇円	七三、四〇〇円	八〇、七〇〇円	八五、六〇〇円	九〇、七〇〇円	九八、八〇〇円	一〇四、八〇〇円	一一四、七〇〇円	一二五、七〇〇円	一三三、八〇〇円	一四三、七〇〇円	一五四、七〇〇円	一六五、八〇〇円	一七六、一〇〇円	一八二、一〇〇円	一九二、一〇〇円	二〇八、一〇〇円	二二四、一〇〇円	二四〇、二〇〇円	二六四、二〇〇円	二八〇、二〇〇円	三〇〇、三〇〇円	
一等級の職務にある者	五九、二〇〇円	六八、五〇〇円	八三、九〇〇円	一〇〇、五〇〇円	一二三、八〇〇円	一五四、七〇〇円	一七八、二〇〇円	二二四、一〇〇円	五五、〇〇〇円	六三、六〇〇円	七三、四〇〇円	八〇、七〇〇円	八五、六〇〇円	九〇、七〇〇円	九八、八〇〇円	一〇四、八〇〇円	一一四、七〇〇円	一二五、七〇〇円	一三三、八〇〇円	一四三、七〇〇円	一五四、七〇〇円	一六五、八〇〇円	一七六、一〇〇円	一八二、一〇〇円	一九二、一〇〇円	二〇八、一〇〇円	二二四、一〇〇円	二四〇、二〇〇円	二六四、二〇〇円	二八〇、二〇〇円	三〇〇、三〇〇円	
二等級の職務にある者	五五、〇〇〇円	六三、六〇〇円	七七、九〇〇円	九三、三〇〇円	一二四、三〇〇円	一四三、七〇〇円	一六五、八〇〇円	二〇八、一〇〇円	五〇、八〇〇円	五八、七〇〇円	六八、五〇〇円	七四、〇〇〇円	八〇、七〇〇円	八五、六〇〇円	九〇、七〇〇円	九八、八〇〇円	一〇四、八〇〇円	一一四、七〇〇円	一二五、七〇〇円	一三三、八〇〇円	一四三、七〇〇円	一五四、七〇〇円	一六五、八〇〇円	一七六、一〇〇円	一八二、一〇〇円	一九二、一〇〇円	二〇八、一〇〇円	二二四、一〇〇円	二四〇、二〇〇円	二六四、二〇〇円	二八〇、二〇〇円	
三等級の職務にある者	五〇、八〇〇円	五八、七〇〇円	七一、九〇〇円	八六、二〇〇円	一一四、七〇〇円	一二三、六〇〇円	一五二、八〇〇円	一九二、一〇〇円	四六、五〇〇円	五三、八〇〇円	六五、九〇〇円	七九、〇〇〇円	八五、六〇〇円	九〇、七〇〇円	九八、八〇〇円	一〇四、八〇〇円	一一四、七〇〇円	一二五、七〇〇円	一三三、八〇〇円	一四三、七〇〇円	一五四、七〇〇円	一六五、八〇〇円	一七六、一〇〇円	一八二、一〇〇円	一九二、一〇〇円	二〇八、一〇〇円	二二四、一〇〇円	二四〇、二〇〇円	二六四、二〇〇円	二八〇、二〇〇円	三〇〇、三〇〇円	
四等級の職務にある者	四六、五〇〇円	五三、八〇〇円	六五、九〇〇円	七九、〇〇〇円	一〇五、二〇〇円	一二一、六〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一七六、一〇〇円	四二、三〇〇円	四八、九〇〇円	五九、九〇〇円	七一、八〇〇円	八五、六〇〇円	九〇、七〇〇円	九八、八〇〇円	一〇四、八〇〇円	一一四、七〇〇円	一二五、七〇〇円	一三三、八〇〇円	一四三、七〇〇円	一五四、七〇〇円	一六五、八〇〇円	一七六、一〇〇円	一八二、一〇〇円	一九二、一〇〇円	二〇八、一〇〇円	二二四、一〇〇円	二四〇、二〇〇円	二六四、二〇〇円	二八〇、二〇〇円	三〇〇、三〇〇円	
五等級以下の職務にある者	四二、三〇〇円	四八、九〇〇円	五九、九〇〇円	七一、八〇〇円	九五、六〇〇円	一一〇、五〇〇円	一二七、三〇〇円	一六〇、一〇〇円	四二、三〇〇円	四八、九〇〇円	五九、九〇〇円	七一、八〇〇円	八五、六〇〇円	九〇、七〇〇円	九八、八〇〇円	一〇四、八〇〇円	一一四、七〇〇円	一二五、七〇〇円	一三三、八〇〇円	一四三、七〇〇円	一五四、七〇〇円	一六五、八〇〇円	一七六、一〇〇円	一八二、一〇〇円	一九二、一〇〇円	二〇八、一〇〇円	二二四、一〇〇円	二四〇、二〇〇円	二六四、二〇〇円	二八〇、二〇〇円	三〇〇、三〇〇円	

別表第二の一中表の部分を次のように改める。

区 分	日 当 (一日につき)			宿 泊 料 (一夜につき)				
	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方		
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	六、二〇〇円	五、四〇〇円	五、二〇〇円	一九、二〇〇円	一六、七〇〇円	一六、〇〇〇円	食卓料(一夜につき)
	國務大臣等及び特命全權大使	五、一〇〇円	四、四〇〇円	四、二〇〇円	一五、五〇〇円	一三、五〇〇円	一二、九〇〇円	
	その他の者	四、六〇〇円	四、〇〇〇円	三、八〇〇円	一四、〇〇〇円	一二、二〇〇円	一一、七〇〇円	
	指定職の職務又は一等級の職務にある者	三、八〇〇円	三、三〇〇円	三、二〇〇円	一二、二〇〇円	一〇、六〇〇円	一〇、一〇〇円	
二等級の職務にある者	三、三〇〇円	二、九〇〇円	二、八〇〇円	一〇、三〇〇円	九、〇〇〇円	八、六〇〇円	四、〇〇〇円	
三等級以下五等級以上の職務にある者	二、九〇〇円	二、五〇〇円	二、四〇〇円	九、一〇〇円	七、九〇〇円	七、五〇〇円	三、五〇〇円	

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

三九八

六等級以下の職務にある者

二、五〇〇円

二、二〇〇円

二、一〇〇円

七、八〇〇円

六、八〇〇円

六、五〇〇円

三、〇〇〇円

別表第二の一の備考二中「いい」の下に、「指定都市とは、乙地方以外の地域(本邦を除く。以下同じ。)のうち大蔵省令で定める都市の地域をいい」を加え、「(本邦を除く。)」を「の」のうち指定都市以外の地域を」に改め、同表の一の備考三中「出発又は到着の日」を「外国を出発した日及び外国に到着した日」に改める。

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

区 分	内閣総理大臣等		指定職の職務にある者	一等級の職務にある者	二等級の職務にある者	三等級の職務にある者	四等級の職務にある者	五等級以下の職務にある者	鉄道百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上五百キロメートル未満	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	鉄道千キロメートル以上五千キロメートル未満	鉄道五千キロメートル以上一萬キロメートル未満	鉄道一萬キロメートル以上一萬五千キロメートル未満	鉄道一萬五千キロメートル以上二萬キロメートル未満	鉄道二萬キロメートル以上
	特命全權大使	その他の者														
内閣総理大臣等	二、三〇〇円	一〇、一〇〇円	八、〇〇〇円	五、三〇〇円	五、八〇〇円	六、三〇〇円	五、一〇〇円	五、〇〇〇円	二、一〇〇円	二、六〇〇円	二、一〇〇円	二、三〇〇円	二、四〇〇円	二、五〇〇円	二、六〇〇円	二、七〇〇円
指定職の職務にある者	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	二、一〇〇円	二、六〇〇円	二、一〇〇円	二、三〇〇円	二、四〇〇円	二、五〇〇円	二、六〇〇円	二、七〇〇円
一等級の職務にある者	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	二、一〇〇円	二、六〇〇円	二、一〇〇円	二、三〇〇円	二、四〇〇円	二、五〇〇円	二、六〇〇円	二、七〇〇円
二等級の職務にある者	五、八〇〇円	五、八〇〇円	五、八〇〇円	五、八〇〇円	五、八〇〇円	五、八〇〇円	五、八〇〇円	五、八〇〇円	二、一〇〇円	二、六〇〇円	二、一〇〇円	二、三〇〇円	二、四〇〇円	二、五〇〇円	二、六〇〇円	二、七〇〇円
三等級の職務にある者	六、三〇〇円	六、三〇〇円	六、三〇〇円	六、三〇〇円	六、三〇〇円	六、三〇〇円	六、三〇〇円	六、三〇〇円	二、一〇〇円	二、六〇〇円	二、一〇〇円	二、三〇〇円	二、四〇〇円	二、五〇〇円	二、六〇〇円	二、七〇〇円
四等級の職務にある者	五、一〇〇円	五、一〇〇円	五、一〇〇円	五、一〇〇円	五、一〇〇円	五、一〇〇円	五、一〇〇円	五、一〇〇円	二、一〇〇円	二、六〇〇円	二、一〇〇円	二、三〇〇円	二、四〇〇円	二、五〇〇円	二、六〇〇円	二、七〇〇円
五等級以下の職務にある者	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	二、一〇〇円	二、六〇〇円	二、一〇〇円	二、三〇〇円	二、四〇〇円	二、五〇〇円	二、六〇〇円	二、七〇〇円

別表第二の三の表死亡手当の欄中「四八〇、〇〇〇円」を「九六〇、〇〇〇円」に、「四四〇、〇〇〇円」を「八八〇、〇〇〇円」に、「四〇〇、〇〇〇円」を「八〇〇、〇〇〇円」に、「三三〇、〇〇〇円」を「六六〇、〇〇〇円」に、「二九〇、〇〇〇円」を「五八〇、〇〇〇円」に、「二六〇、〇〇〇円」を「五二〇、〇〇〇円」に、「二四五、〇〇〇円」を「四九〇、〇〇〇円」に、「二三〇、〇〇〇円」を「四六〇、〇〇〇円」に、「二二〇、〇〇〇円」を「四〇〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

公布の日

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完了する旅行死亡手当については、同日以後の死亡)について適用し、同日前に完了した旅行(死亡手当については、同日以前の死亡)については、なお従前の例によ

る。

3 新法第十九条第一項の規定並びに別表第一の一及び別表第二の一の規定(着後手当に係る部分を除く。)は、施行日以後に出発する旅行及び同日以前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

〔高田浩運君登壇、拍手〕

○高田浩運君 ただいま議題となりました国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における実情等にかんがみ、国家公務員等の内国及び外国の旅行における日当、宿泊料、移動料等の定額について改善をはかりとするものであります。

なお、衆議院において施行期日及び適用期日について修正が行なわれております。委員会における質疑の詳細は会議録に譲りたい。

と存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、本法案に対し、旅費の定額の等級区分の縮小等合理化、旅費の実態調査の時期、方法の再検討、教員に対する正規の旅費支給の三項目を内容とする五党共同提案による附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長(森八三君)　これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○副議長（森八三一君） 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長（森八三二君）この際、日程に追加し
て、

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(森八三一君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員
長久次米健太郎君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

地方税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

昭和四十八年四月二十四日

衆議院議長 中村 梅吉

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び——は衆議院修正)

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の
一部を次のように改正する。

目次中「第六百六十八條」を「第五百八十四條」に、「第八節 市町村法定外普通税(第六百六十九

「第八節 特別土地
第一款 通則(第
第二款 課税標
第三款 申告納
第四款 第三

第九節 特別土地
第八節 通則(第
第七節 課稅標
第六節 申告納
第五節 督促及
第四節 犯則取
第三節 市町村
第二節 市町村
第一節 市町村

五百八十五條（第五百九十二條）
 準及び税率（第五百九十三條（第五百九十七條）
 付並びに更正及び決定等（第五百九十八條（第六

縮(第六百六十一条、第六百六十五条)
定外普通税(第六百六十九条、第六百九十八条の

百十条)に改める。

第五条第二項に次の一号を加える。

八 特別土地保有税

第十七条の五第三項中「分割基準の修正に基づくものに限る。」の下に、「特別土地保有税に係る更正、決定若しくは加算金の決定」を加える。

第二十三條第一項第十一号中「扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、」を削り、イ及びロを次のように改める。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかで

ない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

口イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、合計所得金額が百五十万円以下であるもの

第二十四条の五第一項第三号中「三十八万円」を「四十三万円」に改める。

第三十四条第一項第六号中「十万円」を「十二万円」に、「十二万円」を「十四万円」に改め、同項第

七号から第九号までの規定中「十万円」を「十二万円」に改め、同項第十号中「十四万円」を「十五万円」に改め、

円〔その者が老人扶養親族（扶養親族のうち、年齢

七十歳以上の者で障害者に該当しないものをいう。

第三項及び第五項において同じ。）である場合に

は、十四万円」に改め、同条第二項中「十五万円」を「十六万円」に改め、同条第三項中「扶養親族を有する所得割の納税義務者に配偶者が不在の場合」を「所得割の納税義務者に配偶者がなく、かつ、その者が老人扶養親族以外の扶養親族を有する場合」に、「十二万円」を「十四万円」に改め、同条第五項中「若しくは扶養親族」を「若しくは老人扶養親族若しくはその他の扶養親族」に、「第二十三条第一項第十一号」を「第二十三条第一項第十一号イ」に改める。

第五十三條第四項中「当該法人税額を」を当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十三條第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を」に改める。

第七十二条の十四第一項ただし書中「第五十六條（同条第一項に規定する資源開発株式会社等で政令で定めるものに係る部分に限る。）を」（同条第一項の表の第五号から第八号までの上欄に掲げる法人の当該各号の中欄に掲げる特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「第十八条の三、」を削り、「及び第二十一条を」、第二十一条及び第二十八条の六」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第二項中「六十万円」を「八十万円」に改める。

第七十二条の五十九の見出し中「又は所得税」を

四〇〇

第三百十四条の二第一項第六号中「十万円」を「十二万円」に、「十二万円」を「十四万円」に改め、

同項第七号から第九号までの規定中「十万円」を「十二万円」に改め、同項第十号中「十四万円」を「十五万円」に改め、同項第十一号中「十一万円」を「十二万円」(その者が老人扶養親族(扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者で障害者に該当しないもの)をいう。第三項及び第五項において同じ。)である場合には、十四万円)に改め、同条第二項中「十五万円」を「十六万円」に改め、同条第三項中「扶養親族を有する所得割の納税義務者に配偶者

がない場合」を「所得割の納税義務者に配偶者がなく、かつ、その者が老人扶養親族以外の扶養親族を有する場合」に、「十二万円」を「十四万円」に改め、同条第五項中「若しくは扶養親族」を「若しくは

は老人扶養親族若しくはその他の扶養親族」に、「第二百九十二条第一項第十一号」を「第二百九十二条第一項第十一号イ」に改める。

第三百十四条の三第一項の表中「十五万円」を「三十万円」に、「四十万円」を「五十万円」に、「七十万円」を「八十万円」に、「百万円」を「百十万円」

に改める。

第三百二十一条の八第四項中「当該法人税額を」を「当該法人税額（当該法人税額について租税特別

措置法第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額を」に改める。

第三百二十八条の三の表中「十五万円」を「三十万円」に、「四十万円」を「五十万円」に、「七十万円」を「八十万円」に、「百万円」を「百十万円」に改

第三百四十八条第二項第六号の五中「第五号」を「第三号」に改め、同条第四項中「及び中央会」を

「中央会及び水産業協同組合共済会」に改める。
第三百四十九条の第三項中「又は日本国有鉄
道」を、「日本国有鉄道に改め、高架移設の下

に「又は政令で定める車庫の新設若しくは増設」を加え、同条第四項中「又は租税特別措置法第四十

三条第一項の規定の適用を受ける同項の表の第三号に掲げる機械その他の設備を、租税特別措置法第四十四条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する機械その他の設備又は公害の発生を抑制し、若しくは著しく減少させる性能を有する機械その他の生産設備で政令で定めるものに改め、同条第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 本州四国連絡橋公団が所有し、かつ、直接本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)第二十九条第一項第二号に規定する鉄道施設の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第三百四十九条の三第二十一項中「ばい煙」の下に「若しくは産業廃棄物」を加え、同条に次の一項を加える。

25 石油開発公団が所有し、かつ、直接石油開発公団法(昭和四十二年法律第九十九号)第十九条第一項第四号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

第三百四十九条の三の次に次の一条を加える。
(住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例)
第三百四十九条の三の二 もつぱら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供さ

れている土地で政令で定めるもの(前条の規定の適用を受けるものを除く。以下本条及び第三百八十四条において「住宅用地」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第三百四十九条の四第一項中「前二条」を「第三百四十九条の二及び第三百四十九条の三」に改める。

第三百四十九条の五第一項中「前条まで」を「第三百四十九条の三、前条に改める。

第三百五十一条中「八万円」を「十五万円」に、「五万円」を「八万円」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第三百六十四条第三項及び第三百八十一条第六項中「第三百四十九条の三」の下に「又は第三百四十九条の三の二」を加え、「同条各項」を「これらの規定に改める。

第三百八十四条を次のように改める。

第三百八十四条 市町村長は、住宅用地の所有者に、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該年度に係る賦課期日現在における当該住宅用地について、その所在及び面積、その上に存する家屋の床面積及び用途その他固定資産税の賦課徴収に關し必要な事項を申告させることができる。ただし、当該年度の前年度に係る賦課期日における当該住宅用地の所有者が引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該土地の所有者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者に、当該市町村の条例の定めるところによつて、その旨を申告させることができる。

第三百八十五条第一項中「第三百八十三条」を「前二条」に改める。

第三百八十六条中「第三百八十三条」の下に「又は第三百八十四条」を加える。

第三百八十九条第一項中「第三百四十九条の三」の下に「又は第三百四十九条の三の二」を加え、「同条各項」を「これらの規定」に改める。

第四百八十九条第一項第十三号中「焼成りん肥を削り、同項第十九号中「セメント」を「人工軽骨材(頁岩を原料とするものに限る。)及びセメント」に改め、同項第二十二号の五中「限る。」の下に「及びブチルゴム」を加え、同条第二項中「人工軽骨材(頁岩を原料とするものに限る。)、ブチルゴム、」を削り、「及びアクリル酸(プロピレンを原料とするものに限る。)」を「アクリル酸(プロピレンを原料とするものに限る。))及び無水マレイン酸」に改め、同条第十五項を第十六項とし、第十一項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11 社会福祉事業法第二十条第二項各号に規定する施設で政令で定めるもの及び心身障害者福祉協会法第十七条第一項第一号に規定する施設において、これらの施設の入所者等に対して保護、養護その他必要な措置を講ずるために直接使用する電気又はガスで政令で定めるものに対しては、電気ガス税を課することができない。

第四百九十条中「百分の七」を「百分の六」に改める。

第四百九十条の二第二項中「八百円」を「千円」に、「千六百円」を「二千円」に改める。

第五百八十五条から第六百六十八条までを削る。

第三章中第八節を第九節とし、第七節の次に次の一節を加える。

第八節 特別土地保有税

第一款 通則
(特別土地保有税の納税義務者等)
第五百八十五条 特別土地保有税は、土地又はそ

の取得に対し、当該土地所在の市町村において、当該土地の所有者又は取得者(以下本節において「土地の所有者等」という。)に課する。

2 前項の「土地」とは、田、畑、宅地、塩田、鉱山地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。

3 本節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に關する規定は、第一項の土地(以下本節において「土地」という。)の所有者が所有する土地で昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地その他の土地で政令で定めるものについては、それぞれこれらの土地の所有者につき政令で定める日)前に取得したものについては、適用しない。

4 特殊関係者(親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社(これに類する法人を含む。))で政令で定めるものをいう。以下本項において同じ。)を有する者がある場合において、当該特殊関係者が取得した、又は所有する土地について政令で定める特別の事情があるときは、特別土地保有税の賦課徴収については、当該土地は、その者及び当該特殊関係者の共有物とみなす。

5 第三百四十三条第七項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該土地等を使用する者」とあるのは「当該土地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該土地等を使用する者」と、「第一項の所有者」とあるのは「第五百八十五条第一項の土地の所有者等」と、「同条」とあるのは「同法第二十三条」と読み替へるものとする。

(特別土地保有税の非課税)
第五百八十六条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、特別土地保有税を課することができない。

2 市町村は、次の各号に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することが

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号

地方税法の一部を改正する法律案

四〇二

できない。

一 次に掲げる区域、地区又は地域において製造の事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む）。

イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十五条第一項の規定により都市開発区域として指定された区域

ロ 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百六十六号）第二条第一項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された区域

ハ 産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百九十九号）第二条第一項に規定する産炭地域のうち政令で定める区域

ニ 新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第一百七十七号）第三条第四項又は第四条第三項の規定により新産業都市の区域として指定された区域

ホ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百十九号）第十二条第一項の規定により都市開発区域として指定された区域

ヘ 工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第四百六十六号）第二条第一項に規定する工業整備特別地域

ト 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第十四条第一項の規定により都市開発区域として指定された区域

チ 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める区域

リ 農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第二百十二号）第五条第二項第一号に規定する工業導入地区のうち政令で定める区域

ヌ 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）第十一条第一項の規定

により工業開発地区として指定された地区及び同法第二十三条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地域

ル 工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第二条第二項に規定する誘導地域

二 次に掲げる施設で公共の危害防止のために設置されるものの用に供する土地

イ 鉱山保安法第四十二条の二の粉じん、鉱滓、坑水、廃水及び鉱煙の処理に係る施設

ロ 水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を設置する工場若しくは事業場の汚水若しくは廃水の処理施設又は下水道法第十二条第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で、自治省令で定めるもの

ハ 高圧ガス取締法第五条第一項若しくは第六条、ガス事業法第三条若しくは第三十七条の二又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三条第一項の規定による許可を受けた者のうち政令で定める高圧ガスの充てん又は販売の業を営む者で政令で定めるものが設置する障壁その他の構造物で自治省令で定めるもの

ニ 大気汚染防止法第二条第三項に規定するばい煙処理施設又は同条第五項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で、自治省令で定めるもの

ホ 租税特別措置法第十一条第一項の表の第三号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第三号に掲げる法人が、工業用水法第二条第一項に規定する井戸で同法第三条第一項に規定する指定地域内に存するもののうち政令で定めるものに代えて工業用水道事業法第二条第三項に規定する工業用水道又は水道法第三条第一項に規定する水

道を事業の用に供するため新設した機械その他の設備で自治省令で定めるもの

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定するごみ処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類の油化処理施設を含む）で、自治省令で定めるもの

ト 悪臭防止法第二条に規定する悪臭物質の排出防止設備で自治省令で定めるもの

チ 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定施設（鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む）において発生する騒音を防止するための施設で自治省令で定めるもの

三 火薬類取締法第三条、第五条又は第十二条の規定による許可を受けた者が当該許可に係る事業の用に供する土地で政令で定めるもの

四 公害防止事業団から公害防止事業団法第十八条第一号から第三号までに規定する施設の譲渡を受けた者が当該施設の用に供する土地

五 医療法第一条第一項に規定する病院の用に供する土地

六 農業、林業又は漁業を営む者で政令で定めるものが、経営規模の拡大、農地若しくは林地の集団化又は農林漁業の経営の近代化を図るために取得してそれぞれ当該事業の用に供する農地、林地、採草放牧地その他の政令で定める土地

七 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合その他の政令で定める法人が農林水産業経営の近代化又は合理化のために設置する農林水産業者の共同利用に供する施設その他の農林水産業経営の近代化又は合理化のための施設で政令で定めるものの用に供する土地

八 農地法第三条第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行なう営利を目的としない法人が取得して保有する農地、採草放牧地その他の政令で定める土地

九 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場の用に供する土地及び同項に規定する卸売市場以外の生鮮食品等の円滑な流通を確保するために整備を必要とする施設で政令で定めるものの用に供する土地

十 中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第五条の二第一項又は沖縄振興開発特別措置法第二十条第一項に規定する特定業種に属する事業を行なう中小企業者を構成員とするこれらの規定に規定する商工組合等が作成してこれらの規定による承認を受けた中小企業構造改善計画に基づく構造改善事業の用に供する土地

十一 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第一百四十五号）第五条第一項に規定する特定下請組合が同項の規定による承認を受けた下請中小企業振興事業計画に基づき設置する同条第三項に規定する共同利用施設の用に供する土地

十二 中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号イ又はロの中小企業構造の高度化に寄与する事業で政令で定めるものを行なう者が都道府県又は中小企業振興事業団から同号イ又はロの資金の貸付け又は施設の譲渡を受け、当該事業を実施する場合における当該事業の用に供する土地

十三 特定繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第二条第二項に規定する者（特定紡績事業者を除く）が作成して同法第十六条第一項、第十七条の二第一項又は第十七条の三第一項の規定による承認を受けた構造改善事業計画に基づく構造改善事業の用に供する土地

十四 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第十四条

第一項の規定による承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人が生産規模の拡大、生産方式の改善、生産技術の向上又は機械の自動制御化等に関する技術的能力の向上のために新たに取得する土地で政令で定めるもの

十五 熱供給事業法第三条の規定による許可を受けた熱供給事業者が同法第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する土地で政令で定めるもの

十六 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第四条第一項に規定する流通業務地区内に設置された同法第五条第一項第一号から第五号まで若しくは第七号に規定する施設で政令で定めるもの又は当該地区外に設置された道路貨物運送業若しくは倉庫業の用に供するこれらの規定に規定する施設で政令で定めるものの用に供する土地

十七 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第九条第一項の規定による勤労者の持家として分譲する住宅の新築(新築の住宅でまだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下本号において同じ。)のための資金の貸付けを受けて同項の事業主若しくは事業主団体又は日本勤労者住宅協会が新築をする当該住宅の用に供する土地

十八 一の住宅(もつぱら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものをいう。)に係る第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地(次号及び第二十号に掲げるものを除くものとし、その面積が政令で定める面積に満たないものに限る。)

十九 貸家の用(貸家の所有者の使用人又は従業員者の居住の用を含む。)に供する住宅で政令で定めるもの(以下本号において「貸家住宅」という。)

という。又は中高層耐火建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二

条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数(政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。)三以上を有するものをいう。である住宅(貸家住宅であるものを除くものとし、当該住宅の所有者が当該住宅の敷地を所有していないものに限る。)

二十 都市計画法第八条第一項第三号に規定する高度利用地区又は同項第四号に規定する特定街区の区域内におけるこれらの区域に関する都市計画において定める同条第二項第二号又はホに規定する事項に適合している建築物の敷地の用に供する土地

二十一 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業の施行者(国又は地方公共団体を除く。)が当該事業の用に供する土地で政令で定めるもの

二十二 日本住宅公団が新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業の用に供する土地で政令で定めるもの

二十三 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)第九条第三項の規定により新東京国際空港公団が買入れて保有する土地

二十四 租税特別措置法第四十条第一項に規定する公益を目的とする事業を営む法人が同項の規定に該当する贈与又は遺贈により取得して当該事業の用に供する土地で政令で定めるもの

二十五 地方交付税法第十四条の二各号に掲げる土地で政令で定めるもの

二十六 土地収用法第三条第一号に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道、同条第八

号から第十号まで、第十二号、第十五号の二若しくは第十八号に掲げる施設で政令で定めるもの、同条第十七号若しくは第十七号の三に掲げる施設(これらの施設に関する保安を確保するために必要な施設で政令で定めるものを含む。)

二十七 第三百四十八号第二項の規定の適用がある土地(第五号に掲げるものを除く。)

二十八 土地でその取得が第七十三条の四第一項又は第七十三条の五第一項若しくは第二項の規定の適用がある取得に該当するもの(第五号、第二十一号及び前号に掲げるものを除く。)

二十九 前各号に掲げるものを除くほか、当該市町村の議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に即する用途であるとして当該市町村の条例で定める用途に供する土地

三十 共有物である第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地については、当該住宅用地の共有者のそれぞれが当該共有地に係る持分の割合に応ずる土地を取得した、又は所有するものとみなして、前項第十八号の規定を適用する。

三十一 第二項の場合において、同項各号に掲げる土地であるかどうかの判定は、第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日(同項第三号の特別土地保有税にあっては、同項の規定により申告納付すべき日の属する年の七月一日)の現況によるものとする。

三十二 第五百八十七号 市町村は、土地の所有者が所有する土地で、その取得が第七十三条の六の規定の適用がある取得、第七十三条の七各号の取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するもののうち政令で定めるものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

三十三 市町村は、土地の取得で第七十三条の六の規定の適用がある取得、第七十三条の七各号の取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するもののうち政令で定めるものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

三十四 市町村は、土地の取得で第七十三条の六の規定の適用がある取得、第七十三条の七各号の取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するもののうち政令で定めるものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

定の適用がある取得、第七十三条の七各号の取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものに對しては、土地の取得に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(特別土地保有税に係る徴税吏員の質問検査権) 第五百八十八条 市町村の徴税吏員は、特別土地保有税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は前号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該特別土地保有税の賦課徴収に關し直接關係があると認められる者

四 前項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

三十五 特別土地保有税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第六百十三条第六項の定めるところによる。

三十六 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特別土地保有税に係る検査拒否等に関する罪) 第五百八十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に對し答

弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(特別土地保有税の納税管理人)

第五百九十条 特別土地保有税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを市町村長に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においても、また、同様とする。

(特別土地保有税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪)

第五百九十一条 前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第五百九十二条 市町村は、特別土地保有税の納税義務者が第五百九十条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしないかつた場合には、その者に対し、当該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二款 課税標準及び税率

(特別土地保有税の課税標準)

第五百九十三条 特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価額とする。

2 無償又は著しく低い価額による土地の取得を

の他特別の事情がある場合における土地の取得で政令で定めるものについては、当該土地の取得価額として政令で定めるところにより算定した金額を前項の土地の取得価額とみなす。

(特別土地保有税の税率)

第五百九十四条 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては百分の一・四、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては百分の三とする。

(特別土地保有税の免税区)

第五百九十五条 市町村は、同一の者について、当該市町村の区域(第一号の市にあつては、当該市の区域)内において、第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税にあつては、その者が一月一日に所有する土地(第五百八十六条又は第五百八十七条の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。)の合計面積が、同項第二号の特別土地保有税にあつては、その者が一月一日以前一年以内に取得した土地の合計面積が、同項第三号の特別土地保有税にあつては、その者が七月一日以前一年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積(以下本節において「基準面積」という。)に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。

一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域の区域 二 平方メートル
二 都市計画法第五条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域(前号の区域を除く。) 五千平方メートル
三 その他の市町村の区域 一万平方メートル

(特別土地保有税の税額)
第五百九十六条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税 同条第二項第一号の課税標準額に第五百九十四条の税率を乗じて得た額から、当該

額を限度として、同号の土地に対して第三百四十二条及び第三百四十三条の規定により市町村が課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の一・四を乗じて得た額の合計額を控除した額

二 第五百九十九条第一項第二号又は第三号の特別土地保有税 それぞれ、同条第二項第二号又は第三号の課税標準額に第五百九十四条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第二号又は第三号の土地の取得に對して第七十三条の二の規定により道府県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格(第五百九十九条第一項第二号又は第三号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合又は第五百八十五条第五項の規定の適用がある場合には、当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額)に百分の三を乗じて得た額の合計額を控除した額

(政令への委任)

第五百九十七条 前四条に定めるもののほか、市町村の設置分合若しくは境界変更又は都市計画法第五条の規定による都市計画区域の指定若しくは変更があつた場合の第五百九十五条の基準面積の特例、前条の規定による特別土地保有税の税額の算定の細目その他前四条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三款 申告納付並びに更正及び決定

等

(特別土地保有税の徴収の方法)
第五百九十八条 特別土地保有税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(特別土地保有税の申告納付)
第五百九十九条 特別土地保有税の納税義務者は、次の各号に掲げる特別土地保有税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、当該特別土地保有税の課税標準額及び税額その他の自治省令で定める事項を記載した申告書を市町村長に

提出するとともに、その申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

一 一月一日において基準面積以上の土地を所有する者に係る土地に対して課する特別土地保有税 その年の五月三十一日

二 一月一日以前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税 その年の二月末日

三 七月一日以前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税 その年の八月三十一日

2 前項の課税標準額は、次の各号に定めるところによる。

一 前項第一号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が一月一日において所有する土地(第五百八十六条又は第五百八十七条の規定の適用がある土地を除く。以下本項において同じ。)の取得価額の合計額

二 前項第二号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地(当該土地の取得について土地の取得に対して課する特別土地保有税をすでに申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。)の取得価額の合計額

三 前項第三号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地(当該土地の取得について土地の取得に対して課する特別土地保有税をすでに申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。)の取得価額の合計額

(特別土地保有税の期限後申告及び修正申告納付)

第六百条 前条第一項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第六百六条第四項の規定による決定の通知があるまでは、前条第一項の規定によつて申告納付することができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくは本項の規定

によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は第六百六条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、自治省令で定める事項を記載した修正申告書を市町村長に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該市町村に納付しなければならぬ。

(特別土地保有税の納税義務の免除等)

第六百一一条 市町村は、土地の所有者等がその所有する土地を第五百八十六条第二項の規定の適用がある土地（同項第八号、第十八号から第二十号まで及び第二十三号から第二十五号までに掲げる土地、同項第二十七号に掲げる土地のうち第三百四十八条第二項第一号、第二号の二、第七号又は第八号に掲げる土地に該当するもの、第五百八十六条第二項第二十八号に掲げる土地のうちその取得が第七十三条の五第一項又は第二項の規定の適用がある取得に該当するもの並びに第五百八十六条第二項第二十九号に掲げる土地のうち当該市町村の条例で定めるものを除く以下本条において「非課税土地」という。）として使用しようとする場合において、市町村

長が当該事実を認定したところに基づいて定める日から二年を経過する日までの期間（工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は農用地の造成その他の用地の造成に要する期間が通常二年をこえることその他その期間を延長することにつきやむをえない理由があると市町村長が認める場合には、土地の所有者等の申請に基づき市町村長が定める相当の期間。以下本条において「納税義務の免除に係る期間」という。）内に当該土地を非課税土地として使用し、かつ、当該使用が開始されたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（納税義務の免除に係る期間に係るものに限る。第三項及

び第七項において同じ。）に係る納税義務を免除するものとする。

前項の場合において、市町村長は、災害その他やむを得ない理由により納税義務の免除に係る期間内に当該土地を非課税土地として使用することができないと認めるときは、土地の所有者等からの申請により、一年以内の期間を限つて、納税義務の免除に係る期間を延長することができる。

市町村長は、第一項の認定をした場合には、納税義務の免除に係る期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならぬ。

市町村長は、第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合には、当該延長された期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収の猶予の期間を延長するものとする。この場合において、前項後段の規定を準用する。

市町村長は、前二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税について第一項の規定の適用がなないことが明らかとなつたとき、又は徴収の猶予の理由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならぬ。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を納

第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の四第三項並びに第十六条の二第一項が

ら第三項までの規定は第三項及び第四項の規定による徴収の猶予について、第十一条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第三項後段（第四項後段において準用する場合を含む。）の規定による担保について準用する。

7 市町村は、特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該特別土地保有税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該特別土地保有税の納税義務者の申請に基づいて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

8 市町村長は、前項の規定により特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充たなければならない。

9 前二項の規定によつて特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合
には、第七項の規定による還付の申請があつた
日から起算して十日を経過した日を第十七条の
四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規
定を適用する。

10 第一項の認定及び確認の手続その他同項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六百二条 市町村は、土地の所有者等が当該土地につき租税特別措置法第二十八条の六第二項第一号若しくは第三号から第七号まで又は第六百十三条第三項第一号若しくは第三号から第七号までの規定に該当する譲渡で政令で定めるものをしてよとする場合において、市町村長が当該事実を認定したところに基づいて定める日から二年を経過する日までの期間（大規模な宅地の造成でその造成に要する期間が通常二年をこえることその他のその期間を延長することにつきやむを得ない理由があると市町村長が認める場合

には、土地の所有者等の申請に基づき市町村長が定める相当の期間。以下本項において「納税義務の免除に係る期間」という。）内に土地の所有者等が当該土地につき当該譲渡をし、かつ、当該譲渡があつたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（納税義務の免除に係る期間に係るものに限る。）に係る納税義務を免除するものとする。

と 前条第二項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。

第六百三十三條 市町村は、土地の所有者が所有する土地で、その取得が第七十三條の二十七の二から第七十三條の二十七の四までの規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものうち政令で定めるものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

市町村は、土地の取得で第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の四までの規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものに對しては、土地の取得に對して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

市町村長は、土地の所有者等から前二項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該土地の取得の日から二年以内で政令で定める期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。

4 第六百一条第五項から第十項までの規定は、前項の場合における徴収の猶予及びその取消並びに当該特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

第六百四條 偽りその他不正の行為によつて特別

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号 地方税法の一部を改正する法律案

土地保有税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の免れた税額が百万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円をこえる額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

(所得税又は法人税に関する書類の供覧等)

第六百五条 市町村長が特別土地保有税の賦課徴収について、政府に対し、特別土地保有税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務がある個人若しくは法人が政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該個人若しくは法人の課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(特別土地保有税の更正又は決定)

第六百六条 市町村長は、第五百九十九条第一項の申告書(以下本節において「申告書」という。)又は第六百条第二項の修正申告書(以下本節において「修正申告書」という。)の提出があつた場

合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市町村長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 市町村長は、第一項若しくは本項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正する。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(特別土地保有税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第六百七条 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下本節において同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第五百九十九条第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日に数に応じ、年十四・六パーセント(前項の納期限

(第六百一条第三項及び第四項(これらの規定を第六百二条第二項において準用する場合を含む。))又は第六百三条第三項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下本項において同じ。)までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納付する特別土地保有税の延滞金)

第六百八条 特別土地保有税の納税者は、第五百九十九条第一項の納期限後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、同項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日に数に応じ、年十四・六パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額(第四号に掲げる税額を除く。次号及び第三号において同じ。) 当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

四 第六百一条第三項及び第四項(これらの規定を第六百二条第二項において準用する場合を含む。))又は第六百三条第三項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 市町村長は、納税者が第五百九十九条第一項の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(特別土地保有税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第六百九条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。))において、第六百六条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告により

増加した税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る特別土地保有税額について第六百六条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次の各号の一に該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第六百六条第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第六百六条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第六百六条第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合
3 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、

その提出が当該申告書又は修正申告書に係る特別土地保有税額について第六百六条の規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

4 市町村長は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合に、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

(特別土地保有税の重加算金)

第六百十条 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、市町村長は、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正により増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装

し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、市町村長は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第三項に規定する理由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しないものとする。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

第四款 督促及び滞納処分

(特別土地保有税に係る督促)

第六百十一条 納税者が納期限（更正又は決定があつた場合には、不足税額の納期限。以下本条及び第六百十三条第三項において同じ。）までに特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(特別土地保有税に係る督促手数料)

第六百十二条 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(特別土地保有税に係る滞納処分)

第六百十三条 特別土地保有税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該特別土地保有税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差

し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行なわれた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならぬ。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができるときは、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができぬ。

6 前各項に定めるもののほか、特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行なうことができる。

(特別土地保有税に係る滞納処分に関する罪)

第六百十四條 特別土地保有税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときは、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第六百十五條 次の各号の一に該当する者は、十

一万円以下の罰金に処する。

一 第六百十三條第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行なう市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第六百十三條第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行なう市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第五款 犯則取締

(特別土地保有税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第六百十六條 特別土地保有税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く)を準用する。

第六百十七條 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行ない、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそれぞれ行なうものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二條の十九第

一項の市の長は、特別土地保有税に関する犯則事件が地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区の事務所の長が税務署長の職務を行なう区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行なうことができる。

第六百十八條 第六百十六條の場合において、国税犯則取締法第十一條及び第二十二條の規定は、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の特別土地保有税に関する犯則事件の調査についてのみ、かつ、当該市の区域内に関する限り、これを準用する。

第六百十九條 第六百十六條の場合において、収税官吏の職務を行なう者は、その所属する市町村の区域外においても特別土地保有税に関する犯則事件の調査を行なうことができる。

第六百二十條 第六百十六條の場合において、特別土地保有税に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第六百二十一條から第六百六十八條まで 削除

第七百二條第二項中「第十二項」の下に、第十四項を加える。

第七百三十四條第一項中「第五條第二項第二号」の下に「及び第八号」を、「第三章第二節」の下に「及び第八節」を加える。

第七百三十六條第一項中「七 木材引取税」を「七 木材引取税」に改める。

第七百三十七條に次の一項を加える。

2 特別土地保有税に関する規定の都に對する準用については、特別区の区域は、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区の区域とみなす。

十六條に改め、同条第四項中「並びに地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)附則第五十二條第三項及び第四項」を削る。

附則第十條中第一項を削り、第二項を第一項とし、同項の次に次の一項を加え、第三項及び第四項を削る。

2 道府県は、港務法第五十五條の七第一項の国の貸付けに係る資金の貸付けを受けた者で政令で定める要件に該当するものが、コンテナ貨物を運送する船舶の保管に係る特定用途港務施設の用に供する不動産で政令で定めるもの又は自動車航送船の保管に係る特定用途港務施設の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合においては、当該取得が、当該コンテナ貨物を運送する船舶の保管に係る特定用途港務施設に係るものにあつては昭和五十三年三月三十一日までに、当該自動車航送船の保管に係る特定用途港務施設に係るものにあつては昭和五十一年三月三十一日までにに行なわれたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十一條第六項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

9 消防法第七十七條第一項に規定する防火対象物で政令で定めるものに該當する家屋が建築された場合における当該家屋の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和五十一年三月三十一日までにに行なわれたときに限り、当該家屋のうち消火設備及び火災報知設備で自治省令で定めるものの価格に相當する額を価格から控除するものとする。

附則第十五條第二項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同条第三項中「昭和四十八年一月一日」を「昭和五十一年一月一日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「昭和四十七年度」

附則第六條中「昭和四十八年度までの六年度分」を「昭和五十三年度までの各年度分」に、「第二十五條の二第一項」を「第二十五條第一項」に改める。

附則第八條第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第九條第一項中「第六十六條の二」を「第六

十六條」に改め、同条第四項中「並びに地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)附則第五十二條第三項及び第四項」を削る。

を「昭和五十年年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「昭和四十八年一月一日」を「昭和五十年一月一日」に改め、「若しくは第十三項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 港務法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る資金の貸付けを受けた者で政令で定める要件に該当するものが昭和四十七年一月二日から昭和五十二年一月一日までの間に取得したコンテナ貨物を運送する船舶の係留に係る特定用途港務施設の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条第十一項を次のように改める。

11 港務法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る資金の貸付けを受けた者で政令で定める要件に該当するものが昭和四十七年一月二日から昭和五十年一月一日までの間に取得した自動車航送船の係留に係る特定用途港務施設の用に供する家屋及び備置資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十七条第六号中「以降」を「から昭和四十九年度まで」に改める。

附則第十八条の見出し中「以降」を「から昭和四十九年度まで」に改め、同条第一項中「宅地等に係る昭和四十九年度以降」を「宅地等(次条の規定の適用を受けるものを除く)に係る昭和四十九年度から昭和四十九年度まで」に改め、同条第二項中「年度の区分」の下に「(昭和四十九年度までの各年度に係る区分とする。以下第七項までにおいて同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

8 昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分の固定資産税に限り、第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る当該各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該各年度分の宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に昭和四十八年度においては百分の十五、昭和四十九年度においては百分の三十をそれぞれ乗じて得た額を当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

附則第十八条の次に次の二条を加える。

第十八条の二 昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分の固定資産税に限り、住宅用地(第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地をいう。以下同じ。)以外の宅地等(以下「非住宅用地」という。)で法人の所有するものに係る固定資産税の額は、当該非住宅用地の第一号に掲げる額が第二号に掲げる額をこえる場合には、当該非住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に昭和四十八年度においては三分の二、昭和四十九年度においては三分の一をそれぞれ乗じて得た額を控除した額を、

当該非住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

一 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格

二 昭和四十八年度分の固定資産税について前条第一項の規定の適用があるものとした場合における宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

2 昭和四十九年度分の固定資産税に限り、個人の所有する非住宅用地に係る固定資産税の額は、当該非住宅用地の第一号に掲げる額が第二号に掲げる額をこえる場合には、当該非住宅用地に係る同年年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に二分の一を乗じて得た額を控除した額を、当該非住宅用地に係る同年年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

一 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格

二 次に掲げる額のうちいずれが多い額

第十八条の三 昭和四十九年度に係る賦課期日において法人の所有する非住宅用地から住宅用地への変更又は住宅用地から法人の所有する非住宅用地への変更がある宅地等に係る同年年度分の固定資産税に限り、前二条の規定の適用については、当該宅地等は、昭和四十八年度に係る賦課期日においてそれぞれ住宅用地又は法人の所有する非住宅用地であつたものとみなす。

2 昭和四十九年度に係る賦課期日において所有者の法人から個人への変更又は個人から法人への変更がある非住宅用地に係る同年年度分の固定資産税に限り、前条の規定の適用については、当該非住宅用地は、昭和四十八年度に係る賦課期日においてそれぞれ個人の所有する非住宅用地又は法人の所有する非住宅用地であつたものとみなす。

附則第十九条の三第一項の表以外の部分中昭和四十七年度を昭和四十八年度に、「同年度」を「昭和四十七年度」に、「二」に対して課する次の表を、同表の表の上欄に掲げるものに対して課する同表に、「課税標準となるべき価格(当該課税標準となるべき価格を求めるときに用いられる類似宅地について附則第十八条第一項の規定の適用がある場合には、比率課税標準額)」を「課税標準となるべき価格の二分の一の額」に改め、同項の表(備考)以外の部分を次のように改める。

イ 昭和四十八年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

ロ 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の十五を乗じて得た額

3 法人又は個人の所有する非住宅用地のうち昭和四十九年度において新たに固定資産税を課することとなるものに係る同年年度分の固定資産税に係る前二項の規定の適用については、当該非住宅用地は、昭和四十八年度に係る賦課期日において当該法人又は当該個人の所有する非住宅用地であつたものとみなす。

4 法人又は個人の所有する非住宅用地のうち昭和四十九年度に係る賦課期日において地目の交換等があるもの(第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けるものを除く)に係る前項の規定の適用を受けるものを除く)に係る同年年度分の固定資産税に係る第一項及び第二項の規定の適用については、昭和四十八年度に係る賦課期日において当該非住宅用地に係る地目の交換等があつたものとみなす。

市街化区域農地の区分		年 度	率
一	イ 単位評価額が市街化区域宅地平均価格以上であるもの（単位評価額が一万円未満であるものを除く。） ロ 単位評価額が五万円以上であるもの	昭和四十八年度	〇・二
		昭和四十九年度	〇・四
		昭和五十年年度	〇・七
		昭和五十一年年度以降の各年度	一・〇
二	単位評価額が市街化区域宅地平均価格の二分の一以上市街化区域宅地平均価格未満であるもの（前号ロに掲げるもの及び単位評価額が一万円未満であるものを除く。）	昭和四十九年度	〇・二
		昭和五十年年度	〇・四
		昭和五十一年年度	〇・七
		昭和五十二年年度以降の各年度	一・〇

附則第十九条の三第二項中「固定資産税については、当該市街化区域農地となつた土地に類似する市街化区域農地が同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地であるときとはをを加へ、同条第三項中「第一項に規定する市街化区域農地の区分（前項後段の規定によつて表の表を含む。以下本項において同じ。）」を「第一項の表の第一号に掲げる市街化区域農地、同表の第二号に掲げる市街化区域農地及びその他の市街化区域農地の区分に、」を、「第一項に規定する市街化区域農地の区分に」に改め、同条第四項の表を次のように改め、同条第五項を削る。

第一項の表	第一項中表以外の部分		昭和四十八年度	市街化区域設定年度(都市計画法第七條第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められた日の属する年の翌年の一月一日(その定められた日が一月一日である場合には、その日)を賦課期日とする年度をいう。以下同じ。)
	昭和四十七年度	市街化区域設定年度		
	昭和四十八年度	市街化区域設定年度		
	昭和四十九年度	市街化区域設定年度の翌年度		
	昭和五十年度	市街化区域設定年度の翌年度		
	昭和五十一年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度		
第二項及び第三項	昭和五十二年度	市街化区域設定年度から起算して四年度を経過した年度		
	昭和四十七年度	市街化区域設定年度		
	昭和四十八年度	市街化区域設定年度の翌年度		
	昭和四十七年度	市街化区域設定年度		
	昭和四十八年度	市街化区域設定年度の翌年度		
	昭和四十七年度	市街化区域設定年度		

附則第二十條中「第九項の下に」、「第十四項」を加え、「又は第十九項」を「若しくは第十九項又は附則第十五條第十項」に改め、同條に次の一項を加える。

2 附則第十八条又は附則第十八条の二の場合において、当該宅地等が昭和四十八年度分又は昭和四十九年度分の固定資産税について第三百四十九条の三第九項、第十四項、第十五項、第十八項若しくは第十九項又は附則第十五条第十項の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該宅地等に係る附則第十八条第八項又は附則第十八条の二第一項若しくは第二項の固定資産税の課税標準となるべき価格は、当該宅地等の固定資産税の課税標準となるべき価格に第三百四十九条の三第九項、第十四項、第十五項、第十八項若しくは第十九項又は附則第十五条第十項に規定する率を乗じて得た額とする。

附則第二十二條第四項中「第十八條第一項」の下に「若しくは第八項、附則第十八條の二第二項若しくは第二項を加える。

附則第二十三条中「第十八条第一項」を「第十八条第一項若しくは第八項、附則第十八条の二第一項若しくは第二項」に、「第十八条第一項の」を「第十八条第一項若しくは第八項の」に、「についてはその前年度分の固定資産税の課税標準額に同項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額」を「又は附則第十八条の二第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける非住宅用地（以下「調整対象非住宅用地」という。）についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額」に改める。

附則第二十七條中「第九項」の下に、「第十四項」を加え、「又は第二十項」を「若しくは第十九項又は第二十項」に改める。

附則第二十七条の二中「固定資産税の課税標準となるべき価格(当該課税標準となるべき価格を求める際用いられた類似宅地について附則第十八条第一項の規定の適用がある場合にあつては、比準課税標準額)」を「固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額」に改める。

の二第一項若しくは第二項を加え、同項の表中調整対象宅地等の項を次のように改める。

当該年度に係る賦課期日において地目の交換等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度

宅地等比準価格

調整対象宅地等 昭和四十八年度	当該調整対象宅地等の昭和四十八年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該調整対象宅地等の附則第十八条第一項の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額又は当該調整対象宅地等の昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の十五を乗じて得た額のうちいずれが多い額
昭和四十九年度	当該調整対象宅地等（附則第十八条第八項の規定の適用を受けるものに限る）の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の三十を乗じて得た額

附則第二十八條第一項の表中調整対象宅地等の項の次に次のように加える。

当該年度に係る賦課期日において地目の交換等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度	宅地等比準価格
昭和四十八年度	当該調整対象非住宅用地の昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に三分の二を乗じて得た額を控除した額
昭和四十九年度	法人の所有するものにあつては、当該調整対象非住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に三分の一を乗じて得た額を控除した額、個人所有するものにあつては、当該調整対象非住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に二分の一を乗じて得た額を控除した額

附則第二十八條第三項中「市街化区域農地の区分」の下に「又は市街化区域農地が同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地に該当しない旨」を加える。

附則第二十九條の二「中」において」の下に「附則第二十九條の三の規定が適用される」を加える。

附則第二十九條の四第一項中「又は第三号」を削る。

附則第二十九條の五を次のように改め、附則第二十九條の六及び附則第二十九條の七を削る。

(市街化区域農地)に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税の特例

[illegible]

昭和四十八年四月二十五日 参議院会議録第十四号 地方税法の一部を改正する法律案

定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域内に所在する附則第十九条の三第一項の表の上欄に掲げる市街化区域農地以外の同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地については、当分の間、適用しない。

② 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地が昭和四十九年度以降の各年度に係る賦課期日において同項の規定の適用を受けないこととなつた場合における当該市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る附則第十九条の三及び附則第二十七条の二の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二十九條の二及び附則第二十九條の三の規定は、附則第十九條の三第一項の表の上欄に掲げる市街化区域農地のうち当該年度に係る賦課期日において第一項の規定の適用がないものが、同日の翌日からその年の末日までの間において同項の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなつた場合について準用する。

附則第三十條中「調整対象宅地等」の下に、「調整対象非住宅用地」を加える。

附則第三十二條を次のように改める。

(自動車取得税の非課税等)

第三十二条 道府県は、国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が一般乗合用のバスで自治省令で定める要件に該当するものを取得した場合においては、当該取得が昭和五十二年三月三十一日までに行なわれたときに限り、第六百九十九條の二第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

2 次の各号に掲げる期間内に取得された自動車で道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十年四月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合するもののうち自治省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、第六百九十九条の八の規定にかかわらず、当該各号の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

一 当該自動車につき当該保安上の技術基準を定めた法令の公布の日の翌日から昭和四十九年三月三十一日までの間 百分の一

二 昭和四十九年四月一日から同年九月三十日までの間 百分の二

3 前項の規定は、運輸大臣が政令で定めるところにより環境庁長官と協議のうえ指定した自動車である場合には、同日までの間に取得されたものの取得に対して課する自動車取得税の税率について準用する。この場合において、同項中「当該各号の区分に応じ、当該各号に掲げる率」とあるのは、「百分の一」と読み替えるものとする。

別表第二を次のように改める。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,000	円未満	0	100,000	102,000	900	274,000	278,000	2,460
			102,000	104,000	910	278,000	282,000	2,500
			104,000	106,000	930	282,000	286,000	2,530
6,000	8,000	50	106,000	108,000	950	286,000	290,000	2,570
8,000	10,000	70	108,000	110,000	970	290,000	294,000	2,610
10,000	12,000	90	110,000	112,000	990	294,000	298,000	2,640
12,000	14,000	100	112,000	114,000	1,000	298,000	302,000	2,680
14,000	16,000	120	114,000	116,000	1,020	302,000	306,000	2,710
16,000	18,000	140	116,000	118,000	1,040	306,000	310,000	2,750
18,000	20,000	160	118,000	120,000	1,060	310,000	314,000	2,790
20,000	22,000	180	120,000	122,000	1,080	314,000	318,000	2,820
22,000	24,000	190	122,000	124,000	1,090	318,000	322,000	2,860
24,000	26,000	210	124,000	126,000	1,110	322,000	326,000	2,890
26,000	28,000	230	126,000	130,000	1,130	326,000	330,000	2,930
28,000	30,000	250	130,000	134,000	1,170	330,000	334,000	2,970
30,000	32,000	270	134,000	138,000	1,200	334,000	338,000	3,000
32,000	34,000	280	138,000	142,000	1,240	338,000	342,000	3,040
34,000	36,000	300	142,000	146,000	1,270	342,000	346,000	3,070
36,000	38,000	320	146,000	150,000	1,310	346,000	350,000	3,110
38,000	40,000	340	150,000	154,000	1,350	350,000	354,000	3,150
40,000	42,000	360	154,000	158,000	1,380	354,000	358,000	3,180
42,000	44,000	370	158,000	162,000	1,420	358,000	362,000	3,220
44,000	46,000	390	162,000	166,000	1,450	362,000	366,000	3,250
46,000	48,000	410	166,000	170,000	1,490	366,000	370,000	3,290
48,000	50,000	430	170,000	174,000	1,530	370,000	374,000	3,330
50,000	52,000	450	174,000	178,000	1,560	374,000	378,000	3,360
52,000	54,000	460	178,000	182,000	1,600	378,000	382,000	3,400
54,000	56,000	480	182,000	186,000	1,630	382,000	386,000	3,430
56,000	58,000	500	186,000	190,000	1,670	386,000	390,000	3,470
58,000	60,000	520	190,000	194,000	1,710	390,000	396,000	3,510
60,000	62,000	540	194,000	198,000	1,740	396,000	402,000	3,560
62,000	64,000	550	198,000	202,000	1,780	402,000	408,000	3,610
64,000	66,000	570	202,000	206,000	1,810	408,000	414,000	3,670
66,000	68,000	590	206,000	210,000	1,850	414,000	420,000	3,720
68,000	70,000	610	210,000	214,000	1,890	420,000	426,000	3,780
70,000	72,000	630	214,000	218,000	1,920	426,000	432,000	3,830
72,000	74,000	640	218,000	222,000	1,960	432,000	438,000	3,880
74,000	76,000	660	222,000	226,000	1,990	438,000	444,000	3,940
76,000	78,000	680	226,000	230,000	2,030	444,000	450,000	3,990
78,000	80,000	700	230,000	234,000	2,070	450,000	456,000	4,050
80,000	82,000	720	234,000	238,000	2,100	456,000	462,000	4,100
82,000	84,000	730	238,000	242,000	2,140	462,000	468,000	4,150
84,000	86,000	750	242,000	246,000	2,170	468,000	474,000	4,210
86,000	88,000	770	246,000	250,000	2,210	474,000	480,000	4,260
88,000	90,000	790	250,000	254,000	2,250	480,000	486,000	4,320
90,000	92,000	810	254,000	258,000	2,280	486,000	492,000	4,370
92,000	94,000	820	258,000	262,000	2,320	492,000	498,000	4,420
94,000	96,000	840	262,000	266,000	2,350	498,000	504,000	4,480
96,000	98,000	860	266,000	270,000	2,390	504,000	510,000	4,530
98,000	100,000	880	270,000	274,000	2,430	510,000	516,000	4,590

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	4,640	828,000	836,000	8,470	1,228,000	1,236,000	14,900
522,000	528,000	4,690	836,000	844,000	8,580	1,236,000	1,244,000	15,040
528,000	534,000	4,750	844,000	852,000	8,690	1,244,000	1,252,000	15,190
534,000	540,000	4,800	852,000	860,000	8,800	1,252,000	1,260,000	15,330
540,000	546,000	4,860	860,000	868,000	8,910	1,260,000	1,268,000	15,480
546,000	552,000	4,910	868,000	876,000	9,010	1,268,000	1,276,000	15,620
552,000	558,000	4,960	876,000	884,000	9,120	1,276,000	1,284,000	15,760
558,000	564,000	5,020	884,000	892,000	9,230	1,284,000	1,292,000	15,910
564,000	570,000	5,070	892,000	900,000	9,340	1,292,000	1,300,000	16,050
570,000	576,000	5,130	900,000	908,000	9,450	1,300,000	1,310,000	16,200
576,000	582,000	5,180	908,000	916,000	9,550	1,310,000	1,320,000	16,380
582,000	588,000	5,230	916,000	924,000	9,660	1,320,000	1,330,000	16,560
588,000	594,000	5,290	924,000	932,000	9,770	1,330,000	1,340,000	16,740
594,000	600,000	5,340	932,000	940,000	9,880	1,340,000	1,350,000	16,920
600,000	606,000	5,400	940,000	948,000	9,990	1,350,000	1,360,000	17,100
606,000	612,000	5,480	948,000	956,000	10,090	1,360,000	1,370,000	17,280
612,000	618,000	5,560	956,000	964,000	10,200	1,370,000	1,380,000	17,460
618,000	624,000	5,640	964,000	972,000	10,310	1,380,000	1,390,000	17,640
624,000	630,000	5,720	972,000	980,000	10,420	1,390,000	1,400,000	17,820
630,000	636,000	5,800	980,000	988,000	10,530	1,400,000	1,410,000	18,000
636,000	642,000	5,880	988,000	996,000	10,630	1,410,000	1,420,000	18,180
642,000	648,000	5,960	996,000	1,004,000	10,740	1,420,000	1,430,000	18,360
648,000	654,000	6,040	1,004,000	1,012,000	10,870	1,430,000	1,440,000	18,540
654,000	660,000	6,120	1,012,000	1,020,000	11,010	1,440,000	1,450,000	18,720
660,000	666,000	6,210	1,020,000	1,028,000	11,160	1,450,000	1,460,000	18,900
666,000	672,000	6,290	1,028,000	1,036,000	11,300	1,460,000	1,470,000	19,080
672,000	678,000	6,370	1,036,000	1,044,000	11,440	1,470,000	1,480,000	19,260
678,000	684,000	6,450	1,044,000	1,052,000	11,590	1,480,000	1,490,000	19,440
684,000	690,000	6,530	1,052,000	1,060,000	11,730	1,490,000	1,500,000	19,620
690,000	696,000	6,610	1,060,000	1,068,000	11,880	1,500,000	1,510,000	19,800
696,000	702,000	6,690	1,068,000	1,076,000	12,020	1,510,000	1,520,000	19,980
702,000	708,000	6,770	1,076,000	1,084,000	12,160	1,520,000	1,530,000	20,160
708,000	714,000	6,850	1,084,000	1,092,000	12,310	1,530,000	1,540,000	20,340
714,000	720,000	6,930	1,092,000	1,100,000	12,450	1,540,000	1,550,000	20,520
720,000	726,000	7,020	1,100,000	1,108,000	12,600	1,550,000	1,560,000	20,700
726,000	732,000	7,100	1,108,000	1,116,000	12,740	1,560,000	1,570,000	20,880
732,000	738,000	7,180	1,116,000	1,124,000	12,880	1,570,000	1,580,000	21,060
738,000	744,000	7,260	1,124,000	1,132,000	13,030	1,580,000	1,590,000	21,240
744,000	750,000	7,340	1,132,000	1,140,000	13,170	1,590,000	1,600,000	21,420
750,000	756,000	7,420	1,140,000	1,148,000	13,320	1,600,000	1,610,000	21,600
756,000	762,000	7,500	1,148,000	1,156,000	13,460	1,610,000	1,620,000	21,820
762,000	768,000	7,580	1,156,000	1,164,000	13,600	1,620,000	1,630,000	22,050
768,000	774,000	7,660	1,164,000	1,172,000	13,750	1,630,000	1,640,000	22,270
774,000	780,000	7,740	1,172,000	1,180,000	13,890	1,640,000	1,650,000	22,500
780,000	786,000	7,830	1,180,000	1,188,000	14,040	1,650,000	1,660,000	22,720
786,000	792,000	7,910	1,188,000	1,196,000	14,180	1,660,000	1,670,000	22,950
792,000	798,000	8,000	1,196,000	1,204,000	14,320	1,670,000	1,680,000	23,170
798,000	804,000	8,150	1,204,000	1,212,000	14,470	1,680,000	1,690,000	23,400
804,000	810,000	8,260	1,212,000	1,220,000	14,610	1,690,000	1,700,000	23,620
810,000	816,000	8,370	1,220,000	1,228,000	14,760	1,700,000	1,710,000	23,850
816,000	822,000							
822,000	828,000							

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	24,070	2,210,000	2,220,000	35,370	2,710,000	2,720,000	48,870
1,720,000	1,730,000	24,300	2,220,000	2,230,000	35,640	2,720,000	2,730,000	49,140
1,730,000	1,740,000	24,520	2,230,000	2,240,000	35,910	2,730,000	2,740,000	49,410
1,740,000	1,750,000	24,750	2,240,000	2,250,000	36,180	2,740,000	2,750,000	49,680
1,750,000	1,760,000	24,970	2,250,000	2,260,000	36,450	2,750,000	2,760,000	49,950
1,760,000	1,770,000	25,200	2,260,000	2,270,000	36,720	2,760,000	2,770,000	50,220
1,770,000	1,780,000	25,420	2,270,000	2,280,000	36,990	2,770,000	2,780,000	50,490
1,780,000	1,790,000	25,650	2,280,000	2,290,000	37,260	2,780,000	2,790,000	50,760
1,790,000	1,800,000	25,870	2,290,000	2,300,000	37,530	2,790,000	2,800,000	51,030
1,800,000	1,810,000	26,100	2,300,000	2,310,000	37,800	2,800,000	2,810,000	51,300
1,810,000	1,820,000	26,320	2,310,000	2,320,000	38,070	2,810,000	2,820,000	51,570
1,820,000	1,830,000	26,550	2,320,000	2,330,000	38,340	2,820,000	2,830,000	51,840
1,830,000	1,840,000	26,770	2,330,000	2,340,000	38,610	2,830,000	2,840,000	52,110
1,840,000	1,850,000	27,000	2,340,000	2,350,000	38,880	2,840,000	2,850,000	52,380
1,850,000	1,860,000	27,220	2,350,000	2,360,000	39,150	2,850,000	2,860,000	52,650
1,860,000	1,870,000	27,450	2,360,000	2,370,000	39,420	2,860,000	2,870,000	52,920
1,870,000	1,880,000	27,670	2,370,000	2,380,000	39,690	2,870,000	2,880,000	53,190
1,880,000	1,890,000	27,900	2,380,000	2,390,000	39,960	2,880,000	2,890,000	53,460
1,890,000	1,900,000	28,120	2,390,000	2,400,000	40,230	2,890,000	2,900,000	53,730
1,900,000	1,910,000	28,350	2,400,000	2,410,000	40,500	2,900,000	2,910,000	54,000
1,910,000	1,920,000	28,570	2,410,000	2,420,000	40,770	2,910,000	2,920,000	54,270
1,920,000	1,930,000	28,800	2,420,000	2,430,000	41,040	2,920,000	2,930,000	54,540
1,930,000	1,940,000	29,020	2,430,000	2,440,000	41,310	2,930,000	2,940,000	54,810
1,940,000	1,950,000	29,250	2,440,000	2,450,000	41,580	2,940,000	2,950,000	55,080
1,950,000	1,960,000	29,470	2,450,000	2,460,000	41,850	2,950,000	2,960,000	55,350
1,960,000	1,970,000	29,700	2,460,000	2,470,000	42,120	2,960,000	2,970,000	55,620
1,970,000	1,980,000	29,920	2,470,000	2,480,000	42,390	2,970,000	2,980,000	55,890
1,980,000	1,990,000	30,150	2,480,000	2,490,000	42,660	2,980,000	2,990,000	56,160
1,990,000	2,000,000	30,370	2,490,000	2,500,000	42,930	2,990,000	3,000,000	56,430
2,000,000	2,010,000	30,600	2,500,000	2,510,000	43,200	3,000,000	3,010,000	56,700
2,010,000	2,020,000	30,820	2,510,000	2,520,000	43,470	3,010,000	3,020,000	57,010
2,020,000	2,030,000	31,050	2,520,000	2,530,000	43,740	3,020,000	3,030,000	57,330
2,030,000	2,040,000	31,270	2,530,000	2,540,000	44,010	3,030,000	3,040,000	57,640
2,040,000	2,050,000	31,500	2,540,000	2,550,000	44,280	3,040,000	3,050,000	57,960
2,050,000	2,060,000	31,720	2,550,000	2,560,000	44,550	3,050,000	3,060,000	58,270
2,060,000	2,070,000	31,950	2,560,000	2,570,000	44,820	3,060,000	3,070,000	58,590
2,070,000	2,080,000	32,170	2,570,000	2,580,000	45,090	3,070,000	3,080,000	58,900
2,080,000	2,090,000	32,400	2,580,000	2,590,000	45,360	3,080,000	3,090,000	59,220
2,090,000	2,100,000	32,620	2,590,000	2,600,000	45,630	3,090,000	3,100,000	59,530
2,100,000	2,110,000	32,850	2,600,000	2,610,000	45,900	3,100,000	3,110,000	59,850
2,110,000	2,120,000	33,070	2,610,000	2,620,000	46,170	3,110,000	3,120,000	60,160
2,120,000	2,130,000	33,300	2,620,000	2,630,000	46,440	3,120,000	3,130,000	60,480
2,130,000	2,140,000	33,520	2,630,000	2,640,000	46,710	3,130,000	3,140,000	60,790
2,140,000	2,150,000	33,750	2,640,000	2,650,000	46,980	3,140,000	3,150,000	61,110
2,150,000	2,160,000	33,970	2,650,000	2,660,000	47,250	3,150,000	3,160,000	61,420
2,160,000	2,170,000	34,200	2,660,000	2,670,000	47,520	3,160,000	3,170,000	61,740
2,170,000	2,180,000	34,420	2,670,000	2,680,000	47,790	3,170,000	3,180,000	62,050
2,180,000	2,190,000	34,650	2,680,000	2,690,000	48,060	3,180,000	3,190,000	62,370
2,190,000	2,200,000	34,870	2,690,000	2,700,000	48,330	3,190,000	3,200,000	62,680
2,200,000	2,210,000	35,100	2,700,000	2,710,000	48,600	3,200,000	3,210,000	63,000

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	
3,210,000	3,220,000	63,310	3,660,000	3,670,000	77,490	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 4.05%を乗じて 算出した金額か ら96,300円を控 除した金額
3,220,000	3,230,000	63,630	3,670,000	3,680,000	77,800			
3,230,000	3,240,000	63,940	3,680,000	3,690,000	78,120			
3,240,000	3,250,000	64,260	3,690,000	3,700,000	78,430			
3,250,000	3,260,000	64,570	3,700,000	3,710,000	78,750			
3,260,000	3,270,000	64,890	3,710,000	3,720,000	79,060	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 4.6%を乗じて 算出した金額か ら150,300円を 控除した金額
3,270,000	3,280,000	65,200	3,720,000	3,730,000	79,380			
3,280,000	3,290,000	65,520	3,730,000	3,740,000	79,690			
3,290,000	3,300,000	65,830	3,740,000	3,750,000	80,010			
3,300,000	3,310,000	66,150	3,750,000	3,760,000	80,320			
3,310,000	3,320,000	66,460	3,760,000	3,770,000	80,640	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 4.95%を乗じて 算出した金額か ら240,300円を 控除した金額
3,320,000	3,330,000	66,780	3,770,000	3,780,000	80,950			
3,330,000	3,340,000	67,090	3,780,000	3,790,000	81,270			
3,340,000	3,350,000	67,410	3,790,000	3,800,000	81,580			
3,350,000	3,360,000	67,720	3,800,000	3,810,000	81,900			
3,360,000	3,370,000	68,040				40,000,000	60,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 5.4%を乗じて 算出した金額か ら420,300円を 控除した金額
3,370,000	3,380,000	68,350	3,810,000	3,820,000	82,210			
3,380,000	3,390,000	68,670	3,820,000	3,830,000	82,530			
3,390,000	3,400,000	68,980	3,830,000	3,840,000	82,840			
3,400,000	3,410,000	69,300	3,840,000	3,850,000	83,160			
			3,850,000	3,860,000	83,470			
3,410,000	3,420,000	69,610				60,000,000	100,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 5.85%を乗じて 算出した金額か ら690,300円を 控除した金額
3,420,000	3,430,000	69,930	3,860,000	3,870,000	83,790			
3,430,000	3,440,000	70,240	3,870,000	3,880,000	84,100			
3,440,000	3,450,000	70,560	3,880,000	3,890,000	84,420			
3,450,000	3,460,000	70,870	3,890,000	3,900,000	84,730			
			3,900,000	3,910,000	85,050			
3,460,000	3,470,000	71,190				100,000,000円以上		退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 6.3%を乗じて 算出した金額か ら1,140,300円 を控除した金額
3,470,000	3,480,000	71,500	3,910,000	3,920,000	85,360			
3,480,000	3,490,000	71,820	3,920,000	3,930,000	85,680			
3,490,000	3,500,000	72,130	3,930,000	3,940,000	85,990			
3,500,000	3,510,000	72,450	3,940,000	3,950,000	86,310			
			3,950,000	3,960,000	86,620			
3,510,000	3,520,000	72,760						
3,520,000	3,530,000	73,080	3,960,000	3,970,000	86,940			
3,530,000	3,540,000	73,390	3,970,000	3,980,000	87,250			
3,540,000	3,550,000	73,710	3,980,000	3,990,000	87,570			
3,550,000	3,560,000	74,020	3,990,000	4,000,000	87,880			
3,560,000	3,570,000	74,340	4,000,000	5,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 3.15%を乗じて 算出した金額か ら37,800円を控 除した金額			
3,570,000	3,580,000	74,650						
3,580,000	3,590,000	74,970						
3,590,000	3,600,000	75,280						
3,600,000	3,610,000	75,600						
3,610,000	3,620,000	75,910	5,000,000	8,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 3.6%を乗じて 算出した金額か ら60,300円を控 除した金額			
3,620,000	3,630,000	76,230						
3,630,000	3,640,000	76,540						
3,640,000	3,650,000	76,860						
3,650,000	3,660,000	77,170						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号 地方税法の一部を改正する法律案

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、第七十八条第一項、第一百二十二条の二、第四百八十九条及び第四百九十条の二第一項の改正規定は、昭和四十八年同年六月一日から、特別土地保有税に關する改正規定は同年七月一日から、昭和四十八年第四百九十条の四、第四百九十条の五第一項、第二百二十九条第三項及び第四百九十条の改正規定は同年十月一日から、昭和四十八年第四百九十条、第五百五十条第三項及び第四項並びに第五百五十一条第三項の改正規定は昭和四十九年四月一日から施行する。

(道府県民税に關する規定の適用)

第二条 改正後の地方税法(以下「新法」といふ。)の規定中個人の道府県民税に關する部分(新法第五十条の二の規定によつて課する所得割(以下この条において「分離課税に係る所得割」といふ。))に關する部分を除く。は、昭和四十八年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 昭和四十八年中に支払うべき退職手当等(新法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。)で、所得税法の二(一)を改正する法律(昭和四十八年法律第八号)の施行の日同年四月一日(以下「施行日」といふ。)前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等につき所得税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八号)による改正後の所得税法(昭和四十八年法律第三十三号。以下「改正後の所得税法」といふ。))第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に係る分離課税に係る所得割の額(以下この項において「改正後の道府県民税の退職所得割額」といふ。))をこえる場合には、改正前の地方税法(以下「旧法」といふ。))第五十条の五の規定による納入申告書に、改正後の道府県民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、新法第十七条の規定による当該還納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

3 前項前段に規定する場合には、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で、所得税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八号)の施行の日施行日以後に支払われるものに係る新法第五十条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第五十条の八の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額(昭和四十八年四月一日前に支払われた退職手当等にあつては、地方税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八号)附則第二條第二項に規定する改正後の道府県民税の退職所得割額)」とする。

第三条 新法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、昭和四十八年四月一日施行日以後に終了する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に終了した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。ただし、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八号。以下「昭和四十八年の租税特別措置法改正法」といふ。))附則第十二条第四項の規定により

読み替えられる同法による改正前の租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号。以下「改正前の租税特別措置法」といふ。))第五十五条又は第五十六条の規定の例によることとされる法人に係る事業税の課税標準となる各事業年度の所得の計算については、旧法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

2 新法附則第九條第一項及び第四項の規定は、昭和四十八年四月一日施行日以後に開始する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に開始した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。

3 新法の規定中個人の事業税に關する部分は、昭和四十八年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法附則第十條に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に關する部分は、この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。))施行日以後の不動産取得税に對して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産取得税に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三條の十四第一項及び第七十三條の十五の二第一項の規定は、昭和四十八年一月一日以後の不動産取得税に對して課する不動産取得税について適用する。

3 新法附則第十一條第六項の規定は、昭和四十八年四月一日以後の土地の取得に對して課する不動産取得税について適用する。

5 新法第七十八條第一項及び第七十二條の二の規定は、昭和四十八年六月一日以後におけるゴルフ場の利用に對して課すべき娯樂施設利用税について適用し、同日前におけるゴルフ場の利用に對して課する娯樂施設利用税については、なお従前の例による。

6 新法第七十八條第一項及び第七十二條の二の規定は、昭和四十八年六月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第七十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。))に對して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に對して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八條第一項及び第七十二條の二の規定は、昭和四十八年六月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第七十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。))に對して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に對して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

8 新法第七十八條第一項及び第七十二條の二の規定は、昭和四十八年六月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第七十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。))に對して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に對して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

9 新法第七十八條第一項及び第七十二條の二の規定は、昭和四十八年六月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第七十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。))に對して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に對して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

10 新法第七十八條第一項及び第七十二條の二の規定は、昭和四十八年六月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第七十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。))に對して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に對して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

11 新法第七十八條第一項及び第七十二條の二の規定は、昭和四十八年六月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第七十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。))に對して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に對して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

12 新法第七十八條第一項及び第七十二條の二の規定は、昭和四十八年六月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第七十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。))に對して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に對して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

13 新法第七十八條第一項及び第七十二條の二の規定は、昭和四十八年六月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第七十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。))に對して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に對して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

14 新法第七十八條第一項及び第七十二條の二の規定は、昭和四十八年六月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第七十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。))に對して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に對して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法の規定中分離課税に係る所得割に關する部分（新法第三百二十八条の五第二項の規定による特別徴収に係る部分に限る。）は、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

4 昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等につき改正後の所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に新法の規定中分離課税に係る所得割に關する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額（以下この項において「改正後の市町村民税の退職所得割額」という。）をこえる場合には、旧法第三百二十八条の五第二項の規定による納入申告書に、改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、新法第三十七條の規定による当該退職納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

5 前項前段に規定する場合には、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新法第三百二十八条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（昭和四十八年四月一日前に支払われた退職手当等にあつては、（地方税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）の施行の日）地方税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第八條第四項に規定する改正後の市町村民税の退職所得割額」とする。

（固定資産税に關する規定の適用）

第九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に關する部分は、昭和四十八年度分の固定資産税から適用し、昭和四十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第二項の規定中政令で定める車庫の新設又は増設をするために敷設した同項に規定する構築物に關する部分は、昭和四十七年一月二日以後において敷設された当該構築物について、昭和四十八年度分の固定資産税から適用する。

3 改正前の租税特別措置法第四十三條第一項又は昭和四十八年の租税特別措置法改正法附則第十一条第七項の規定の適用を受ける改正前の租税特別措置法第四十三條第一項の表の第三号に掲げる機械その他の設備に対して課する固定資産税については、旧法第三百四十九條の三第四項中「租税特別措置法第四十三條第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）による改正前の租税特別措置法第四十三條第一項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十一條第七項」と、「同項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律による改正前の租税特別措置法第四十三條第一項」として、同項の規定の例による。

4 旧法第三百四十九條の三第三項の規定は、昭和四十七年三月三十一日までの間において新設された同項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

5 新法第三百八十一條第六項の規定は、個人の所有する住宅用地（新法第三百四十九條の三の二に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）のうち当該住宅用地に係る昭和四十八年度分の固定資産税の

課税標準となるべき額が同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を乗じて得た額に満たないものについては、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

6 新法第三百八十四條第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

7 旧法附則第十五條第四項の規定は、昭和四十七年三月三十一日までの間において取得された同項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

第十條 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九條の三の二の規定が適用される住宅用地（前条第五項の規定の適用を受けるものを除く。）及び新法附則第十八條第八項又は附則第十八條の二第二項の規定が適用される宅地等（（市町村長は、新法第三百八十一條第六項の規定により土地課税台帳等に登録された当該住宅用地の価格に新法第三百四十九條の三の二に定める率を乗じて得た金額及び新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項の表の下欄に掲げる額））については、これらの額を当該宅地等

に課税する。この場合において、当該住宅用地の価格に第三百四十九條の三の二に定める率を乗じて得た金額に係る新法第四百七條第一項及び第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法第四百七條第一項中「第四百七十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第十條第一項の規定による固定資産の価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」と、新法第四百三十二條

第一項中「第四百三十五條第一項（第四百三十九條第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第十條第一項の規定による当該固定資産の価格等の通知を受けた日」とする。

2 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八條第八項又は附則第十八條の二第一項の規定が適用される宅地等（（市町村長は、新法第三百四十九條の三の二の規定が適用される市街化区域（新法附則第二十九條の二の適用を受けるものを除く。）））に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百六十四

條第七項の規定により納税者に納税通知書を交付する場合には、宅地等（（市町村長は、新法第三百六十四條第七項の規定により納税者に納税通知書を交付する場合には、宅地等））に対して課する固定資産税の額の算定方法の概要を記載した文書をあわせて交付するものとする。

第十一條 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、市町村は、宅地等に対して課する固定資産税について、新法第三百六十四條第二項の納税通知書の交付期限までに、当該宅地等が住宅用地であることとの認定ができないこと等のやむを得ない理由があることにより当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）ができなかつた場合には、個人の所有する宅地等については旧法の規定、法人の所有する宅地等については旧法の規定、新法附則第十八條第八項の規定又は新法附則第十八條の二第一項の規定の適用があるものとして、これらの規定により仮に算定した当該宅地等に係る固定資産税額に相当する額（以下この条において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、当該宅地等に係る固定資産税をそれぞれの納期において徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において本算定が行なわれた場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、本算定による昭和四十八年度分の固定資産税額(以下この条において「本算定税額」という。)にすでに賦課した固定資産税額が満たないときは、本算定が行なわれた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した固定資産税額が本算定税額をこえるときは、新法第七十七条又は第七十八条の二の規定の例によつて、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において当該固定資産税の納税者に交付する納税通知書には、次の各号に掲げる事項を趣旨とする記載をし、又は記載をした文書を添附しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、個人の所有する宅地等については旧法の規定、法人の所有する宅地等については旧法の規定、新法附則第十八条第八項の規定若しくは新法附則第十八条の二第一項の規定により仮に算定した額であり、又は当該額を含むものであること。

二 すでに賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合には、本算定が行なわれた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した仮算定税額が本算定税額をこえる場合には、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4 第一項の規定によつて徴収する固定資産税について滞納処分をする場合には、当該宅地等について第二項の規定による通知が行なわれる日までの間は、財産の換価は、することができない。

5 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、宅地等に対して課する同年度分の固定資産税について、施行日前に、旧法の規定による同年度分の税額の算定(以下この項において「旧算定」という。)を行ない、当該旧算定による税額を記載した納税通知書を交付している場合には、当該旧算定による税額が本算定による同年度分の税額と同一であることが明らかであると市町村長が認めたときを除き、当該旧算定による税額を仮算定税額と、当該納税通知書に係る賦課を第一項の仮算定税額による賦課とみなして、第一項、第二項及び前項の規定を適用する。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十二条 新法第四百八十九条第一項、第二項及び第十一項並びに第四百九十条の二第一項の規定は、昭和四十八年六月一日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

2 新法第四百九十条の規定は、昭和四十八年十月一日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する規定の適用)

第十三条 新法の規定中特別土地保有税に関する部分は、土地に対して課する特別土地保有税にあつ

ては昭和四十九年度分から適用し、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては昭和四十八年七月一日以後の土地の取得について適用する。

2 新法第五百九十九条第一項第二号の規定により昭和四十九年二月末日までに申告納付すべき土地の取得に対して課する特別土地保有税については、新法第五百九十五条及び第五百九十九条第一項第二号中「一月一日前一年以内」とあるのは、「昭和四十八年七月一日から同年十二月三十一日まで」とする。

3 新法附則第十八条の二第一項又は第二項の規定の適用がある非住宅用地に対して課する昭和四十九年度分の特別土地保有税については、新法第五百九十六条第一号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「附則第十八条の二第一項又は第二項の当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額」とする。

第十四条 新法附則第三十二条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する規定の適用)

第十五条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和四十八年度分の都市計画税から適用し、昭和四十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 附則第十條第二項の規定は、新法附則第十九条の三の規定が適用される市街化区域(新法附則第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する都市計画税について準用する。

(罰則に関する規定の適用)

第十六条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十八条 新法附則第十九条の三第一項の表の上欄に掲げる市街化区域(新法附則第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。)以外の市街化区域(新法附則第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。)については、新法第五百九十九条第一項の規定の適用があるものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、さらに課税の適正化を図るため検討を加え、その結果に基づき、昭和五十一年度分の固定資産税及び都市計画税から適用されるよう必要な措置が講ぜられるべきものとする。

(地方財政法の一部改正)

第十八条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第五号中「電気ガス税」の下に、「特別土地保有税」を加える。

(地方交付税法の一部改正)

第十九条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項の表市町村の項中第十六号を第十七号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次のように加える。

一 特別土地保有税

——前年度における特別土地保有税の課税標準額

第二十〇条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

合衆国軍隊による電気及びガスの使用で合衆国軍隊又はその公認調達機関の証明があるもの	合衆国軍隊
合衆国軍隊の構成員等による電気及びガスの使用で合衆国がその料金を支払うべきもの	合衆国軍隊の構成員等
合衆国軍隊が日本国において所有する土地又はその取得	合衆国軍隊
軍人用販売機等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域において所有する土地又はその取得	軍人用販売機等

に改める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二十二條 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「から第三百四十九条の四まで」を、「第三百四十九条の三及び第三百四十九条の四」に改める。

附則第十五項中「第十八条第一項又は」を「第十八条第一項若しくは第八項、附則第十八条の第二項又は」に、「の規定の適用を受ける宅地等については当該宅地等に係る同法附則第十八条第二項から第七項までに規定する前年度分の固定資産税の課税標準額に同法附則第十八条第一項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額を若しくは第八項又は附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける宅地等についてはこれ

昭和四十八年四月二十五日 参議院会議録第十四号 地方税法の一部を改正する法律案

らの規定に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額」に改め、附則第十六項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「又は営業路線の線路を増設する」を「営業路線の線路を増設し、又は政令で定める車庫を新設し、若しくは増設する」に改める。

第二十三條 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十六項の表の第一号の規定中政令で定める車庫を新設し、又は増設するために敷設した同項に規定する構築物に関する部分は、昭和四十七年四月一日以後において敷設された当該構築物について、昭和四十九年度分の市町村納付金から適用する。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四條 地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五十二條を次のように改める。

第五十二條 削除

第二十五條 前条の規定による改正前の地方税法の一部を改正する法律附則第五十二條第一項又は第二項に規定する農林漁業組合が同条第一項に規定する整備終了の日(同条第二項に規定する農林漁業組合については、同項に規定する連合会の整備終了の日)を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保した場合については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正前の地方税法の一部を改正する法律附則第五十二條第三項に規定する事業協同組合又は協同組合連合会が同項に規定する整備計画が完了することとなっている日を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保した場合については、なお従前の例による。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十六條 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二百五十五條第三項第六号中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「昭和五十三年度」を「昭和五十二年度」に改める。

「久次米健太郎君登壇、拍手」

○久次米健太郎君 たいいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案は、住民負担の軽減及び合理化をはかるため、住民税の所得控除の額の引き上げ、低所得者層に対する市町村民税の税率の緩和、事業税の事業主控除の額の引き上げ、

電気ガス税の税率の引き下げを行なうほか、料理飲食等消費税、固定資産税、電気ガス税等の免税点の引き上げ等を行ない、また、土地にかかる固定資産税について、住宅用地に対して特例措置を講じつつ課税の適正化をはかり、さらに、土地税制の一環として、特別土地保有税を創設する等のほか、三大都市圏内の都市に所在するいわゆるA、B農地に対する固定資産税については、評価額の二分の一を基礎に課税を行なう等、所要の改正をしようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わる、討論を行ない、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対して、住民税及び一般住宅用地に対する固定資産税等の軽減についてさらに所要の措置を講ずること、都市計画法上、生産緑地制度を早急に創設し、一般農地と同様の税負担とするよう検討すること、都市税源及び市町村道路財源の充実につとめること等を内容とする附帯決議を付しております。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(森八三二君) これより採決をいたします。

【賛成者起立】

○副議長(森八三二君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十一分散会

出席者は左のとおり。

- | | |
|-----|--------|
| 議長 | 河野 謙三君 |
| 副議長 | 森 八三二君 |
| 議員 | 塩出 啓典君 |
| | 野末 和彦君 |

- | | | | | |
|---------|--------|---------|--------|--------|
| 内田 善利君 | 栗林 卓司君 | 矢野 登君 | 前田佳都男君 | 増原 恵吉君 |
| 藤井 恒男君 | 青島 幸男君 | 高橋 邦雄君 | 山口長治郎君 | 八木 一郎君 |
| 原田 立君 | 沢田 実君 | 古賀雷四郎君 | 羽生 三七君 | 加藤シヅエ君 |
| 中村 利次君 | 高田 浩運君 | 河本嘉久蔵君 | 藤原 道子君 | 鶴岡 哲夫君 |
| 上林繁次郎君 | 矢追 秀彦君 | 渡辺 一太郎君 | 鈴木 強君 | 片岡 勝治君 |
| 三木 忠雄君 | 阿部 憲一君 | 世耕 政隆君 | 辻 一彦君 | 佐々木静子君 |
| 木島 則夫君 | 萩原 香子君 | 星野 重次君 | 須原 昭二君 | 加藤 進君 |
| 黒柳 昭範君 | 柏原 ヤス君 | 高橋雄之助君 | 小谷 守君 | 神沢 浄君 |
| 川上 為治君 | 中沢伊登子君 | 佐田 一郎君 | 鈴木美枝子君 | 宮之原貞光君 |
| 中尾 辰義君 | 熊谷太三郎君 | 中津井 真君 | 竹田 四郎君 | 安永 英雄君 |
| 鈴木 一弘君 | 渋谷 邦彦君 | 木村 睦男君 | 松本 英一君 | 和田 静夫君 |
| 田淵 哲也君 | 宮崎 正義君 | 船田 謙君 | 塚田 大願君 | 田中寿美子君 |
| 温水 三郎君 | 高山 恒雄君 | 高橋文五郎君 | 岩動 道行君 | 鈴木 力君 |
| 山田 徹一君 | 濱田 幸雄君 | 徳永 正利君 | 岡本 悟君 | 村田 秀三君 |
| 多田 省吾君 | 二宮 文造君 | 柴田 栄君 | 大谷藤之助君 | 松本 賢一君 |
| 向井 長年君 | 小平 芳平君 | 大竹平八郎君 | 江藤 智君 | 渡辺 英行君 |
| 小山邦太郎君 | 村尾 重雄君 | 伊藤 五郎君 | 平井 太郎君 | 渡辺 武君 |
| 斎藤 十朗君 | 中村 登美君 | 安井 謙君 | 西田 信一君 | 竹田 現照君 |
| 君 健男君 | 細川 護照君 | 後藤 義隆君 | 那 祐一君 | 横川 正市君 |
| 原 文兵衛君 | 中村 禎二君 | 吉武 恵市君 | 塩見 俊二君 | 戸田 賢治君 |
| 竹内 藤男君 | 永野 鎮雄君 | 鍋島 直紹君 | 山本敬三郎君 | 河田 完君 |
| 長屋 茂君 | 若林 正武君 | 稲嶺 一郎君 | 伊部 真君 | 成瀬 幡治君 |
| 松垣徳太郎君 | 小林 国司君 | 金井 元彦君 | 川野辺 静君 | 秋山 長造君 |
| 久次米健太郎君 | 長田 裕二君 | 堀木 又三君 | 片山 正英君 | 春日 正一君 |
| 石本 茂君 | 佐藤 隆君 | 嶋崎 均君 | 上田 哲君 | |
| 林田修紀夫君 | 安田 隆明君 | 戸田 菊雄君 | 今泉 正二君 | |
| 源田 実君 | 二木 謙吾君 | 杉原 一雄君 | 前川 旦君 | |
| 丸茂 重貞君 | 玉置 和郎君 | 藤田 正明君 | 山本茂一郎君 | |
| 山内 一郎君 | 宮崎 正雄君 | 沢田 政治君 | 平泉 涉君 | |
| 木島 義夫君 | 津島 文治君 | 大橋 和孝君 | 野々山一三君 | |
| 小笠 公昭君 | 堀本 宜実君 | 楠 正俊君 | 杉山善太郎君 | |
| 大森 久司君 | 白井 男君 | 内藤三郎君 | 土屋 義彦君 | |
| 植木 光教君 | 青木 一男君 | 松永 忠二君 | 西村 尚治君 | |
| 植竹 春彦君 | 木内 四郎君 | 林 虎雄君 | 西村 関一君 | |
| 杉原 荒太君 | 上原 正吉君 | 山本 利壽君 | 平島 敏夫君 | |
| 松平 勇雄君 | 古池 信三君 | 中村 英男君 | 山下 春江君 | |
| 重宗 雄三君 | 鬼丸 勝之君 | 森 元治郎君 | 阿具根 登君 | |
| | | | 山崎 昇君 | |

- | | | |
|--------|---------|--------|
| 政府委員 | 内閣法制局長官 | 吉國 一郎君 |
| 衆議院議員 | 八木 一男君 | |
| 内閣総理大臣 | 田中 角榮君 | |
| 外務大臣 | 大平 正芳君 | |
| 大蔵大臣 | 愛知 揆一君 | |
| 厚生大臣 | 齋藤 邦吉君 | |
| 通商産業大臣 | 中曾根康弘君 | |
| 労働大臣 | 加藤常太郎君 | |
| 建設大臣 | 金丸 信君 | |
| 自治大臣 | 江崎 真澄君 | |

労働政務次官 葉梨 信行君

議長の報告事項

去る二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 松本 賢一君

大蔵委員 竹内 藤男君

同 斎藤 十朗君

同 高橋雄之助君

同 塚田 大願君

同 山崎 五郎君

同 西田 信一君

同 渡辺 武君

同 棚田 四郎君

同 鈴木 強君

同 柴田 栄君

同 山崎 五郎君

同 西田 信一君

同 渡辺 武君

同 斎藤 十朗君

同 棚田 四郎君

同 高橋雄之助君

同 塚田 大願君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を物価等対策特別委員会に付託した。
生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
機械類信用保険法の一部を改正する法律案
金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案
金属鉱業等鉱害対策特別措置法案
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
機械類信用保険法の一部を改正する法律案
金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案
金属鉱業等鉱害対策特別措置法案
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案
飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
同日本院は、日本銀行政策委員会委員に武田満作君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
去る二十一日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
緊急雇用安定臨時措置法案(田邊誠君外九名提出)
失業保険法等の一部を改正する法律案(田口一

男君外九名提出)

同日議員から左の質問主意書が提出された。

米軍、自衛隊などによる基地の「共同使用」、および米軍基地返還状況とその転活用状況に関する質問主意書(神沢浄君提出)

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

大牟田市における通称爆発赤痢に関する質問主意書(黒柳明君提出)

米軍、自衛隊などによる基地の「共同使用」、および米軍基地返還状況とその転活用状況に関する質問主意書(神沢浄君提出)

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による昭和四十七年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

一昨二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 小枝 一雄君

同 竹田 現照君

同 矢追 秀彦君

同 鈴木 一弘君

同 玉置 和郎君

同 高橋雄之助君

同 植木 光教君

同 鈴木 亨弘君

同 山崎 竜男君

同 松本 賢一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 玉置 和郎君

同 松本 賢一君

同 矢追 秀彦君

昨二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
法務委員 玉置 和郎君

大蔵委員 山崎 五郎君

社会労働委員 小枝 一雄君

農林水産委員 堀木 又三君

同 初村謙一郎君

同 山崎 竜男君

同 植木 光教君

同 米田 正文君

同 西村 尚治君

同 佐々木静子君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 小枝 一雄君

大蔵委員 初村謙一郎君

社会労働委員 玉置 和郎君

農林水産委員 米田 正文君

同 山崎 五郎君

同 植木 光教君

同 山崎 竜男君

同 堀木 又三君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を物価等対策特別委員会に付託した。
生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案(松浦利尚君外三名提出)

昭和四十八年四月二十五日 参議院會議録第十四号 議長の報告事項

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

刑事補償法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

借地法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(青柳盛雄君外一名提出)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

国が行なう民有林野の分取造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外十名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案可決報告書

千九百七十二年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案修正議決報告書

入場税法の一部を改正する法律案可決報告書

物品税法の一部を改正する法律案可決報告書

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法案可決報告書

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

本日委員長から左の報告書が提出された。

地方税法の一部を改正する法律案可決報告書

〔第十一号参照〕

審査報告書

昭和四十八年度一般会計予算

昭和四十八年度特別会計予算

昭和四十八年度政府関係機関予算

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年四月十一日

予算委員長 大竹平八郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十八年度一般会計予算、昭和四十八年度特別会計予算及び昭和四十八年度政府関係機関予算は、わが国経済の国内均衡と対外均衡の調和を図りつつ、長期的視野のもとに国民福祉の充実に努めるため、予算及び財政投融资計画を通じて、財源の重点的かつ効率的な配分、費用負担の適正化及び公債政策の適切な活用を図り、もつて国民福祉向上のための各般の施策を積極的に推進するほか、これらの施策の推進に当つては、物価の動向に十分配慮し、特に地価対策の推進、低生産性部門の生産性向上、輸入政策の活用等総合的な物価安定対策の充実に図ることを基本方針として編成されている。

一般会計予算においては、財政法第四条第一項ただし書きの規定に基づき、二兆三千四百億円の公債を発行するほか、所得税減税及び産業関連の租税特別措置の改廃等を行ない、国税及び地方税を通じて、初年度約四千六百億円の減税を行なうこととし、施策の重点を社会保障の充実、社会資本の整備、公害の防止、環境の保全及び物価の安定等においている。

一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも十四兆二千八百四十億七千三百三十三万円であり、一般会計歳入歳出予算と特別会計歳入歳出予算との純計額は、歳入二十六兆一千五百八十一億九千九百十八万九千円、歳出二十三兆四千

四百六十四億三千三百五十九万三千円である。

なお、特別会計の数は造幣局特別会計ほか四十、政府関係機関の数は日本専売公社ほか十四で、いずれも前年度と同数である。

右の措置は、おおむね妥当なものと認める。

第十二号中正誤

べし 段行 誤 給料 正

定価 一部 五十円 (配達料込)

発行所

東京都港区赤坂四丁目二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六代)